

昭和二十九年三月

地方財政の状況報告

自治庁

目次

序	一
第一、昭和二十七年年度の地方財政の状況	四
一、昭和二十七年年度の決算の概況	四
(一) 昭和二十七年年度の決算状況	四
(1) 概 説	四
(2) 都道府県における決算状況	五
(3) 市町村における決算状況	五
(一) 前年度決算状況との比較	六
(二) 赤字団体と赤字額	八
(三) 赤字団体と赤字額	八
二、昭和二十七年年度の決算の分析	一〇
(一) 概 況	一〇
(二) 地方税収入の状況	一三
(三) 一般財源の状況	一八
(四) 人件費の状況	二〇
(五) 投資的経費の状況	二二
第二、昭和二十八年年度の地方財政の状況	二四

一、昭和二十八年年度の地方財政計画の概要	二四
(一) 政府当初予算における地方財政計画	二四
(二) 政府第一次補正予算(災害関係)における地方財政計画	三
(三) 政府第二次補正予算(給与改訂)における地方財政計画	三四
二、昭和二十八年年度における地方税財政制度の改正と運営の現状	三五
(一) 地方税法の改正と地方税徴収状況	三五
(1) 地方税法の改正	三五
(2) 地方税徴収状況	三七
(二) 地方財政平衡交付金制度の改正と配分状況	三八
(1) 地方財政平衡交付金制度の改正	三八
(2) 地方財政平衡交付金の配分状況	三九
(三) 地方債制度の改正と地方債の配分状況	四〇
(1) 地方債制度の改正	四〇
(2) 地方債の配分状況	四一
(四) 義務教育費国庫負担法の実施	四三
三、地方制度調査会の答申	四三
第三、昭和二十九年年度の地方財政の展望	四六
一、昭和二十九年年度の地方財政計画の概要	四七

二、歳出経費の増加の概要……………	六
三、地方税財政制度の改正と地方歳入の増加……………	七
四、昭和二十九年年度の地方財政の問題点……………	七
附 表……………	七

序

この報告書は、国会に対する地方財政の状況報告の第四回目のものである。地方自治は、終戦後民主主義の基盤として、その重要性が認識され、地方自治の裏付けである地方財源も累次に亘る改革によつて拡充増加されたにもかかわらず、地方財政需要の増嵩は著しく、地方財政は窮乏の現状にある。

最近の決算状況を国庫財政と比較すると、昭和二十七年年度の国庫財政の決算は、歳入総額一兆七八八億円、歳出総額八、七三九億円で歳計剰余金二、〇四九億円となつており、このうち翌年度繰越歳出の財源充当額が一、一九〇億円であるから、実質決算は八五九億円の純剰余金を残している。しかしながら、地方財政の決算状況は、歳入総額八、五三〇億円、歳出総額八、四二〇億円で歳計剰余金は一〇億円となつており、このうち翌年度繰越歳出（事業繰越及び支払繰延）の財源充当額が二九六億円であるから、実質決算は一八五億円の財源不足となつてゐる。この決算状況をみても、地方財政は著しい窮乏の現状にあるということが出来る。さらに個々の地方団体の決算状況についてみると、決算上歳計不足となつた赤字団体は一、〇六九団体に達し、前年度の一・五倍となり、またその歳計不足額は一五四億円の多額にのぼり、前年度の二・四倍となつてゐる。しかも翌年度繰越歳出（事業繰越及び支払繰延）の充当財源を控除した実質決算において財源不足となる団体は二、六三一団体におよびその財源不足額は三〇〇億円に達している。

このように数多くの地方団体が財源不足となつてゐるのは、地方財政における一般財源が乏しいためであるともいうことができるのである。すなわち、国庫財政における租税収入（煙草専売納付金を含めて）が歳入総額の七八%を占めてゐるのに対して地方財政における租税収入は、歳入総額の三六%を占めてゐるに過ぎないのであり、これに地方財政平衡交付金を加えても一般財源は歳入総額の五二%を占めるに過ぎないためであつて、地方財政における一般財源、特に地方税源の拡充

増加が必要とされているといえる。

昭和二十七年年度における地方団体の決算状況においてみられる地方財政の第一の特色は、地方税収入が、その総額において地方財政計画の収入見込を一四三億円上廻っているが、前年度の超過収入額二二億円と比較して財政上の余裕は、六九億円減少していることである。すなわちこれが地方財政の窮乏化の直接の原因となつている。

第二の特色は、都道府県の地方税収入は、徴収率が上昇しているに拘らず、財政計画の見込額を下廻り、また前年度収入額に比較して増加率は些少であることである。すなわち都道府県は前年度において所謂特需景気によつて異常な税収入をみたが、その景気の終熄によつて、前年度の如き税収入がみられず、大阪府等二十二府県においては税収入額が前年度より減少しており、その原因が主として法人事業税の減少にあるので、前年度に財政窮迫が緩和された所謂富裕団体でも、二十七年度は財政窮迫に陥入つているものが少くない。

第三の特色は、地方税収入の増収、地方財政平衡交付金の増加にもかかわらず、これら一般財源が、地方歳入総額中に占める割合が、前年度よりも低下したことである。すなわち、都道府県においては一般財源は歳入総額の五〇・〇%で前年度より四・九低下し、市町村においては五六・九%で一・八%低下して地方財政の自主性が後退している。

第四の特色は、人件費の増加が著しいことである。すなわち、給与改訂諸手当の改訂等のため人件費の増加額は、七一九億円であつて、主としてこれを賄うべき一般財源の増加額の六〇五億円より一一四億円超過をしており、地方財政の窮乏の顕著な原因となつている。この傾向は特に都道府県において顕著である。

第五の特色は、投資的事業費の増加にもかかわらずこれに充当する一般財源が減少していることである。すなわち、投資的事業費は、前年度に比較して四一七億円増加しているが、一般財源の充当額は六九億円減少している。これは国庫補助金、地方債の増加によることはいふまでもないが、一般財源の増加が少いことと、人件費等の消費的経費の増加が著しいた

めに、地方団体の財政の運営が、投資的経費における一般財源の充当額の圧縮の傾向を示しているといえるのである。この傾向は特に単独事業費において顕著にみられるところで、単独事業費の増加は僅か二四億円（四％の増）に止まるが、一般財源充当額は八四億円減少している。

昭和二十八年度における地方財政は、前年度の給与改訂の平年度化に伴う経費の増加、西日本風水害を始めとする全国各地に発生した大風水害に対する対策経費、復旧経費等の増加、その他財政需要の増加は著しいのであり、これを賄うべき財源としては地方税収入が景気の停滞や、地方税法の改正等によつてその増収が余り期待されず、地方財政平衡交付金、国庫補助金、地方債の増額に依存せねばならないのであるが、国庫財政も財政抑制を図っている現状においては、地方財政の窮乏はまぬがれぬところであり、このような地方財政における財源不足が地方自治の伸張を阻んでいる現状である。

第一 昭和二十七年年度の地方財政の状況

一、昭和二十七年年度の決算の概況

(一) 昭和二十七年年度の決算状況

(1) 概説

昭和二十七年年度の地方財政は、歳出経費についてみると、昭和二十六年十月に行われた給与改訂による増加経費が平年度化したのみでなく、二十七年十一月にさらに改訂が行われたことによつて、給与関係経費が著しく増大したほか、公共事業その他の政府施策による地方負担経費が増加しており、一般物価の高騰に伴つて行政諸経費が増嵩し地方財政における財政需要が増加した一方、歳入財源については、朝鮮休戦に伴つて所謂特需景気が終熄し、前年度の如き地方税収入の伸張がさほど期待することができなかつた上、地方税法の改正により入場税及び遊興飲食税の税率半減の措置が昭和二十八年一月より実施される等、財政収入増加の要素が乏しかつたのであり、地方財政平衡交付金及び地方債の増額がなされたのであるが、二十七年決算の状況をみると、地方財政の状況は、一般的に前年度にまして財政窮乏が深刻なものとなつてゐる。

このような昭和二十七年年度の地方財政の決算の概況は、第一表のとおりであつて、都道府県及び市町村（特別区を含む）を通ずる歳入総額は八、五三〇億円、歳出総額は八、四二〇億円であつて、歳計剰余金は一一〇億円となつてゐる（普通会計分であり公営企業会計分及び収益事業会計分を除いてゐる。以下同じ）。しかしながら翌年度に繰越した歳出（すなわち事業繰越および支払繰延）に対する充当財源二九五億円を控除すると、実質的決算は、一八五億円の財源不足となつてゐる。

第一表 昭和二十七年決算の概況

区分	歳入	歳出	歳計剰余金 (不足)額	事業繰越支払 繰延充当財源	純剰余(財 源不足)額
都道府県	四八一、〇八八 <small>百万円</small>	四七二、九〇八 <small>百万円</small>	八、一八〇 <small>百万円</small>	一八、六八二 <small>百万円</small>	△一〇、五〇二 <small>百万円</small>
市町村	三七二、〇〇二	三六九、一三七	二、八六五	一〇、九一一	△八、〇四六
五大市	五〇、五〇九	五一、六七七	△一、一六八	一、八五九	△三、〇二七
市	一二二、一〇四	一二五、八八二	△三、七七八	四、〇〇五	△七、七八三
町	一八七、四〇五	一八〇、七三九	六、六六六	四、三〇六	二、三六〇
特別区	一一、九八四	一〇、八三九	一、一四五	七四一	四〇四
合計	八五三、〇九〇	八四二、〇四五	一一、〇四五	二九、五九三	△一八、五四八

(2) 都道府県における決算状況

都道府県における団体別決算は「附表第一」のとおりである。すなわち、決算上歳計不足となつた団体(赤字団体)という。以下同じ。)及び歳計不足額(赤字額という。以下同じ。)は、兵庫県一一億円、京都府一〇億円、新潟県四億円、長野県四億円、石川県三億円、宮城県二億円、鹿児島県二億円、秋田県一億円、青森県一億円、岩手県一億円、富山県九千万円の一一府県で、これらの府県の赤字額は四五億円に達する。また、事業繰越及び支払繰延の繰越歳出に対する充当財源を控除した実質的決算において財源不足となつている団体(実質的赤字団体という。以下同じ。)は三五府県におよび、その財源不足額(実質的赤字額という。以下同じ。)は総計一三八億円を超える状況であつて、都道府県における財政は窮乏の状況にあるといえる。

(3) 市町村における決算状況

(イ) 五大市

五大市の決算状況は「附表第二」のとおりであつて、横浜市、京都市及び大阪市は決算上歳計不足となり、翌年

度歳入の繰上充用を行っており、名古屋市及び神戸市は歳計剰余金を出している。しかし事業繰越及び支払繰延の繰越歳出に対する充当財源を控除した実質的決算においては名古屋市のみが純剰余金を出している。

(四) 市

五大市を除く二七八市の決算状況は「附表第三」とおりで、一三二市が歳計剰余金を出し、一四六市が歳計不足となつて翌年度歳入の繰上充用を行つている。事業繰越及び支払繰延の繰越歳出充当財源を控除した実質的決算において赤字となるものは、二〇一市に達し、純剰余金を出しているのは僅かに七七市という状況であつて、中小都市財政は一般的に悪化しているといえる。

赤字の著しい都市は、尼崎市の六億三千五百万円を筆頭に、松山市三億百万円、堺市二億円、赤字額が一億円を超えるものは、広島市、下関市、明石市、豊中市、松本市、防府市、吹田市、山口市、鳥取市、岩国市、小松島市である。

(五) 町村

町村の決算状況は「附表第四」とおりである。

すなわち、歳計不足となつている町村は八八九町村であつて、その歳計不足額は、一二億円である。また歳計剰余金を出している町村は、八、八〇五町村で、その歳計剰余金は八八億円となつている。

(六) 特別区

特別区の決算状況は「附表第五」とおり、各区とも歳計剰余金を出しているが、実質的決算においては二区が財源不足となつている。

(七) 前年度決算状況との比較

(1) 昭和二十七年年度の決算状況を、前年度のそれと比較すると、第二表のとおりであつて、歳入決算額において一、五九四億円の増加となつているのに対して、歳出決算額においては一、七三三億円の増加となつている。従つて、その歳計剰余金は、一三九億円を減少し、前年度の半額以下（約四四％）となつてゐる。

第二表 決算比較表（総括）

区 分	二十七年度(A)		二十六年(B)		増減額(A) - (B)	比率(A)(B)
	百万円		百万円			
一、歳入決算額						
都道府県	四八一、〇八八	三九〇、四五九	九〇、六二九	一、二三		
市 町 村	三七二、〇〇二	三〇三、一九七	六八、八〇五	一、二三		
五 大 市	五〇、五〇九	四二、四七六	八、〇三三	一、一九		
市	一二二、一〇四	九八、二〇二	二二、九〇二	一、二四		
町	一八七、四〇五	一五二、三九六	三五、〇〇九	一、二三		
特 別 区	一一、九八四	一〇、一二三	一、八六一	一、一八		
合 計	八五三、〇九〇	六九三、六五六	一五九、四三四	一、二三		
二、歳出決算額						
都道府県	四七二、九〇八	三七二、二八六	一〇〇、六二二	一、二七		
市 町 村	三六九、一三七	二九六、三八六	七二、七五一	一、二五		
五 大 市	五一、六七七	四二、二四三	九、四三四	一、二二		
市	一二五、八八二	九九、一四〇	二六、七四二	一、二七		
町	一八〇、七三九	一四五、八五九	三四、八八〇	一、二四		
特 別 区	一〇、八三九	九、一四四	一、六九五	一、一九		
合 計	八四二、〇四五	六六八、六七二	一七三、三七三	一、二六		
三、歳計剰余金						
都道府県	八、一八〇	一八、一七三	△ 九、九九三	〇、四五		

市	二、八六五	六、八一	△三、九四六	〇、四二
町	△一、一六八	二、三三	△一、四〇一	△五、〇二
五	△三、七七八	△九三八	△二、八四〇	〇、四〇
大	六、六六六	六、五三七	一一九	一、〇二
市	一、一四五	九七九	一六六	一、一七
町	一、〇四五	二四、九八四	△一三、九三九	〇、四四
村				
特別				
計				

(2) 都道府県別にみると(「附表第一」参照)歳計剰余金の増加した団体は、福岡県五億円、香川県一億円、宮崎県一億円、高知県、滋賀県及び静岡県のみで、その増加額計一〇億円であり、その他の四〇都道府県においては、いずれも歳計剰余金は減少し、計一〇六億円に達し都道府県財政は一般的に悪化している。すなわち、兵庫県および大阪府においてそれぞれ一二億円減少しているのを筆頭として、京都府八億円、愛知県五億円、新潟県五億円、長野県五億円等所謂大府県の財政が著しく悪化しているということが顕著にみられるのであつて、前年度経済界の好況によつて、財政上好影響を受けた大府県が本年度企業活動の停滞によつて打撃を受け、弱小府県と同様財政窮乏化の途をたどつているといふことができる。

(3) 市町村別にみると、五大市については(「附表第二」参照)各市とも歳計剰余金が減少し、財政悪化を示しており、市については(「附表第三」参照)歳計剰余金の増加したものは一一二市であり、歳計剰余金の減少したのは一六六市であり、財政の悪化した都市が多い。

(三) 赤字団体と赤字額

昭和二十七年年度の決算の赤字団体についてみると、都道府県においては一一府県、市町村においては一、〇三八市町村の多きに達し、その赤字額は都道府県四五億円、市町村一一〇億円の多額にのぼつてゐる。前年度と比較すると、第

三表のとおり赤字団体数についても、また赤字額についても著しい増加となっている。

第三表 赤字団体数と赤字額

区 分	赤 字 団 体 数			赤 字 額		
	二十六年 度(A)	二十七年 度(B)	(B) - (A)	二十六年 度(C) 百万円	二十七年 度(D) 百万円	(D) - (C) 百万円
都 道 府 県	二	一一	九	一九一	四、四九五	四、三〇四
市 町 村	七一八	一、〇三八	三二〇	六、一五六	一〇、九六四	四、八五七
五 大 市	三	三	〇	八八五	一、九二〇	一、〇三五
市	一一五	一四六	三一	四、一九	六、八二三	二、七〇四
町	六〇〇	八八九	二八九	一、一五二	二、二二一	一、〇六九
特 別 区	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合 計	七二〇	一、〇四九	三四九	六、三四七	一五、四五九	九、一六一

また、事業繰越及び支払繰延の繰越歳出の充当財源を控除した実質的決算において実質的赤字団体は都道府県において三五府県、市町村において二、五九六市町村であり、その額は、都道府県一三七億円、市町村一六三億円である。前年度と比較すると第四表のとおりである。

第四表 実質的赤字団体数と実質的赤字額

区 分	赤 字 団 体 数			実 質 的 赤 字 額		
	二十六年 度(A)	二十七年 度(B)	(B) - (A)	二十六年 度(C) 百万円	二十七年 度(D) 百万円	(D) - (C) 百万円
都 道 府 県	一五	三五	二〇	二、五九〇	一三、七七八	一一、一八八
市 町 村	七四九	二、五九六	一、八四七	七、五六九	一六、二八七	八、七一八
五 大 市	四	四	〇	一、三一	三、五一〇	二、一九九

二、昭和二十七年年度の決算の分析

(一) 概況

地方財政における歳入及び歳出決算の款別及び経費別の内訳について、前年度のそれと比較すると第五表のとおりである。なお、都道府県及び市町村(五大市、市、町村及び特別区)における歳入歳出決算の内訳は「附表第六」である。

第五表 歳入歳出款別経費別(前年度対比)

区 分	二十七年 度		二十六年 度		比 較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	增加額(A)-(B)	增加率(A)-(B)
一、歳入						
1 地方 地方財政平衡交付金	三〇七、七六六	三六、一	二七二、二六四	三九、三	三五、五〇二	一三
2 地方財政平 衡交付金	一四五、〇〇〇	一七、〇	一二〇、〇〇五	一七、二	二四、九九五	二一
3 財産収入財産売却代金	一三、八五二	一、六	九、五五五	一、四	四、二九七	四五
4 分担金 負債担金	七、九九五	〇、九	五、三九五	〇、八	二、六〇〇	四八
5 使用料 手数料	二五、五七一	三、〇	一九、四七七	二、八	六、〇九四	三一
6 国庫 支出金	一六一、七九八	一九、〇	一二六、一二四	一八、一	三五、六七四	二八
7 都道府県 支出金	一三、一六四	一、五	一二、八一六	一、九	三四八	三
	百万円		百万円		百万円	%
					(A)-(B)	(A)-(B)

四、歳出(その二)経費別)

三、歳計剰余金		二、歳出(その二)款別)																		
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	12	11	10	9	8		
前年度繰上充用金	諸支	公債	選挙	統計調査	財産	産業	保健	社会及び労働施設費	教育	土木	警察	庁(役場)	議	歳入	雑収	繰越	繰入	寄附		
歳出合計	金	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	合	方	入	金	金	金	
一、〇四五	八四二、〇四五	六、二二六	三七、二八一	一八、一三〇	四、二一〇	一、二四七	九、七四六	一〇五、六九九	三〇、二三五	八三、五五〇	二二、三八一	一三、五二七	四六、四三四	一七、四六三	八五三、〇九〇	七〇、七五六	四一、三五六	四〇、四三七	九、八九九	一五、四九六
一〇〇、〇	〇、七	四、四	二、二	〇、五	〇、一	一、二	二、六	三、六	九、九	二八、一	一六、一	一三、九	五、五	一、二	一〇〇、〇	八、三	四、九	四、七	一、二	一、八
二四、九八四	六六八、六七二	五、四九二	二九、四九一	一、四〇九	二、六三五	一、一四五	七、三七〇	八、九九六	二二、六二八	一八、七〇一	一一、六四八	三、三七五	九五、〇五三	七、三七一	六九三、六五六	五三、三〇〇	二八、〇〇九	二七、六一三	八、二六五	一〇、八三三
一〇〇、〇	〇、八	四、三	一、七	〇、四	〇、二	一、一	一、二	三、五	一〇、三	二七、二	一七、三	一四、一	五、八	一、一	一〇〇、〇	七、七	四、〇	四、〇	一、二	一、六
△	一七三、三七三	七、七九〇	六、七二一	一、五七五	一、〇二二	二、三七六	二二、七〇四	六、六〇七	一三、七九二	五四、一五九	二二、六二四	七、四六四	二二、四一〇	二、三一五	△	一五九、四三四	一七、四五六	一三、三四七	一、六三四	四、六六三
△	一三、九三九	七三五	七、七九〇	一、五七五	一、〇二二	二、三七六	二二、七〇四	六、六〇七	一三、七九二	五四、一五九	二二、六二四	七、四六四	二二、四一〇	二、三一五	△	一五九、四三四	一七、四五六	一三、三四七	一、六三四	四、六六三
五六	二六	一三	二六	五九	六〇	九	三三	二九	二八	一九	三〇	二一	一九	二四	三三	三三	四八	四六	二〇	四三

1	消費的経費	五五一、六九八	六五、五	四二七、二八五	六三、九	一二四、四一三	二九
(1)	人件費	二九八、八一〇	三五、四	二二六、九三三	三三、九	七一、八七七	三三
(2)	物件費	一一八、八八三	一五、三	一〇五、二二四	一五、七	二三、六五九	二二
(3)	その他の	一一四、〇〇五	一四、八	九五、一二八	一四、三	二八、八七七	三〇
2	投資的経費	二六六、二三一	三一、六	二二四、四八六	三三、六	四一、七四五	一九
(1)	補助事業	一九七、八七二	二五、五	一五八、五八八	二五、七	三九、二八四	二五
(4)	一般	一一八、七六九	一五、三	一〇四、六四三	一五、六	二四、一二六	二三
(5)	災害	六九、一〇三	八、二	五三、九四五	八、一	一五、一五八	二八
3	単独事業	六八、三五九	八、一	六五、八九八	九、九	二、四六一	四
4	公債費	一七、八九〇	二、一	一一、四〇九	一、七	六、四八一	五六
合	前年度繰上充用金	六、二二六	〇、八	五、四九二	〇、八	七三四	一六
	計	八四二、〇四五	一〇〇、〇	六六八、六七二	一〇〇、〇	一七三、三七三	二六

(1) 昭和二十七年年度決算における歳入の大宗をなすものは、地方税収入が三、〇七七億円(三六%)、地方財政平衡交付金が一、四五〇億円(一七%)、国庫支出金が一、六一八億円(一九%)、及び地方債七〇七億円(八%)である。

前年度に比し増加額の総額は一、五九四億円で、地方税収入の増加三五五億円、地方財政平衡交付金の増加二五〇億円、国庫支出金の増加三五六億円、地方債の増加一七四億円、その他となつている。

従つて、一般財源(地方税収入と地方財政平衡交付金)としては、六〇五億円の増加であつて、歳入増加総額の三八%を占めている。しかしながら、その構成比をみると五三・二%であつて、前年度の五六・五%に比し三・四%も減少している。これに反して国庫支出金の構成比は、前年度より〇・九%増加し、また地方債においても〇・六%の増加となつている。従つて、前年度に比して地方財政の自主性が後退し、国庫財政に対する依存性を強めているといふことができる。

(2) 地方財政における歳出増加額一、七三四億円は、歳出款別にみると教育費五四二億円、産業経費二二七億円、土

木費二三六億円及び社会及び労働施設費一三八億円の増加がその主なるものである。

従つて、地方財政における最も大きな負担である教育経費は、総額二、三六九億円に達し、歳出総額の二八・一%を占め、その構成率は前年度より〇・九%高くなつてゐる。

(3) また、歳出増加額一、七三四億円は、これを経費別にみると、消費的経費の増加一、二四四億円、投資的経費の増加四一七億円となつてゐる。すなわち、消費的経費は、五、五一七億円に達し、歳出総額の六五・五%を占め、前年度に比較してその構成率も一・六%高くなつてゐる。

消費的経費の増加額は、人件費の増加七一・九億円、物件費の増加二二・六億円、その他の増加が二八・九億円となつており、人件費の増加額のみでもこれを賄うべき一般財源の増加額(六〇・五億円)をはるかに上廻つてゐるのである。地方財政の窮乏化の一因は、地方財政における人件費の増加と、これを賄うべき一般財源の増加とがこのように均衡のとれてゐないことにあると、指摘することが出来る。

投資的経費の増加額は、補助事業費の増加が三九・三億円で単独事業費の増加は僅かに二・四億円である。このように投資的経費の増加は、大半が補助事業費の増加とすることであつて、地方団体がその単独の財源で事業を施行する余力の乏しくなつてゐることを示してゐる。

都道府県別に歳出の経費別内訳の状況をみると「附表第七」のとおりで、消費的経費が歳出総額の七〇%を超えてゐる団体は、宮城県、千葉県、東京都、長野県、京都府、福岡県、長崎県及び熊本県の八都府県に達しており、また、投資的経費の単独事業費が歳出総額の一〇%を超えてゐる団体は、神奈川県、岐阜県及び静岡県にすぎない。

(二) 地方税収入の状況(徴収状況及び増加状況並びに一般財源中に占める状況)

(1) 地方税収入の徴収総額は前述のとおり、三、〇七八億円であつて、前年度より、三五五億円の増加である。また、

これを地方財政計画額二、九三四億円と比較すると、一四三億円の増収である。

税目別の収入額及び増加額並びに財政計画額との比較は、第六表のとおりである。

第六表 地方税収入状況とその前年度及び財政計画との比較

区 分	二十七年 度地方税収入		前年度との比較		財政計画との比較	
	地方税収入(A) 百万円	徴収率 %	地方税収入(B) 百万円	増減(△)(A)-(B) 百万円	財政計画額(C) 百万円	増減(A)-(C) 百万円
一、道府県税						
(一) 普通通税	一二五、五八四	八四	一一九、〇八六	六、四九八	一二六、三一五	△ 七三一
1 事業税	八六、八四八	八四	八四、六四一	二、二〇七	八一、六四三	五、二〇五
イ 法人	五七、九七六	九四	五七、五八二	三九四	五二、五八九	五、三八七
ロ 個人	二八、八七二	六九	二七、〇五九	一、八一三	二九、〇五四	△ 一八二
2 特別所得税	一、五四九	八一	一、八七五	△ 三二六	一、二七一	二七八
3 入場税	二〇、六〇〇	九一	一八、三三一	二、二六九	二二、三六九	△ 一、七六九
4 遊興飲食税	一三、一七八	七七	一一、二四〇	一、九三八	一七、七一一	△ 四、五四〇
5 自動車税	二、四三三	八二	一、九八四	四四九	二、三三三	△ 一〇
6 鉱区税	三二九	四七	三三五	△ 六	三八二	△ 五三
7 漁業権税	—	—	五〇	△ 五〇	—	—
8 狩猟者税	三〇八	九七	三六六	△ 五八	二五一	△ 五七
9 法定外普通税	三三九	九三	二六四	七五	三二八	△ 一一
(二) 目的税	六七一	五四	二二	△ 一七	三一	△ 二五
(三) 旧法による税収入	一二六、二六一	二七	一、七八二	△ 一、一一一	九九一	△ 三三〇
合 計	一二六、二六一	八三	一二〇、八九一	五、三七〇	一二七、三三七	△ 一、〇七六
二、市町村税						
(一) 普通通税	一七八、四八二	八四	一四五、四九六	三二、九八六	一六三、三二九	△ 一五、一五三

I	市町村民税	七六、一二七	八四	六三、五〇五	一二、六二二	七〇、九〇三	五、二二四
(イ)	均等割	八、八二九	八〇	八、三四三	四八六	八、〇〇〇	八二九
(ロ)	所得割	四七、四五二	八一	三八、六〇七	八、八四五	四一、八〇九	五、六四三
(ハ)	法人税割	一九、八四六	九二	一六、五五五	三、二九一	二一、〇九四	△、二四八
2	固定資産税	八〇、六八九	八三	六五、一九一	一五、四九八	七二、四七六	八、二一三
(イ)	土地	二七、六五九	八三	二三、三七〇	四、二八九	二六、四七二	一、一八七
(ロ)	家屋	三六、四一一	八一	二九、八二七	六、五八四	三二、五八二	三、八二九
(ハ)	償却資産	一六、六一九	八七	一一、九九四	四、六二五	一三、四二二	三、一九七
3	自転車税	二、一二六	八三	一、八八七	二二九	一、九八〇	一四六
4	荷車税	一、二二九	八七	一、一八九	四〇	一、二六七	三八
5	電気ガス税	一四、九〇〇	一〇〇	一〇、三四八	四、五五二	一三、二〇三	一、六九七
6	鉱産税	一、八二四	九五	一、五七六	二四八	一、六六四	一六〇
7	木材引取税	一、〇一三	七七	八四九	一六四	一、〇九一	七八
8	広告税	八四	六九	二一七	一三三	三五	四九
9	入湯税	一三二	八三	一一一	二一	一三三	一一
10	接客人税	三四	五〇	一三九	一〇五	三六	△
11	法定外普通税	三二四	八三	四八四	一六〇	五四一	△
(イ)	目的税	三七一	八一	三二〇	五一	三三〇	二一七
1	水利地益税	三九九	八五	三〇三	四六	三三〇	五一
2	共同施設税	二二	五一	一七	五	一	一
(ロ)	旧法による税収入	二、六五二	三〇	五、五五六	△、二、九〇四	二、四七四	一七八
合	計	一八一、五〇五	八二	一五一、三七二	三〇、一三三	一六六、一二三	一五、三八二
三、	地方税合計	三〇七、七六六	八二	二七二、二六三	三五、五〇三	二九三、四六〇	一四、三〇六

すなわち、道府県税についてみると、徴収額一、二六三億円で前年度よりも五四億円の増加となり、財政計画額よ

り一億円の減収となつてゐる。税目別にみて前年度より著しく増加したものは、個人事業税一八億円、入場税二三億円、遊興飲食税一九億円であり、財政計画額に比較して増減の著しいのは、法人事業税において五四億円の増収があつたこと、入場税において一八億円、遊興飲食税において四五億円の減収があつたことである。

また、市町村税についてみると、徴収額一、八一五億円で前年度より三〇一億円の増加となり、財政計画額より一五三億円の増収となつてゐる。税目別に前年度より増加の著しいのは、市町村民税の所得割八八億円、同じく法人税割三二億円、固定資産税の土地四三億円、家屋六六億円、償却資産四六億円、電気ガス税の四六億円である。財政計画額に比較して増収の著しいのは、市町村民税の所得割において、五六億円の増収であり、固定資産税において、八二億円の増収である。これは地方団体における超過課税の結果によるものが含まれているからであると思われる。

地方税の徴収状況についてみると、その徴収率は、道府県税八三%、市町村税八二%であり、前年度の徴収率道府県税八二%、市町村税八〇%に比較してそれぞれ向上している。道府県税についてこれを現過年度分と滞納繰越分とに分けてみると、現過年度分は九一%の徴収率を示しているが、滞納繰越分は三八%の徴収率を示して地方税の滞納整理の必要性が指摘される。また、市町村税の徴収率は五大市平均八一%、市平均八二%、町村平均八四%となつてゐる。

(2) 次に地方税収入の状況を地方団体別にみると、都道府県において徴収したものは一、四三三億円（都道府県税としては一、二六三億円であるが、東京都においては、市町村税相当のものが一六九億円含まれている。すなわち、特別区の区域における市町村民税のうちの法人分——均等割と法人税割——及び固定資産税、電気ガス税並びに法定外普通税——商品切手発行税——とである。）であり、市町村において徴収したものは一、六四六億円である。従つて、前年度と比較すると第七表のとおり、都道府県において九八億円、市町村において二五七億円の増収である。

第七表 地方税収入の増加状況及び一般財源中に占める地方税収入の割合

地方税収入の増加状況

一般財源中に占める
地方税収入の割合

区分	二十七年度(A)		二十六年度(B)		増加額		増加率	
	百万円	增加額(A)	百万円	增加額(B)	(A)	(B)		
都道府県	一四三、一八二	九、八二三	一三三、三五九	二五、六七九	七、四%	一八・五%		
市	一六四、五八四	二五、六七九	一三八、九〇五	三、七九二	一七・一%	九四・〇%		
五大市	二五、九〇三	二二、一一一	二二、一一一	一〇、五七八	二二・三%	八五・〇%		
町	五七、九六三	四七、三八五	四七、三八五	一〇、五〇三	一六・六%	六七・七%		
特別区	七三、六四五	六三、一四二	六三、一四二	八〇六	一一・九%	一〇〇・〇%		
村	七、〇七三	六、二六七	六、二六七	八〇六	一一・九%	一〇〇・〇%		
合計	三〇七、七六六	二七二、二六四	二七二、二六四	三五、五〇二	一三・〇%	六八・〇%		

右の表にみるように、都道府県における地方税収入の増加は、前年度より九八億円の増加で、その増加率は、七・四％に過ぎなく、これを市町村税の増加率一八・五％に比較しても少く、前年度における都道府県の地方税収入の増加率七・一・四％に比較すれば僅少である。これは、道府県税収入の大宗をなす事業税収入が、経済界の影響を強く受ける結果であつて、前年度においては所謂特需景気による経済界の著しい活況が、税収入の伸張をもたらしたことによるものであり、全く一時的な、しかも異常な伸張であつて、すでにこの特需景気も終熄し経済界の活動が停滞している二十七年度においては、前年度の如き異常な税収入の伸張を期待することはできなかつたのである。経済界の影響を最も強く受ける法人事業税の伸張状況をその他の税の伸張状況と比較してみると次のとおりである。

地方税収入増額

増加率

法人事業税

年度	百万円	増加率
二十五年度	一〇、七五八	26・25%
二十六年度	五七、五八二	27・26%
二十七年度	五七、九七六	27・25%

その他の税の計	五八、九三五	六三、三〇九	六八、二八五	一〇七	一〇八	一一六
---------	--------	--------	--------	-----	-----	-----

また、地方税収入が一般財源中に占める割合は、都道府県においては五九・四%、市町村においては七七・八%であつて、都道府県に比較して市町村の財政は一般財源中、より多くを地方税によつて賄うことができ、財政の自主性が相対的に強いといふことができる。すなわち、都道府県においては、東京都及び大阪府のみが地方財政平衡交付金の不交付団体であつて、その他の四道府県は交付団体となつていて、このうち地方税が一般財源の半分以上を占めているものは、神奈川県九三・六%、愛知県八八・四%、兵庫県八三・八%、京都府七七・八%、福岡県七七・三%、静岡県六四・〇%及び山口県五〇・二%の七府県に過ぎないし、また、青森県、秋田県、山形県、茨城県、山梨県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県及び鹿児島県の如きは地方税収入は一般財源の三〇%にみたない状況である。(「附表第八」参照)。

都道府県別にその地方税の前年度との比較をみると(「附表第八」参照)前年度より増加した団体は、二四都道府県であり前年度より減少した団体は、二二府県である。この減少した団体の主なるものは、大阪府一五億円を筆頭として、滋賀県五億円、富山県四億円、愛媛県四億円、三重県三億円、山口県三億円、宮崎県三億円、兵庫県三億円等で、いづれも大口の繊維関係事業所の所在府県であつて、繊維事業が前年度異常な収益をあげて法人事業税収入として増収されたにもかかわらず、二十七年年度においては操短等により収益は減少し、法人事業税収入として減収となつたことに共通の原因が指摘される。

(注) 地方税の減少した二二府県は、岩手、秋田、山形、福島、富山、福井、岐阜、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、宮崎、鹿児島である。

(三) 一般財源の状況(一般財源の増加状況と歳入総額中に占める状況)
 一般財源の増加額は、前述のとおり、地方税収入の増加三五五億円と地方財政平衡交付金収入の増加二五〇億円で合計

六〇五億円であるが、一般財源のこのような増加があつたのにかかわらず歳入総額中に占める一般財源の割合は減少している。地方団体別の一般財源の増加状況及び歳入総額中に占める一般財源の割合の概況は、第八表のとおりである。

第八表 一般財源の増加状況と歳入総額中に占める一般財源の割合

	一般財源の増加状況		歳入総額中に占める一般財源の割合		
	二十七年 度(A)	二十六年 度(B)	増加率 (A)-(B)	二十七年 度	二十六年 度
都道府県	二四一、一八七 ^{百万円}	二一四、四二八 ^{百万円}	二六、七五九 ^{百万円}	二二・五%	五〇・〇%
市	二二一、五七九	一七七、八四一	三三、七三八	一九・〇	五六・九
町	二七、五四六	二二、九四一	三、六〇五	一五・一	五四・五
市	六八、二一一	五六、七一一	一一、四九四	二〇・三	五五・九
町	一〇八、七四九	九〇、九一六	一七、八三三	一九・六	五八・〇
特別区	七、〇七三	六、二六七	八〇六	一二・九	五九・〇
合計	四五二、七六六	三九二、二六九	六〇、四九七	一五・四	五二・一

すなわち、都道府県における一般財源の増加額は二六八億円で前年度より一二・五%増加している。しかしながらその歳入総額中に占める割合は、前年度五四・九%に対して二十七年度は五〇%と四・九%低下している。

市町村においては、一般財源の増加額は三三七億円で前年度より一九%増加している。しかし、その歳入総額中に占める割合は前年度五八・七%に対して、二十七年度は五六・九%と一・八%低下している。

従つて、都道府県と市町村とを比較した場合には、増加額は市町村が多く増加率も高くなつてゐる。また歳入総額中に占める一般財源の割合はいずれも低下して財政の自主性は低くなつてゐるが、都道府県において特に著しく、都

道府県財政が相対的に自主性を弱めているといふことができる。

都道府県別の一般財源額と、その増加状況は「附表第九」のとおりで、二〇%以上増加した団体は、東京都、神奈川県及び福岡県の三団体に過ぎず、また前年度より減少した団体は、大阪府、兵庫県及び山口県の三団体となつてゐる。

(四) 人件費の状況

昭和二十七年年度において人件費については、(1)二十六年十月に行われた給与改訂が平年度化したこと、(2)二十七年一月に再び給与改訂が行われたこと、(3)勤務地手当支給地域の改訂が行われたこと、(4)石炭手当及び寒冷地手当の改訂が行われたこと、(5)年末手当及び勤勉手当の支給率が給与月額の一、五カ月分とされたこと等によつて人件費の増加は著しく前年度二、二六九億円より七一九億円の増加となり、総額二、九八八億円となつてゐる。

この人件費の総額は、地方財政計画上の人件費算定額二、五六一億円と比較すると四二七億円上廻つてゐる。このように財政計画と地方財政の実態とが喰ひ違つてゐるのは、二十六年十一月の給与改訂の際に、地方公務員の給与の実態が国家公務員の給与基準に比較して高いことによつて、給与改訂に際して国が財源措置を行うのは、国家公務員の給与の基準に従つた給与並びに給与改訂が行われるに必要な財源のみを確保するという趣旨によつて、財政計画においては調整単価によつて算定されてゐるためである。従つて、財政計画の人件費算定額を超過する経費は地方財政の圧迫となつてゐる。

また、見方をかえて人件費の増加額と、主としてそれを賄うべき一般財源の増加額とを比較してみると、第九表のとおり人件費の増加額七一億九千円に対して一般財源の増加額は六〇億五千万円であつて、差引人件費の増加額が一億四千万円超過となつてゐる。このように人件費の増加額は一般財源の増加額以上であり、地方財政の窮乏の一因が人件費の増加にあることがうかがえる。

特に都道府県においてこの傾向は著しく、都道府県別にみると、人件費の増加状況は「附表第十」のとおりであつて、その増加額より一般財源の増加額の多いのは、神奈川県と福岡県の二県に過ぎず、その他の四四府県は、人件費の増加額が一般財源の増加額以上となつてゐる。また、人件費が一般財源の八割以上の府県は三四府県に達し、京都府は、人件費総額が一般財源総額を上廻つてゐる。

第九表 人件費の増加状況と一般財源の増加額との比較

区 分	人 件 費 の 増 加 額				比 較 (D)-(C)
	二十七年 度(A)	二十六年 度(B)	増加額 (B)-(A)	一般財源の 増加額(D)	
都 道 府 県	一九七、四五八 <small>百万円</small>	一四九、〇〇三 <small>百万円</small>	四八、四五五 <small>百万円</small>	二六、七五九 <small>百万円</small>	△ 二一、六九六 <small>百万円</small>
市 町 村	一〇一、三五二	七七、九三〇	二三、四二二	三三、七三八	一〇、三一六
五 大 市	二〇、五三三	一六、四三七	四、〇九六	三、六〇五	△ 四九一
市	三五、八二三	二六、五六三	九、二六〇	一一、四九四	二、二三四
町	四〇、二五四	三一、四八六	八、七六八	一七、八三三	九、〇六五
村	四、七四二	三、四四四	一、二九八	八〇六	△ 四九二
特 別 区					
合 計	二九八、八一〇	二二六、九三三	七一、八七七	六〇、四九七	△ 一一、三八〇

(五) 投資的経費の状況

投資的経費の総額は二、六六二億円で、地方歳出総額の三一・六%を占めてゐるが、前年度と比較すると、四一七億円の増加となつてゐる。人件費の増加額七一・九億円を含める消費的経費の増加額一、二四四億円に比較して寡少であり、地方財政における投資的経費の地位は低くなつてゐる。

投資的経費のうち、補助事業と単独事業とに分けてみると、補助事業において三九三億円、単独事業において二四億円が増加となつていて、補助事業の増加が著しいのであり、単独事業の増加は僅少である。これは、前年度において単独事業が著しい伸張をみせたことと考へ合せると著しい対照をなしている。すなわち、前年度は異常な地方税収入によつて単独事業を豊富に施行しえたのであるし、本年度は前述の如く地方税収入の伸張もなければ、人件費の増加が著しいため単独事業の施行の増加はおさえられて、国庫補助金、地方債等の特定財源の多い補助事業の増加がみられたのである。このような地方団体における投資的経費の増減の傾向は、前年度との比較をしてみると明らかである。すなわち、第十表にみると、投資的経費の総額は、四一七億円の増加をしているにもかかわらずその一般財源充当額の総額は六九億円減少しているのである。補助事業についてみるならば、経費総額は三九三億円の増加にもかかわらず、一般財源充当額は僅か一五億円の増加に過ぎなく、また単独事業についてみると、事業費総額は、二四億円の増加したにもかかわらず、一般財源充当額は八四億円の減少となつてゐる。

第十表 投資的経費とその一般財源充当額の状況

区 分	二十七年 度		二十六年 度		増 減 (△)	
	総 額 百万円	一般財源 充当額 百万円	総 額 百万円	一般財源 充当額 百万円	総 額 百万円	一般財源 充当額 百万円
(合 計)	二六六、二三一	四五、三三〇	二二四、四八六	五二、二七九	四一、七四五	△ 六、九四九
投資的経費	一九七、八七二	二〇、四九四	一五八、五八八	一九、〇三六	三九、二八四	一、四五八
補助事業	一二八、七六九	一六、七四〇	一〇四、六四三	一六、八四四	二四、一二六	△ 一〇四
普通建設事業	六九、一〇三	三、七五四	五三、九四五	二、一九二	一五、一五八	一、五六二
災害復旧事業	六八、三五九	二四、八三六	六五、八九八	三三、二四三	二、四六一	△ 八、四〇七
単独事業						

(府県分)

投資的経費

一五〇、八〇七

二三、三七〇

一二五、六一二

二七、五五六

二五、一九五

△ 五、一八六

補助事業

一一九、五七九

一〇、一五五

一〇〇、四二八

一三、〇三二

一九、一五一

△ 二、八七七

普通建設事業

八一、〇七四

八、五三〇

六五、八六九

一〇、一三四

一五、二〇五

△ 一、六〇四

災害復旧事業

三八、五〇五

一、六二五

三四、五五九

二、八九八

三、九四六

△ 一、二七三

単独事業

三一、二二八

一一、二一五

二五、一八四

一四、五二四

六、〇四四

△ 二、三〇九

(市町村分)

投資的経費

一一五、四二四

二二、九六〇

九八、八七四

二四、七二三

一六、五五〇

△ 一、七六三

補助事業

七八、二九三

一〇、三三九

五八、一六〇

六、〇〇四

二〇、一三三

四、三三五

普通建設事業

四七、六九五

八、二一〇

三八、七七四

六、七二〇

八、九二一

一、五〇〇

災害復旧事業

三〇、五九八

二、一二九

一九、三八六

△ 七〇六

一一、二二二

二、八三五

単独事業

三七、一三一

一一、六二一

四〇、七一四

一八、七一九

△ 三、五八三

△ 六、〇九八

(一) 既定財政規模
 (二) 昭和二十八年年度新規財政需要額
 (1) 給与改訂に伴う給与関係経費増
 (2) 行政整理に伴う不用額
 (3) 教育委員会設置に要する経費
 (4) 自治体警察廃止による不用額
 (5) 人口等の増加に伴う経費の増
 (6) 恩給費の増
 (7) 教育職員の給与法改正による増
 (8) 公債費の増
 (9) 国の行政施策に伴う増
 (イ) 法令の改廃に伴う負担減
 (ロ) 補助負担金増加に伴う増
 (10) 臨時事業費の増
 (イ) 公共事業費
 (a) 一般公共事業費
 (b) 災害復旧事業費
 (ロ) 失業対策事業費
 (イ) 単独事業費
 (11) 節約による減
 (三) 富裕団体における超過財源等の増加額
 二、歳入
 (一) 地方税収
 (二) 地方財政平衡交付金

七四〇、三〇二	四一九、二四二	三二一、〇六〇
一一四、〇一四	五九、〇七五	五四、九三九
四一、六二四	二八、五六七	一三、〇五七
△ 一、八四九	△ 九〇七	△ 九四二
一、四一三		一、四一三
△ 二二三		△ 二二三
四、二九四	二、六八六	一、六〇八
一、六七一	一、一二九	五四二
三六〇	三五〇	一〇
八、〇三五	四、八二三	三、一一二
四、五七一	四、二五四	三一七
△ 一、〇八三	△ 七七一	△ 三六六
五、六五四	四、九七一	六八三
五八、九二六	二〇、七〇四	三八、一二二
四〇、三五一	一八、〇五六	二二、二九五
四三、七七六	一九、二二五	二四、五五一
△ 三、四二五	△ 一、一六九	△ 二、二五六
一、九七八	九六九	一、〇〇九
一六、五九七	一、六七九	一四、九一八
△ 四、七九八	△ 二、五三一	△ 二、二六七
三、七四五	六五三	三、〇九二
八五八、〇六一	四七八、九七〇	三七九、〇九一
三〇四、七四七	一二四、五六七	一八〇、一八〇
一三〇、〇〇〇	八二、六一七	四七、三八三

国庫支出金		地方債		雑収	
(1) 児、童、保、護、費	二三八、四〇九				
(2) 義務教育費国庫負担金	四、二七一				
(3) その他の普通補助金	五四、〇〇〇				
(4) 公共事業費国庫補助金	四六、〇〇九				
(イ) 一般公共事業	一二四、四二九				
(ロ) 災害復旧事業	七三、一九一				
(5) 失業対策事業費補助金	五一、二三八				
(イ) 地方債	九、七〇〇				
(ロ) 雑収	九五、三〇〇				
合 計	八五八、〇六一	四七八、九七〇	三七八、〇九一		

(2) 昭和二十八年新規財政需要額

昭和二十八年新規財政需要額の総額は一、一四〇億円で、その主なるものは次のとおりである。

(1) 給与改訂に伴う給与関係経費の増 四一六億円

給与関係経費の増加は、前年十一月に行われた給与改訂の平年度化に伴う経費三三二億円と、国会修正に基づき調整単価の修正によるもの八四億円である。すなわち、給与改訂による給与の増加の割合は、一般職員一九・七%、小学校教員二三・六%、中学校教員二四・三%、その他の学校教職員二四・六%となつてゐる。また、調整単価の修正とは、昭和二十六年十月の給与改訂に際し地方公務員の給与が国家公務員に比して高いとされた額、すなわち、道府県一般職員三四八円、教員三四九円、市町村一般職員五七六円の額を減額して財源措置を行つていたので、最近における国家公務員の昇給昇格の実施、教員の新陳代謝の状況に従つて実情に即するように従来の計画単価を修正したものである。計画単価と、その修正単価とを前年度単価と比較すると第十二表のとおりである。

第十二表 財政計画における給与単価月額

区 分	二十七年 度計画		二十八年 度計画月額			比	較
	月額単価(A)	当初単価(B)	修正単価(C)	(B) (A)	(C) (A)		
一、道府県							
(一) 一般職員	一〇、九七五 円	一二、二五六 円	一二、八二七 円	一、二八一 円	一、八五二 円		
その他学校職員	一五、六四〇	一八、一一七	一八、三八二	二、四七七	二、七四二		
(二) 義務教育							
小学校教員	一一、八五九	一三、六八三	一四、四〇〇	一、八二四	二、五四一		
中学校教員	一二、九七八	一四、九七九	一五、三三五	二、〇〇一	二、三五七		
盲ろう学校教員	一三、六五四	一五、八一八	一六、一三四	二、一六四	二、四八〇		
事務職員	一〇、九七五	一二、二五六	一二、八二七	一、二八一	一、八五二		
二、市町村							
一般職員	一〇、七〇九	一一、九七四	一二、八四八	一、二六五	二、一三九		
警察消防職員	一五、六四〇	一八、一一七	一八、三八二	二、四七七	二、四四一		
教員							
臨時事業費の増	五八九億円				二、七四二		

(四) 臨時事業費の増 五八九億円

臨時事業費の増加は、国庫補助金の増減に伴うものとして、一般公共事業費四三七億円の増加と災害復旧事業費三四億円の減少と、失業対策事業費二〇億円の増加である。その他は、単独事業費の二六六億円の増加である。この単独事業費の増加のうちには、市町村における小中学校の老朽校舎の改修に要する事業費一五億円を含んでいる。

(ハ) 公債費の増 八〇億円

公債費の増加は、最近の地方債の急増によるものであつて、昭和二十八年年度の公債費総額は二五一億円、うち元

金償還額一〇四億円、利子一四七億円であり、前年度に対して元金三四億円、利子四六億円合計八〇億円の増加である。

(二) 国の行政施策に伴う増 四六億円

国の行政施策に伴う増は、法令に基いて地方団体がその施行を義務づけられているが、国庫補助のない経費について法令の改廃に伴った地方経費の増減と、補助金の新設、改廃、増減等に伴った地方経費の増減とである。

法令の改廃に伴う地方経費は一億円減少し、この主なるものは教育委員会選挙費が二十八年度は不要となるので、一三億円減少する。補助金の増加による地方経費は児童保護費一七億円、保健所費八億円、産業教育振興費八億円等が主なるものである。

(三) 人口等の増加に伴う経費の増 四三億円

人口等の増加に伴う経費の自然増加は、生徒児童の増加による学校建設等の経費である。

(四) 経費の節約 四八億円

政府予算の原案は、行政費を節約し財政規模の膨脹を抑制する趣旨で、旅費及び物件費を一律に一五%天引して編成したものであったが、さらに国会において「一般行政費節約要領」による大巾の節約（一般会計分で一〇二億円の節約）の修正を行ったので地方財政においても財政規模の抑制を図つて、財政窮乏の克服につとめるため、国庫財政と相俟つて経費の節約を行うものとして道府県においては、一五%二五億円を市町村においては一〇%二三億円をそれぞれ節約することとしている。

(3) 地方歳入の増加

昭和二十八年地方歳入を前年度と比較すると、第十三表のとおり、その増加額は、地方税一一三億円、国庫補助

負担金八二二億円、地方債三二八億円、雑収入七四億円、減少額は地方財政平衡交付金一五〇億円となつている。

事 項

	二十八年 度(A)	二十七年 度(B)	増減 (A)-(B)
(一) 地方税収入	二八八,〇〇〇	二九三,〇〇〇	一,二八七
(二) 地方財政平衡交付金	三〇四,七四七	二九三,〇六〇	一一,二八七
(三) 国庫支出金	一三〇,〇〇〇	一四五,〇〇〇	一五,〇〇〇
(四) 児童保護費	二三八,四〇九	一五七,一七六	八一,二三三
(五) 義務教育費国庫負担金	四,二七一	—	四,二七一
(六) その他の普通通補助金	五四,〇〇〇	—	五四,〇〇〇
(七) 公共事業費国庫補助金	四六,〇〇九	四六,三一七	三〇八
(八) 一般公共事業	一二四,四二九	一〇二,八五九	二一,五七〇
(九) 災害復旧事業	七三,一九一	五二,六八八	二〇,五〇三
(一〇) 失業対策費補助金	五一,二三八	五〇,一七一	一,〇六七
(一一) 地方債	九,七〇〇	八,〇〇〇	一,七〇〇
(一二) 雑収入	九五,三〇〇	六二,五〇〇	三二,八〇〇
(一三) 雑収入	八九,六〇五	八二,一六六	七,四三九
合計	八五八,〇六一	七四〇,三〇二	一一七,七五九

(1) 地方税収入

地方税収入は、道府県税が経済情勢の不況のため事業税の自然増収は期待されず税法改正による基礎控除の引上げ（従来の三万八千円から五万円に引上げる案）等によつて減収が予想されるほか、入場税及び遊興飲食税は前年度の税法改正による税率の半減によつて減収となり、全体で前年度より二八億円程度の減少となるが、市町村税としては自然増収が多く一四〇億円程度の増収の見込みとなつている。税目別に前年度決算額と比較すると、第十四表のとおりである。

第十四表 税目別税収入見込の前年度計画額との比較

税目	二十八年度(A)		二十七年度(B)		増減(△)	比率(A)(B)
	百万円	百万円	百万円	百万円		
一、道府県税						
事業税	八〇,〇三九	八一,六四三	△	一,六〇四	〇・九八〇	
入場税	二〇,二八四	二二,三六九	△	二,〇八五	〇・九〇七	
遊興飲食税	一七,五〇七	一七,七一八	△	二一一	〇・九八九	
その他	六,七三七	五,六〇七	△	一,一三〇	一・二〇一	
計	一二四,五六七	一二七,三三七	△	二,七七〇	〇・九七八	
二、市町村税						
市町村民税	七七,〇八二	七〇,九〇三		六,一七九	一・〇八七	
固定資産税	八〇,八六二	七二,四七六		八,三八六	一・一一六	
電気ガス税	一四,三二一	一三,二〇三		一,一一八	一・〇八五	
その他	七,九一五	九,五四一	△	一,六二六	〇・八三〇	
計	一八〇,一八〇	一六六,一二三		一四,〇五七	一・〇八五	
三、合 計	三〇四,七四七	二九三,四六〇		一一,二八七	一・〇三八	

(ロ) 地方財政平衡交付金

地方財政平衡交付金は、前年度よりも減少しているが、これは義務教育費国庫負担制度（二分の一国庫負担）の実施によつて、従来地方財政平衡交付金のうちに算入されていた義務教育費の二分の一の相当額五四〇億円が国庫補助金に振り替つたこと、及び児童保護費が復活し四三億円が同様に国庫補助金に振り替つたこと等による。

(ハ) 国庫補助金

国庫補助金の増加額は八一二億円の巨額に達するが、これは義務教育費国庫負担制度の実施によるもの五四〇億円と、児童保護費国庫負担制度の復活によるもの四三億円のほか、一般公共事業費に対する国庫補助金の増加二〇

五億円、災害復旧事業費に対する国庫補助金の増加一一億円、及び失業対策事業費に対する国庫補助金の増加一七億円等である。

(二) 地方債

地方債は三二八億円の増加となつてゐるが、総額九五三億円のうち、政府資金によるものは七〇五億円で前年度より一三〇億円の増加、公募資金によるものは一一〇億円で、前年度より六〇億円の増加となり、このほか新たに、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律により、交付公債九七億円を認めてゐる。これは国直轄事業に対する地方団体の分担金が多額にのぼり地方財政の圧迫となつてゐるので交付公債による納付を認め財政圧迫を緩和しようとするものである。

(三) 雑収入

雑収入の増加は、主として使用料手数料による増加を期待し、地方公共団体手数料令の改正によつて二四億円程度の増収を、また、授業料、水利使用料等で二八億円程度の増収を期待してゐる。

(四) 政府第一次補正予算（災害関係）における地方財政計画

昭和二十八年度は春の凍霜害、六月の西日本水害、七、八月の近畿の水害について九月の一三号台風による被害と相次ぐ風水害を蒙り、さらに近年にない冷害等による農作物の著しい不作も加つたので、これらの災害に対する早急な復旧並びに冷害等の応急救済措置等中央、地方を通じて財政負担は、ぼう、大なるものが予想された。

この風水害の被害額等は、第十五表のとおりで、その被害額の報告は二、六二〇億円であり、その災害復旧事業費見込額は一、七七五億円となつてゐる。これに対する国の負担金、補助金等の国費所要額は、特別措置法を適用すると一、五六五億円を要する見込である。

第十五表 昭和二十八年発生災害に対する国費所要見込額

公共事業関係被害報告額	災害復旧事業費見込額	国費所要額	
		現行法による場合	特別措置による場合増加分
冬季風浪、融雪災害	七五	七二九	一六二
六一七月風水害	七五	三六	一
八月、一三号台風による災害	一、五三一	七二九	一六二
	一、〇一四	五四二	九六
計	二、六二〇	一、三〇七	二五八
			一、五六五

(注) 被害報告額は十月初旬現在の府県報告を集計したもの。

この莫大な損害額に対し、政府第一次補正予算で風水害に対しては災害復旧事業費二四三億円、災害対策予備費に一五億円、治山、砂防、災害土木等の助成、文教厚生関係災害対策等の災害関係諸費に四二億円計三〇〇億円が追加された。冷害等の対策費を含めた補正予算の内訳は、第十六表のとおりである。

第十六表 昭和二十八年年度災害対策費等政府補正予算における補正の内訳

風水害対策費	当	追	計
二十八年発生災害復旧事業費	百万円	百万円	百万円
災害関係諸費	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
災害対策予備費	一〇、〇〇〇	二四、三二〇	二四、三二〇
冷害等対策費	一〇、〇〇〇	四、二二〇	四、二二〇
冷害等臨時対策事業費	一〇、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
冷害等臨時対策諸費	一〇、〇〇〇	一一、五〇七	一一、五〇七
災害対策予備費	一〇、〇〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇
農業保険費不足補てん	一〇、〇〇〇	二、〇〇七	二、〇〇七
	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
	一〇、〇〇〇	八、五〇〇	八、五〇〇

合計

1,000,000

50,047

60,047

この政府補正予算に伴う災害関係の地方財政計画は第十七表のとおりで、公共事業費の増加二四三億円、単独事業費の増加一一八億円、災害に伴う地方税の減免減収額三五億円、その他で財源所要額は四二二億円であり、これに対する財源は国庫支出金二三六億円であるので、差引財源不足額は一八六億円となつてゐる。この財源不足額の補てんとして地方債の増額一二八億円のほか既定経費の節約と単独事業の縮小によるものとなつてゐる。

第十七表 災害関係地方財政計画

事項	財源所要額		国庫支出金		差引不足額	
	百円	千円	百円	千円	百円	千円
(一) 公共事業費の増	二四、一六〇	二、四一六	二〇、七四八	二、〇七二	三、五一二	七九一
(1) 一般公共事業	二、六四二	—	一、八四七	—	—	—
(2) 災害復旧事業	一七、五五三	—	一六、一七九	—	—	—
(イ) 公共事業費	一五、一〇一	—	一四、五六六	—	—	—
(ロ) 文教厚生施設	二、四五二	—	一、六一三	—	—	—
(3) 冷害	四、〇六五	—	二、七二二	—	—	—
(イ) 公共事業	三、五二一	—	二、四二二	—	—	—
(ロ) 失業対策事業	五四四	—	三〇〇	—	—	—
(イ) 単独事業費の増	一一、八〇〇	—	—	—	—	—
(ロ) 災害に伴う地方税の減免減収額	三、五〇〇	—	—	—	—	—
(イ) 災害関係短期融資利子	四〇二	—	—	—	—	—
(ロ) その他災害対策費	八、〇〇七	—	六、四二九	—	—	—
(イ) 公共事業費の減	五、七五三	—	三、五六一	—	—	—
合計	四二、二一六	—	二二、六一六	—	—	—
不足財源補填方法	地方債の増加		—		—	
節約	—		—		—	

(三) 政府第二次補正予算(給与改訂)における地方財政計画

昭和二十八年八月人事院は公務員の給与について改訂を行うべきことを勧告し、政府も給与改訂を二十九年一月より実施することを決定し、その所要予算案を第十八国会に提出した。その内容は基本給について二割程度を引上げるとともに、勤務地手当の支給率は、5%引下げることとし、また年末手当を一・二五月分支給することとした。この政府決定に伴い地方団体においても給与改訂が行われることとなり、その財源措置として第二次修正地方財政計画が策定された。

すなわち、第二次修正財政計画は、第十八表のとおり、給与改訂に伴う給与関係経費の増加六四億円、期末手当の増加額(〇・五月分)九三億円、その他で新規財政需要額は二三九億円であり、これに対する国庫支出金は九四億円であり、差引財源不足額は一四五億となる。この不足財源の補てんは地方財政平衡交付金の増額七六億円、地方債の増額一五億円とし、その他は地方税収入の増加五四億円を見込んでゐる。

第十八表 第二次修正地方財政計画(給与改訂に伴うもの) (単位百万円)

事 項	財源所要額		国庫支出金		地方負担額	
	百万円	千円	百万円	千円	百万円	千円
(一) 給与改訂に伴う給与関係経費の増	六、三九九		一、二四三		五、一五六	
(二) 期末手当の増	九、二七二		一、七〇〇		七、五六二	
(三) 公 債 費 の 増	三二五		一三		三二二	
(四) 法令の改廃等に伴う経費の増	一〇				一〇	
(五) 国庫補助負担金の増減に伴う増減	七五八		七八〇		二二	
(イ) 節 約 に よ る 減	五九〇		三四七		二四三	
(ロ) 補 正 予 算 に よ る 増	一、三四八		一、一二七		二二一	
(ハ) 失 業 対 策 費 の 増	△		八〇		一二五	
(ニ) 災害特別法に伴う地方負担の減	△		一六五		一六五	
(ヘ) 補 正 予 算 に よ る 増	一二〇		八〇		四〇	

(イ) 特別道路整備事業費
 (ハ) 昭和二十九年中学校生徒増による建築費の増
 (ニ) 超過財源の増

合計

四、一二四
 二、〇〇〇
 一、一一三
 二、三、九五六

三、〇八五
 二、四七五
 九、三八六

一、〇三九
 二、〇〇〇
 一、三六二
 一、四、五七〇
 五、四七〇
 七、六〇〇
 一、五〇〇

不足財源補てん方法
 地方税の増
 地方財政平衡交付金の増
 地方債の増

従つて、昭和二十八年年度修正地方財政計画は、当初財政規模八、五八〇億円に第一次補正予算に伴う新規財政需要額三二九億円と、第二次補正予算に伴う新規財政需要額二四〇億円とで合計九、一四九億円となつてゐる。この修正地方財政計画の概要は、第十九表のとおり財政規模九、一四九億円となり前年度の規模より一、七四六億円の増加である。

第十九表 修正地方財政計画

事 項	総 額	道 府 内		市 町 村	
		道	府 県	市	町 村
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
一、歳 出					
(一) 昭和二十八年年度当初財政規模	八五八、〇六一	四七八、九七〇		三七九、〇九一	
(ニ) 第一次補正予算に伴う財政需要	三二、九一六	二一、三四四		一一、五七二	
(1) 臨時事業費の増	三六、〇六〇	二〇、六五四		一五、四〇六	
(2) 災害短期融資利子の増	四〇二	二二三		一七九	
(3) その他の災害対策費	八、〇〇七	七、〇九九		九〇八	
(4) 国庫予算の縮減及び節約による減	△	△		△	
(ニ) 第二次補正予算に伴う財政需要	一一、五五三	六、六三二		四、九二一	
(1) 給与改訂に伴う給与関係経費の増	二二、九五六	一五、二一八		八、七三八	
(2) 期 末 手 当 の 増	六、三九九	四、二九六		二、一〇三	
	九、二七二	六、一四七		三、一二五	
					三五

(3) 公債費の増	三二五	二〇五	一一〇
(4) 国の行政施策に伴う経費の増	七六八	一八四	五八四
(5) 臨時事業費の増	六、〇七九	三、五五五	二、五二四
(6) 超過財源の増	一、一一三	八三一	二八二
合 計	九一四、九三三	五一五、五三二	三九九、四〇一

二、歳入

(一) 地方税収入	三二〇、二一七	一二五、九二八	一八四、二八九
(二) 地方財政平衡交付金	一三七、六〇〇	八七、六九九	四九、九〇一
(三) 国庫支出金	二七一、四一一	一九二、八五六	七八、五五五
(1) 義務教育費国庫負担金	五九、四二八	五七、五二八	一、九〇〇
(2) その他普通補助金	五七、五〇二	三八、六六八	一八、八三四
(3) 公共事業費補助負担金	一四四、四〇一	九一、七三九	五二、六六二
(イ) 一般公共事業	七四、五六二	四六、一五九	二八、四〇三
(ロ) 災害復旧事業	六九、八三九	四五、五八〇	二四、二五九
(4) 失業対策事業費補助金	一〇、〇八〇	四、九二一	五、一五九
(四) 地方債	一〇九、六〇〇	七一、九〇〇	三七、七〇〇
(五) 雑収入	八九、六〇五	三八、三六四	五一、二四一
(六) 災害による地方税の減免減収額	三、五〇〇	一、二一五	二、二八五
合 計	九一四、九三三	五一五、五三二	三九九、四〇一

二、昭和二十八年年度における地方税財政制度の改正と運営の現状

(一) 地方税法の改正と地方税徴収状況

(1) 地方税法の改正

地方税制度については、地方制度調査会の答申をまつて全面的な改革を行うことが予想されているので、昭和二十

八年度においては、地方税制度の運営の合理化と地方財源の確保とを主要目標として、とりあえず必要最小限度の範囲内において改正を加えることとし、その改正法律案を第十五国会に提出したのであったが解散によつて不成立となつた。次いで第十六国会に提出し、国会において一部に修正を受けて法律第二百二二号「地方税法の一部を改正する法律」として成立した。

すなわち、政府原案は、個人事業税及び特別所得税の基礎控除額の引上げ（従来三万八千円を五万円に引上げる。）、療養の給付につき支払を受けた金額に係る課税標準除外規定の合理化（社会保険制度推進の立場から適用業務の範囲を拡張し、療養の給付につき支払を受けた金額の範囲を拡張した。）、市町村民税の所得割の税率の調整（標準税率及び制限税率の定めを廃し、第一方式による場合の税率は、第二方式に換算した場合の制限にふれない限り、市町村の自由とする。）、経済事情の変化に伴い負担の調整を図るため、自動車税及び入湯税の税率の調整（自動車税の税率は四割程度引上げ、入湯税の税率を二倍に引上げた。）、その他入場税、遊興飲食税及び飲区税の徴収強化措置を中心とした経過的なものであったが、国会においては税率の調整規定を始め相当広汎な修正が加えられ、殊に非課税規定の拡張が行われた（教科書供給事業の事業税、農業共済組合等の事務所及び倉庫、健康保険組合等の病院及び診療所等の固定資産税、塩化ビニール等の電気ガス税）。

(2) 地方税の徴収状況

昭和二十八年年度の地方税の徴収状況についてみると、道府県税の昭和二十八年十一月末現在においては、第二十表のとおり、調定済額一、二五八億円、収入済額六七九億円、徴収率五四%となつており、地方財政計画における収入見込額一、二五九億円に対して五三・九%の進捗状況を示している。

第二十表 昭和二十八年年度地方税徴収実績（道府県税）十一月末現在

税目	調定済額(A)		徴収率(B)(A)	財政計画による収入見込額(C)	
	百万円	百万円		百万円	百万円
普通税	四四、一二六	三三、〇〇二	七二・五	四九、一一二	六五・二
事業税	四五、五四二	一三、三四七	二九・三	三一、七〇五	四二・一
特別所得税	二、〇三七	八八八	四二・六	一、七九六	四九・四
入場税	一三、八六九	一一、四五三	八二・六	二〇、二二四	五六・六
遊興飲食税	一三、二四八	七、一六七	五四・一	一七、五〇七	四〇・九
自動車税	四、〇〇八	二、二五四	五六・二	四、三三九	五一・九
鉱区税	七七一	二六八	三四・八	四八九	五四・九
狩猟者税	三〇〇	二七二	九〇・六	三三六	八三・四
法定外普通税	二三〇	一六七	七二・五	二六八	六二・二
目的税	五	一	二〇・五	一	一
旧法による税収入	一、六八〇	一一八	七・〇	一六二	七二・六
合計	一二五、八一六	六七、九三七	五四・〇	一二五、九二八	五三・九

(二) 地方財政平衡交付金制度の改正と配分状況

(1) 地方財政平衡交付金制度の改正

地方財政平衡交付金制度の改正は、第十三国会で成立した義務教育費国庫負担法によつて、従来地方財政平衡交付金によつて賄われた義務教育費の半額が国庫負担金に組み替えられ、また児童保護費が国庫負担金に復活したことがその主なるものである。

(2) 地方財政平衡交付金の配分状況

昭和二十八年年度の地方財政平衡交付金の総額は、当初予算において一、三〇〇億円であつて、その後第二次補正予

(B)(C)

算において給与改訂に伴う財源増加等として七六億円が増加され、現計一、三七六億円となつてゐる。平衡交付金の算定方法については本年度改正が加えられたが、その主なるものは、(1)義務教育費国庫負担法の実施によつて、義務教育費については地方負担額である二分の一のみが財政需要額に算入せられたこと。(2)基準財政収入額の算定が従来標準税率による税収入額の十分の七の額とされていたが、都道府県については、この率を引上げて十分の八とされたこと。(3)昭和二十九年一月より給与改訂の実施によつて、単位費用が改訂されたこと等である。

地方財政平衡交付金の算定の概況は、第二十一表で、また都道府県別は「附表第十一」のとおりである。

第二十一表 昭和二十八年地方財政平衡交付金算定額と前年度との比較

区 分	都 道 府 県 分		市 町 村 分	
	二十八年度(A)	二十七年度(B)	二十八年度(C)	二十七年度(D)
一、総 額				
基準財政需要額	一六五、八八六 <small>百万円</small>	一七六、三五九 <small>百万円</small>	一四八、八九四 <small>百万円</small>	一五〇、〇一〇 <small>百万円</small>
基準財政収入額	一〇〇、三三二	九一、〇二四	一〇六、〇九一	一一四、五〇七
交付基準額	不交付 △ 一一、三三六	九、七〇七	五、八九六 △	七、九七六
普通交付金交付額	七七、九〇〇	九五、〇四二	四八、六四四 (八二九)	四三、四七九
特別交付金交付額	七、九〇〇	九、二〇六二	四八、六四四 (八二九)	四一、三四七
交付金交付額計	八三、八九五	九八、〇〇五	五三、七〇五	四六、九九五
二、交付団体分	五、九九五	五、九四三	五、〇六一	五、六四八
	〇・八六	一・〇一	〇・八六	一・一四
	(A)	(B)	(C)	(D)

交付団体数	四四	四四	一〇〇	九、四五九	四〇	九、三六二	一〇〇一
基準財政需要額	一四〇、六四一	一五六、〇一七	〇・九〇	一三三、六六四 (一九、九一九)	一一二、一一九	一・三七	
基準財政収入額	六二、七四一	六〇、九七五	一・〇三	八五、〇二〇 (一九、〇九〇)	六八、六四〇	一・五二	
交付基準額	七七、九〇〇	九五、〇四二	〇・八二	四八、六四四 (八、二九九)	四三、四七九	一・一二	
三、不交付団体分							
不交付団体数	二	二	一〇〇	四八〇	六三二	〇・七五	
基準財政需要額	二五、二四五	二〇、三四二	一・二四	一五、二三〇	三七、八九一	〇・四〇	
基準財政収入額	三七、五八一	三〇、〇四九	一・二五	二一、一二六	四五、八六七	〇・四六	
不交付基準額	一一、三三六	九、七〇七	一・二七	五、八九六	七、九七六	〇・七四	
四、地方団体総数	四六	四六	一〇〇	九、九三九	九、九九四	〇・九四	

(注) 東京都の特別区は市町村分としては交付団体となるが、東京都と合算するときは不交付団体となるため括弧外書とした。

地方債制度の改正と地方債の配分状況

1. 地方債制度の改正

第十六国会において地方財政法の一部改正(地方財政法第五号)によつて地方債の起債目的が拡張された。すなわち、地方財政法においては、健全財政主義の建前から「地方団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて財源としなければならない。」ということを原則として地方債をもつて財源とすることのできる場合は、この原則の例外として列挙している。この例外に該当する場合は五つあるが、建設事業の財源とする場合については、これを特に「学校、河川、道路、港湾等の公共施設の建設事業費」に限り、公用施設については災害復旧、戦災復旧の場合の外は認められ

ていながつたが、公用施設の建設事業についても認めることとなつた。公用施設の例としては役所、役場、庁舎、研究機関等がその典型的なものである。

また、「地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律」(法律第一二一号)の施行によつて、国の直轄事業に対する地方団体の負担金の納付について昭和二十八年分のものより交付公債によることができることとなつた。

(2) 地方債の配分状況

地方債総額は普通会計分一、〇九二億円(このほか公営企業会計分二三五億円)であるが、このうち政府資金によるもの八三三億円、公募資金によるもの一六五億円、交付公債によるもの九四億円である。

昭和二十九年二月末における地方債の配分状況は、第二十二表のとおりである。

第二十二表 昭和二十八年起債計画と配分状況

区 分	計 額					配分状況	
	交付公債 (A)	政府資金 (B)	公 募 (C)	小計 (B)+(C)	合 計 (A)+(B)+(C)	決 定	未 決 定
一、普通会計分							
(一) 一般補助事業	八九	二九五	一〇三	三九八	四八七	三九五	九二
(1) 総合開発	一四	一九	一	一九	三三		
(2) 一般補助	七五	二七六	一〇三	三七九	四五四		
(二) 補助災害復旧事業	五	一五〇		一五〇	一五五	一五七	△
(1) 過年度災害	三	一〇一		一〇一	一〇四		
(2) 現年度災害	二	四九		四九	五一		
(三) 単独災害復旧事業	一	一六三		一六三	一六三	一四七	一六
(四) 義務教育施設	一	一一〇	一七	一二七	一二七	一二七	

	(1) 補助事業								
	(2) 単独事業								
	(3) 一般単独事業								
	(4) 起債特別法関係								
	合計	九四	八三三	一六五	九九八	一、〇九二	九五七	一三五	
二、公営企業会計分									
(一) 電気事業			八〇	一五	九五	九五	九五		
(二) 上水道事業			六五	三五	一〇〇	一〇〇	一〇〇		
(三) 病院事業			一二	六	一八	一八	一八		
(四) 交通事業			四	一三	一七	一七	一七		
(五) その他事業			四	一	五	五	五		
合計	九四	九九八	二三五	一一、三三三	一一、三二七	一一、一九二	一三五		

(四) 義務教育費国庫負担法の実施

昭和二十八年年度より義務教育費国庫負担法が施行された。地方制度上大きな改革であるから、その経緯を概観する。昭和二十五年年度における地方税財政制度の根本的改革に際して従前の義務教育費の国庫負担制度は廃止され、地方財政平衡交付金制度によつて、義務教育費の財源の保障をすることとなつた。これは政府が負担金という形の紐つきの金を地方団体に交付しなくとも、その財源を与えさえすれば円滑な運営を確保することができるのみならず、地方団体の自主性を生かし、地方自治の振興に役立つと考えられたからである。

しかしながら、その後にも地方団体における義務教育費に対する国庫負担制度が検討され、教員給与費について地方団体の実支出額を基礎としてその一定額を国庫が負担するということならば地方自治に悪い影響をあたえないということ

で以前の国庫負担制度を復活して、二十七年八月第十四国会において義務教育費国庫負担法が成立した。

しかしながら、この国庫負担制度が実施されることとなると、従来地方財政平衡交付金の交付を受けない東京都、大阪府にも義務教育費国庫負担金が多額に交付されることになるので、この法案実施の前提として税制改正を行い東京都、大阪府等の税収入を国庫に吸い上げ、これを義務教育費国庫負担金として交付するということが必要と考えられた。

昭和二十八年度当初予算編成にあつて、この義務教育費半額国庫負担制度を実施するか延期するか議論の最中に突然義務教育費全額国庫負担の制度を実施することを決定し、義務教育職員法案とともに義務教育費国庫負担金九二〇億円を当初予算案に計上した。しかしながら、この法案も予算案も国会解散によつて不成立となつた。

この結果として義務教育費の半額国庫負担制度の実施となつたが、この制度では前述の如く、従来地方財政平衡交付金の不交付団体にも国庫負担金が交付されることになるので、政府は従来地方財政平衡交付金の不交付団体に対しては、その団体に交付すべき義務教育費国庫負担金からその団体の基準財政収入額が基準財政需要額を超過する額を減額するという「義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律案」を再度にわたり国会に提出したが不成立に終つている。

三、地方制度調査会の答申

終戦後における民主政治の健全な発達を期して、地方自治の充実強化のため各般の行政制度、財政制度の改革が行われ、特に地方財政制度についてはシャープ勧告に基いて昭和二十五年年度面的な改正が加えられ、地方財政の拡充強化がはかられた。しかしながら、地方自治の運営の実際には検討すべき点が現在なお少なく、また、独立回復後の新事態に処して地方制度全般に再検討を行うため、昭和二十七年十二月内閣に地方制度調査会が設置された。

地方制度調査会は地方行政制度の面と、地方財政制度の面との両面から現状について検討を加え、昭和二十九年度の政府の予算編成、法律案の準備等の都合を考慮し、また事態の急速な解決を図ることがより適当であると認められるものも

少くないの故をもつて、とりあえず、昭和二十八年十月答申を行つた。その答申は左のとおりである。

四四

地方制度の改革に関する答申

当調査会としては、わが国独立後の自立体制確立の方針に即応して、日本国憲法の基本理念に基き、現行地方制度の全般にわたつて改革案を鋭意審議立案中であり、特にその根本的改革案については、なお、今後の審議に俟つべきものが少くない状況である。しかしながら、政府の予算編成、法律案の準備等の都合を考慮し、又事態の急速な解決を図ることがより適当であると認められるものも少ないので、とりあえず、ここに、地方行政制度の改革に関する事項及び地方財政制度の改革に関する事項について答申する。

第一 地方行政制度の改革に関する事項

一、地方公共団体の種類、性格、規模及び事務の配分に関する事項

(一) 地方公共団体の種類及び性格に関する事項

地方公共団体の種類及び性格に関しては、差し当り、左のように措置すべきものとする。

1 地方公共団体の種類

市町村と府県との二段階制を採るものとする。

2 地方公共団体の性格

地方公共団体の性格は、行政事務の再配分に関連し、市町村及び府県の実態に即して定めるべきものとする。

イ、市町村 現状のとおりとする。

ロ、府県 府県は、本来、その自治事務を処理すると同時に、市町村とは異なり、市町村を包括し、市町村と国との中間に位置する広域自治団体として、国家的性格を有する事務を処理することをその任務とする。従つて、国は、国家的性格を有する事務の遂行に必要な限りにおいて指揮監督権の行使その他の関与を行うことができるものとする。

3 事務配分の結果その権能に広狭を生ずることがあつても、市町村のいわゆる級別性は一般的制度としてはこれを採らないものとする。但し、必要があれば、都市については、事務配分の基準として適当な標準を示すことができるものとする。

4 府県の性格に鑑み、事務の配分及び出先機関の統合等を促進するため、機関委任及び団体委任の制度並びに地方事務官等の制度を活用するものとする。

5 府県知事の選任方法は現行どおりとするものとする。

(二) 地方公共団体の規模の合理化に関する事項

1 町村の規模の合理化については、町村合併促進法の活用により、極力その推進を図るものとする。

2 新しく設置される市の人口要件は、これを五万とするものとする。

3 府県の規模の合理化については、その実態に即応し、道州制等の問題と併せて考慮するものとする。

(三) 警察、教育その他の事務の配分に関する事項

1 警察事務の配分に関する事項

イ、現在の国家地方警察及び市町村自治体警察を廃止して、府県及び大都市単位の自治体警察を設け、公安委員会の下に置くものとする。この場合においては、中央機関を設け、警察相互の連絡調整並びに教育、鑑識及び通信等の施設の維持管理に当らしめるものとする。

ロ、公安委員会の委員の資格制限は緩和するものとする。

ハ、国家的事件等に関しては国は府県及び大都市自治体警察を指揮監督するものとする。

ニ、警察事務の特殊性に鑑み、府県及び大都市自治体警察職員の身分、待遇等については、特別な取扱をすることができるものとする。

ホ、警察職員の給与及び定数は法律で基準を定めるものとする。

ヘ、警察費については国が一定の負担をするものとする。

2 教育事務の配分に関する事項

イ、義務教育の施設に関する事務は、現行どおり市町村の責任とするものとする。

ロ、義務教育に従事する教職員は府県及び五大市の公務員とし、教職員に係る行政及び財政上の責任は府県及び五大市が負うものとする。

ハ、市町村の教育委員会は廃止するものとする。

ニ、府県及び五大市の教育委員会は、現行どおり存置するものとする。

ホ、教育委員会の委員はその定数を五人とし、長が議会の同意を得て選任するものとする。

なお、委員会の構成が特定の職歴又は政党所属関係の者に偏することのないように措置するものとする。

ヘ、教職員の給与及び定数については、その基準を法定するものとする。

ト、現行法で認められている教育委員会の原案送付の制度は廃止し、他の行政委員会と同様に取り扱うものとする。

3 その他の事務の配分に関する事項

行政事務は極力整理した上、地方行政調査委員会議の勧告を参酌しつつ、市町村及び府県の性格及び規模並びに事務の性質を考慮して事務の配分を行うものとする。

二、行政の簡素化、合理化及び能率化に関する事項

(一) 行政委員会制度その他執行機関に関する事項

1 行政委員会制度に関する事項

政治的中立性を強く要求されるもの及び裁定、審査等準司法的機能を有するものを除き、行政委員会は廃止するものとする。なお、専門的知識を必要とするものについては、諮問機関として存置することを妨げないものとする。

存置する委員会については、その構成及び事務部局の機構をできるだけ簡素化するものとする。

イ、選挙管理委員会は現行どおりとするものとする。

ロ、人事委員会又は公平委員会

府県の人事委員会は存置し、人事委員会又は公平委員会を設置しない市町村の事務は、府県に委託したものとみなすものとする。

ハ、農業委員会及び海区漁業調整委員会についてはその利益団体である性格に鑑み、公費負担による委員の選挙の制度を廃止するものとする。なお、その有する行政権限は知事又は市町村長の権限とし、その行使に当つてはこれらの機関に諮問するものとする。

内水面漁場管理委員会の有する行政権限に関しても、また同様とするものとする。

ニ、地方労働委員会は現行どおりとするものとする。

ホ、監査委員

Ⅰ 監査委員は存置するものとし、市においては必置機関とするものとする。

Ⅱ 常勤の監査委員は会計経理について専門的知識を有し、且つ、行政運営に識見を有するものでなければならぬものとする。

ヘ、収用委員会及び固定資産評価審査委員会は現行どおりとするものとする。

2 その他執行機関に関する事項

イ、府県及び市町村の部課は極力整理縮減するものとし、府県の部は、その規模に応じて六部以内とするものとする。

ロ、出納長制度を簡素化するものとする。

ハ、府県及び市町村の出先機関は極力整理統合するものとし、法令による出先機関の強制設置はなるべく廃止するものとする。

ニ、法令による強制設置の審議会及び職は、なるべく整理統合するものとする。

ホ、右による機構の簡素合理化に伴い、地方公務員の数を極力整理するものとする。

(三) 議会の組織及び運営に関する事項

1 常任委員会制度は存置し、改善の方法を講ずるものとする。

2 市町村の議会の議員及び市町村長と府県の議会の議員との兼職を認める等議員の兼職に関する制度を再検討するものとする。

3 議会が長に対して行う不信任議決の要件は現行どおりとするものとする。

(四) 任用制度その他地方公務員制度に関する事項

1 条例で停年制を設けることができるものとする。

2 すみやかに統一的な地方公務員の共済制度を確立するものとする。

3 国と府県市町村間及び府県市町村相互間における人事交流を促進するため、府県及び市町村の職員の恩給年限の通算その他の身分取扱について適当な措置を講ずるものとする。

(四) 地方公共団体の事務の運営の能率化に関する事項

地方公共団体の事務処理に関しては、改善を要すべきものがあると認められるので、これに対して能率化のための適切な措置を講ずるものとする。

(五) 監査機構に関する事項

1 府県及び少くとも市においては、内部監査機構を充実して行政運営の公正を確保するものとする。

2 地方公共団体に対する国の監査権の行使は、重複を避けできるだけ統一的に処理することとして簡素化を図るものとする。

(六) 地方公共団体と地方における国の出先機関との関係に関する事項

1 国の地方出先機関はできるだけ整理し、地方公共団体に統合するものとする。

2 イ、府県の区域又はそれ以下を管轄区域とするものについては、原則としてこれを廃止し、その事務を府県又は市町村に統合するものとして検討するものとする。

例えば、財務部、公共職業安定所、労働基準局（労働基準監督署を含む）、婦人少年室、食糧事務所、統計調査事務所、陸運事務所、地方行政監察局、調達局出張所、地方法務局

口、府県の区域をこえる管轄区域を有するものについても、その事務をできる限り府県に移譲し簡素化するものとして検討するものとする。

(七) 例えば、財務局、通商産業局、陸運局、海運局、農地事務局、地方建設局、地方調達局、法務局、地区麻薬取締官事務所、地方公共団体と公共的団体及び住民組織との関係に関する事項

1 町内会、部落会等の住民組織については、特に劃一的な法制化の措置は採らないものとする。

2 イ、地方公共団体の区域内における特定の行政権能の行使について特別な公共団体を設置する方式は、原則として、採らないものとする。

ロ、地方公共団体の区域内における行政権能の行使は、地方公共団体に統合し、公共的団体等がかかる権能を行使しないように

するものとする。

三、大都市制度に関する事項

(一) 差し当つて事務及び財源の配分により大都市行政の運営の合理化を図るものとする。

(二) 右に関しては、左の方針によるものとする。

- 1 大都市に対する府県知事の許認可権を整理するものとする。
- 2 大都市の区域内において府県が行う補完行政に属する事務とみなされるものは、大都市の事務とするものとする。
- 3 法令による委任事務で広域的又は統一的処理を必要とする事務以外の事務は、原則として、大都市の事務とするものとする。なお、営造物、施設の設置等サーヴィス行政に属する事務については、府県と大都市との協議によりその範囲を定めるものとする。

4 府県の区域内における大都市とその他の市町村との間の連絡調整は、府県が行うものとする。

(三) 事務の配分については、例えば左のようなものを考えるものとする。

- 1 建築基準法に関する事務
- 2 旅館業法、興行場法及び公衆浴場法に関する事務
- 3 結核予防法に関する事務
- 4 屋外広告物法に関する事務
なお、右の外、左のようなもの(二)の原則に照らし特に府県に留保する必要があるものを除く。を考慮のものとする。
- 1 伝染病予防法に関する事務
- 2 児童福祉法に関する事務
- 3 生活保護法に関する事務
- 4 社会教育法に関する事務
- 5 図書館法及び博物館法に関する事務
- 6 教育公務員特例法に関する事務

7 教科書の発行に関する臨時措置法に関する事務

8 その他(二)の方針に則り、法令による委任事務で大都市に配分することが適当と認められるもの

四、その他の事項

(一) 都及び道については、おおむね、府県の場合に準じて措置するものとする。

(二) 中央各省及び地方公共団体間並びに地方公共団体相互間の事務の連絡調整を行い、地方自治の健全な発達を図るため、中央行政機構を改革し、自治庁及び関係行政機関を整理統合して、地方における行政の総括調整機関として中央機構を設置するものとする。

第二 地方財政制度の改革に関する事項

一、地方財源所要額の総額に関する事項

現在の地方財政計画の基礎には地方的事情による財政需要額の増加及び地方税の収入見込額等の算定方法に幾多地方財政の実情に合致しない点がある。これらを是正するためには、あらたに地方財源として三百億円程度を必要とする。

さらに国家地方警察事務を都道府県に移譲することによつて、なお、国から都道府県に百四十億円程度の財源を移譲しなければならぬ。

しかしながら、他面積極的に法令の改廃を行い終戦後膨脹した行政機構、人員及び事務を整理するならば二百億円程度の財源を捻出することが可能である。

二、地方税制の改革に関する事項

現行地方税制度を左のように改正すること。

(一) 附加価値税を廃止し、現行事業税及び特別所得税に左の改正を加えてこれを存置すること。

1 名称を事業税とし、非課税規定は原則として廃止すること。

2 課税標準は、おおむね、現行どおりとし、純益を課税標準とするものについては原則として所得税及び法人税の課税の基礎となつたものによること。

(二) 左により、あらたに道府県民税を創設すること。

- 1 納税義務者は、区域内の市町村民税の納税義務者とその範囲を同じくすること。
 - 2 賦課総額は、一七五億円程度とし、所得の階層により、税率に差等を設けること。
 - 3 徴収は市町村に委任するものとする。
- (四) 地方税源の偏在を是正し課税方法の適正を期するため、左の措置を講ずるものとする。
- 1 遊興飲食税及び入場税を国税に移譲し、現在程度の収入をあげることを目途として税率の引下げ等課税の適正化を図るものとする。
 - 2 遊興飲食税及び入場税の収入の大部分（九割程度以上）を人口にあん分して各都道府県に配付すること。
 - 3 償却資産を固定資産税の課税客体から除外し、左により道府県及び市町村において償却資産税を課するものとする。
 - イ、課税客体は、現行固定資産税における償却資産と同一とすること。
 - ロ、課税標準は、当該償却資産の価格とし、道府県の示す基準に従い、市町村が決定すること。
 - ハ、標準税率はそれぞれ百分の〇・八とすること。
 - 4 市町村民税中法人税割の一部（二割程度）を国税に移譲するものとする。
- (五) 左により、あらたに煙草消費税を創設すること。
- 1 煙草の消費に対し、消費地道府県及び市町村において、課するものとする。
 - 2 道府県分として煙草小売価格（税抜）の総額の百分の十に相当する税額を、市町村分として煙草小売価格（税抜）の総額の百分の二十に相当する税額を徴収することを目途として税率を定めること。
 - 3 賦課徴収の方法については実情に即してできるだけ簡素な方法によるものとする。
- (六) 備考）煙草消費税を創設した場合における煙草の税込小売価格は、現在の小売価格に据え置くものとする。
- (甲) 煙草消費税及び道府県民税の創設に伴い、市町村民税中、道府県民税相当額（一七五億円程度）を減額すること。
 - (乙) 地方税の各税目について、非課税規定及び税率の特例規定を整備すること。
 - (丙) 徴税手続について国及び地方公共団体相互間の協力体制を確立すること。
 - (丁) 財政状況とにらみ合せて、雑税を整理すること。

三、国及び地方公共団体間並びに地方公共団体相互間の財源調整に関する事項

- (一) 地方財政平衡交付金制度を地方交付税(仮称)制度に改めること。
- (二) 地方交付税の総額は、所得税、法人税及び酒税のそれぞれの一定割合とし、特別会計を設置して、これに繰り入れること。
- (三) 地方交付税は、普通交付税(仮称)及び特別交付税(仮称)とすること。
- (四) 毎年度地方公共団体に交付する普通交付税の総額は、各地方公共団体の財政収入額が財政需要額に不足する額の合算額とし、特別交付税の総額は、普通交付税の総額の九十二分の八の額とすること。(普通交付税が百分の九十二、特別交付税が百分の八となる。)

(四) (一)により算定した地方交付税の繰入額と前項により算定した地方交付税の交付総額とが異なる場合において、その異なる額が特別交付税の総額の半額程度以内のときは、これに応じて特別交付税の額を増減することとし、特別交付税の総額の半額程度をこえるときは特別会計において左の方法により年度間の調整を図ることを原則とすること。

1 繰入額が普通交付税の総額の九十二分の百四程度をこえる場合は、そのこえる額をもつて2により借り入れた金額を返済し、なお余りあるときは、その超過額は特別会計において積み立てるものとする。

2 繰入額が普通交付税の総額の九十二分の九十六程度に満たない場合は、1により積み立てた金額を充て、なお不足するときはその不足額は特別会計において借り入れるものとする。

(四) 前項により積み立てた額又は借り入れた額が著しく多額に上る場合は、制度の改正を行うものとする。

(四) 各地方公共団体に交付する普通交付税の額は、各地方公共団体の財政収入額が財政需要額に不足する額とし、財政収入額及び財政需要額の算定は、おおむね、地方財政平衡交付金の算定方法によるものとする。

(四) 特別交付税は、普通交付税の交付額が過少と認められる地方公共団体に対し、その事情を考慮して交付するものとする。

(四) 現在の地方財政平衡交付金の算定方法のうち、まだ法律化されていない部分はこれを合理的に明確化して速かに法定し、この制度の安定を図ること。

四、地方債制度に関する事項

(一) 公債の消化を図り、地方債の資金量を確保し、もつて財政力に乏しい地方公共団体の資金の借入を容易ならしめるため、左に

より地方公共団体中央金庫を設けること。

1 農林中央金庫、商工組合中央金庫等と性格、機能を同じくする法人とすること。

2 基金は政府及び地方公共団体の折半出資とすること。

3 地方公共団体等の協力を得て金庫債を発行すること。

4 金庫債に係る債務については政府保証とすること。

5 少くとも金庫債発行額と同額の政府資金を借り入れること。

(二) 許可及び融資手続を簡素化するため、左の措置をとること。

1 毎年度の地方債発行予定総額及び事業別発行予定額については、自治庁長官は大蔵大臣と協議して定め、個々の起債については自治庁長官が決定するものとする。

2 資金運用部資金又は簡易生命保険及び郵便年金の積立金の管理者たる大蔵大臣又は郵政大臣は、自治庁長官より、その決定に係る各地方公共団体毎の起債許可額について融資依頼の通知を受けたときは、特に償還の確保を図るため必要がある場合のほかは、原則としてこれに応ずるものとする。

3 自治庁長官は起債の機能に応じた許可方針を定め許可手続の簡素化を図るものとする。なお、地方債の許可については、財政金融等の諸情勢上、さし当り右によるものとするが、将来においては特定の起債につき自由発行ができるように考慮すること。

五、赤字地方公共団体の財政再建整備に関する事項

(一) 昭和二十七年年度決算において歳入不足を生じた地方公共団体については、左の要領によつて財政の再建整備を行わせるものとする。

1 昭和二十七年年度の決算において歳入不足を生じた地方公共団体は、財政再建整備計画を樹立し、自治庁長官の承認を受けた場合は、歳入欠陥補てんのための地方債を起すことができるものとする。

2 財政再建整備計画には、都道府県にあつては都道府県民税及び事業税、市町村にあつては市町村民税及び固定資産税を、それぞれ標準税率の一・二倍の税率で課することによる増収額に相当する額以上の財源を増加し又は経費を減少する等自己の力をも

つて歳入不足を解消するための左のような計画が含まれていなければならないものとする。

イ、都道府県にあつては都道府県民税又は事業税を、市町村にあつては市町村民税又は固定資産税を標準税率をこえる税率で課すること。

ロ、既定の経費を節減するための具体的な措置をとること。

3 財政再建整備を行う期間中は、地方公共団体の長は、地方公共団体の長以外の執行機関の所掌に係る予算のうち、当該地方公共団体の議会の指定した部分の執行については協議を求めることができるものとし、特に教育委員会が送付した予算を修正する場合に必要な財源を明記する等の規定は、その廃止が行われない場合においてもこれを停止するものとする。

4 財政再建整備が完了するまでは、自治庁長官がその団体の財政運営について監査し、財政再建整備計画に従っていない部分がある場合は、その部分の執行の停止を命ずることができるものとする。

5 財政再建整備計画は、当該地方公共団体の議会の議決を経て定めるものとし、且つ、その計画内容は常に住民に公表しなければならないものとする。

6 歳入欠陥補てんのための地方債に対しては、国庫金を貸し付けるものとし、原則として五年償還無利子とすること。

7 前項の地方債は、昭和二十九年において二百億円程度を限度とし、その額は通常の地方起債の枠の外において決定するものとする。

(二) 将来地方公共団体の赤字の発生を防ぐため、左の措置を採ること。

昭和三十年以降においては、赤字の生じている地方公共団体は地方債を発行することができないものとする。但し、やむを得ず地方債をもつて財源とせざるを得ないような場合には、前項の要領に準じた財政再建整備計画を定め自治庁長官の承認を受けたときに限り、地方債を発行することができるものとするが、この計画の中には当該地方債を除いて一般に地方債を財源としなければならないような事業を中止するような計画が含まれていなければならないものとする。

六、国庫支出金及び使用料、手数料等に関する事項

(一) 国庫支出金

1 公共事業費等に対する総合的な国庫補助負担金制度については根本的に検討を加え、これを真に大規模な事業のみに対する高

率国庫負担の制度に改めるものとする。

2 義務教育行政については地方公共団体にも責任を持たせるべきであるから、教員給与費に対する全額国庫負担の制度は採るべきものではないこと。

3 警察行政については、一面、教育、装備、通信、鑑識等の強度に全国的調整を必要とする経費についてはその全額を国庫負担とするとともに、他面、地方議会における活潑な論議を期待するために、給与費その他は原則として基準を定めるに止めて、その全額を地方負担とするものとする。

4 国庫補助負担金は、特に存続を必要とする理由のあるものを除いて他は一般財源に振り替えるべきであり、殊に、一件当りの金額が府県にあつては数十万円、市町村にあつては数万円に満たないような少額のもの、原則として整理するものとする。

5 地方公共団体に交付されるべき国庫補助負担金の額の算定の根拠を明らかにするため、その種目、算定基準、配分方法を法令に規定するとともに、その交付手続は簡素化するものとする。

(二) 許可認可制度は整理し、各省間の重複は避けるべきであるが、特に使用料、手数料等の料率は原則として地方公共団体の決定に委ねるものとする。なお、地方公共団体の経営する軌道事業及び自動車事業に係る料金の認可制度は廃止するものとする。

(三) 自転車競走、小型自動車競走、モーターボート競走等に係る売上金の一部を国庫へ納付させる制度は廃止するものとする。

七、大都市制度に関する事項

警察制度及び教育制度の改革その他大都市財政の実情に鑑み、左の措置をとるものとする。

(一) 大都市の存する区域に係る道府県税について左の特例を設けること。

1 大都市の区域に係る償却資産税、煙草消費税及び自動車税は、当該大都市に移譲すること。

2 道府県に配付すべき遊興飲食税及び入場税のうち、大都市の区域に係る部分は、当該大都市に配付すること。

(二) 地方交付税の交付基準について特別の配慮を加えること。

(三) 地方債の配分について特別の配慮を加えること。

(附録) 地方制度の改革に関する答申の少数意見 — 以下省略 —

第三 昭和二十九年年度の財政の展望

一、昭和二十九年年度の地方財政計画の概要

昭和二十九年年度の地方財政計画は、地方制度調査会の答申に基く地方制度の改正と、政府の方針である財政規模の合理的縮減とを前提として策定されている。すなわち、歳出として既定財政規模九、一四九億円に、(1)地方制度調査会の答申に基いて算定不足となつていた単独事業費の不足額、経常物件費の不足額及びその他の財源未措置または不足額として既定財政規模の是正額一四九億円を加算し、(2)昭和二十九年年度の新規財政需要額三五五億円を加算し、(3)警察制度改正(国家地方警察と市町村自治体警察を併せて府県警察の制度とする。)による増加額一〇五億円を加算し、(4)政府の方針に即応して、財政規模の縮減を図り経費節約による減少額一二〇億円を減算し、(5)富裕団体における超過財源等の増額一五億円を加算し、(6)臨時事業二四五億円(災害事業費二二九億円減、特別道路整備事業費四一億円減等)を減算し、歳出規模は九、六五三億円となる。これに対する歳入財源は、地方税法の改正によつて税収入見込額三、四七四億円(前年度より三七二億円の増加)、入場税の国税移管に伴う入場譲与税と道路改良のための揮発油譲与税との地方譲与税として二五二億円、国庫支出金二、六七六億円(前年度より三八億円の減少)、地方債九五七億円(前年度より一三九億円の減少)及び雑収入一、〇七八億円(前年度より一八二億円の増加)で、歳入は合計八、四三七億円となり、財源不足分一、二一六億円を地方財政平衡交付金に代るべき地方交付税によることとしている。地方財政計画の概要は第二十三表のとおりである。

第二十三表 昭和二十九年年度地方財政計画

事	項	総	額	内
				道府県
				市町村
				計

一、歳出

(一) 既定財政規模

九一四、九三三百万円

五一五、五三二百万円

三九九、四〇一百万円

(二) 既定財政規模に是正を要する額

一四、八九五

四、〇九八

一〇、七九七

(三) 昭和二十九年新規財政需要額

三五、五一四

二一、〇七六

一四、四三八

(1) 給与関係経費の増加額

四一、四二四

三〇、七七七

一〇、六四七

(2) 人口等自然増加に伴う経費

五、一四五

二、〇九八

三、〇四七

(3) 公債費の増加

一三、〇九六

八、五六二

四、五三四

(4) 国の行政施策に伴う増減

三六一

一、九二一

二、二八二

(5) 臨時事業費の増減

二四、五一二

一八、四四〇

六、〇七二

(四) 警察制度改正による増減

一〇、五〇四

三一、五八三

二一、〇七九

(四) 節約による増減

一一、〇〇〇

五、九〇六

六、〇九四

(内) 富裕団体の超過財源等の増減

一、五〇二

三、六四六

五、一四八

合計

九六五、三四八

五六二、七三七

四〇二、六一一

二、歳入

(一) 地方税

三四七、四〇六

一三九、八二三

二〇七、五八三

(二) 地方譲与税

二五、二〇二

二四、九一八

二八四

(三) 地方交付金

一一一、六〇〇

九五、四四六

二六、一五四

(四) 地方交付金

二六七、六一三

一九一、一〇五

七六、五〇八

(四) 国庫支出金

七〇、〇〇〇

六八、六〇〇

一、四〇〇

(1) 義務教育費国庫負担金

二、一二二

二、一二二

二二、六八九

(2) 警察費補助金

五六、五九五

三三、九〇六

四六、六八九

(3) その他普通補助金

一二七、七九六

八一、一〇七

五、七三〇

(4) 公共事業費補助金

一一、一〇〇

五、三七〇

三二、九〇〇

(5) 失業対策事業費負担金

九五、七〇〇

六二、八〇〇

五七

(内) 地方債

合	(4) 雜 収	一〇七、八二七	四八、六四五	五九、一八二
	計	九六五、三四八	五六二、七三七	四〇二、六一一

二、歳出経費の増加の概要

(一) 既定財政規模に是正を要する額 一四九億円

地方制度調査会の答申の指摘しているように現在の地方財政計画に明らかに算入洩れ、または算入不足となり、ために地方財政を圧迫していると認められる単独事業費について四五億円、一般物件費について五三億円、その他議員委員の報酬、特別職の給与、特殊勤務手当等五一億円を是正すべき額としている。

(二) 昭和二十九年新規財政需要額

(1) 給与関係経費の増加額 四一四億円

給与関係経費の増加額四一四億円は、昭和二十九年一月に実施された給与改訂の平年度化に伴う給与費の増加四〇三億円と、教育職員の給与法改正の平年度化に伴う給与費の増加一一億円とである。

(イ) 給与改訂の平年度化に伴う給与費の増加額四〇三億円の内訳は、道府県分は第二十四表のとおり二九七億円、市町村分は第二十五表のとおり一〇六億円である。

第二十四表 給与改訂の平年度化に伴う給与費の増加額内訳(道府県分)

事 項	二十九年度 百万円	二十八年度 百万円	増 加 額 百万円	比 率 %
1 基 本 給	一七三、一一一	一五一、四七二	二一、六三九	一一四
2 期 末 及 び 勤 勉 手 当	二八、八五一	二四、五八七	四、二六四	一一七
3 共 済 組 合 費	六、六四一	五、六七七	九六四	一一七
4 恩 給 費	一〇、二四八	六、七三三	三、五二五	一五二

第二十五表 給与改訂の平年度化に伴う給与費の増加額内訳(市町村分)

事 項	二十九年度 百万円	二十八年年度 百万円	増加額 百万円	比 %
1 基 本 給	八四、三一八	七六、七六五	七、五五三	一一〇
2 期 末 及 び 勤 勉 手 当	一四、〇五三	一一、五〇〇	一、五五三	一一二
3 共 済 組 合 費	八三六	七二八	一〇八	一一五
4 恩 給 費	三、七八五	三、一五五	六三〇	一一〇
5 市町村吏員健康保険組合費	二、四〇七	二、一九七	二一〇	一一〇
6 超 過 勤 務 手 当	四、五四三	四、一四五	三九八	一一〇
7 公 務 災 害 補 償 費	一、二六	一一四	一二	一一一
8 退 職 手 当	一、〇六四	九三一	一三三	一一四
9 死 亡 賜 金	九二	七八	一四	一一八
10 寒 冷 地 手 当	一、〇四六	八九二	一五四	一一七
11 石 炭 手 当	四三四	三九七	三七	一一〇
12 日 直 宿 直 手 当	一、八三四	一、八二五	九	一〇九
合 計	二二二、六六七	二〇二、九三一	一九、八〇六	一一一
△				
13 高等学校費の既定規模の振替	四八二	二、二八八	一、八〇六	一一五
11 日 直 宿 直 手 当	五、四四八	五、二九七	一五一	一〇三
10 石 炭 手 当	七九五	七五五	四〇	一〇五
9 寒 冷 地 手 当	二、一五五	一、七九二	三六三	一一〇
8 死 亡 賜 金	八七	七二	一五	一一一
7 退 職 手 当	二、二九六	一、九四七	三四九	一一八
6 公 務 災 害 補 償 費	二、二九	二二七	三二	一一四
5 市町村吏員健康保険組合費	二、二九四	二、〇九四	二〇〇	一一〇

13 高等学校費の既定規模の振替	五一	二四四	△	一九三	二一
合 計	一一四、五八九	一〇三、九七一		一〇、六一八	一一〇

(四) 教育職員給与法改正の平年度化に伴う給与費の増加額一億円は、所謂教育職員の給与の三本建制に伴う増加額で、基本給及び期末勤勉手当所要額一四億円に対して既定額三億円を控除したものである。

(ハ) 行政整理について、給与関係経費の増加額の算定は、地方公務員についても、国家公務員に準じて行政整理を期待することとし、道府県及び五大市の一般職員については五・五%、市の一般職員五%、町村の一般職員は平均一・七%の整理を見込むと共に教育職員については明年度増加による児童生徒数に対応する要増加人員を含み約三万人程度増員の抑制を図ることとしている。

(2) 人口等自然増加に伴う経常費の増加 五一億円

人口、児童生徒等の自然増加に伴う経常費の増加額であつて、道府県分二億円、市町村分三〇億円である。

(3) 公債費の増 一三一億円

昭和二十九年年度の公債費の総額は三八五億円で、うち償還元金は一六五億円、利子は二二〇億円であるので、前年度より元金は六一億円、利子は七〇億円の増加となる。

(4) 国の行政施策に伴う増 四億円

国の行政施策に伴う増減は、法令の改廃等に伴う経費の増加一一億円と、補助負担金の増減に伴う経費の減七億円である。

(イ) 法令の改廃等に伴う経費の増減の内訳は、第二十六表のとおりである。

第二十六表 法令の改廃等に伴う経費の増減内訳

区 分	増減総額	内 訳		
		道府県	市	町村
海区漁業調整委員選挙費等	百八 一三八	百八 一三八		
農業委員会委員選挙費	二二三	三一	一九二	五〇
漁業信用基金協会出資金	三〇〇	二二三	六七	
土地収用法改正に伴う経費	六四	六四		
中小企業保険法施行に伴う経費	八二	八二		
公明選挙に要する経費	一〇〇	四三	五七	
民生委員法改正に伴う経費	△ 四〇	△ 四〇		
母子相談所員設置費	八八	八八		
土地改良関係職員費	四七	四七		
造林臨時措置職員設置費	一九	一九		
母子手帳作成費	一四	一四		
労働金庫法施行に伴う経費	一〇	一〇		
その他	一五	一五		
計	一、〇六〇	六九四	三六六	

(四) 補助負担金の増減に伴う経費の増減は、昭和二十八年災害対策諸費等の国庫補助負担金が二八億円減少したこと
に伴って地方歳出としては七億円の減少となつている。その概況は第二十七表、その細目は「附表第十三」とお
りである。

第二十七表 補助負担金の増減に伴う経費の増減状況(総括表)

区 分	国庫補助負担金		地方歳出額	
	二十九年 度 百万円	前年度より 増減(△)額 百万円	二十九年 度 百万円	前年度より 増減(△)額 百万円
総 理 府	二、四四〇	九一三	三、五一二	一、七三六
文 部 省	一、九一五	六八五	四、九〇九	一、五五二
厚 生 省	三九、〇七三	二、六五一	五六、四四一	四、〇六三
生 活 保 護 費	二七、九八七	二、二一一	三五、二七二	二、七六五
児 童 措 置 費	五、一三八	五七五	六、五二四	七二四
そ の 他 費	五、九四八	一三五	一四、六四五	五七四
農 林 省	一〇、八〇五	四〇九	一七、六一九	六四五
建 設 省	四七四	一九三	九九一	二八六
小 計	五四、七〇七	三、六四七	八三、四七二	七、七一〇
昭 和 二 十 八 年 災 害 対 策 諸 費	—	六、四二九	—	八、四〇九
合 計	五四、七〇七	二、七八二	八三、四七二	六九九

(5) 臨時事業費の減少 二四五億円

臨時事業費については、(イ)公共事業費は国庫補助金の減少に伴って地方歳出事業費が一六二億円減少し、(ロ)失業対策事業費は国庫補助金の増加によつて、地方歳出事業費が一七億円増加し、(ハ)特別道路整備事業費は本年度打切りのため地方歳出事業費が四一億円減少し、(ニ)単独事業費は災害復旧事業について六九億円が減少し、生徒増に伴う中学校増築事業について一〇億円増加する。

(イ) 公共事業費の国庫補助金及び地方歳出の増減状況は、第二十八表のとおりである。また、細目は「附表第十四」

のとおりである。

第二十八表 公共事業費の国庫予算及び地方歳出の増減状況

区 分	国 庫 予 算		地 方 歳 出	
	二十九年 度 百万元	二十八年度 対 増減(△)額 百万元	二十九年 度 百万元	二十八年度 対 増減(△)額 百万元
一般公共事業費	四五、一九九	九八四	一〇、三二三	一、四四二
直轄事業	六八、四二一	三、〇五五	一三一、一九四	一、六七二
補助事業	五九、五八一	二、四二四	一〇九、六九〇	六六
一般公共事業	八、八四〇	六三一	二一、五〇四	一、六〇六
文教、厚生事業	一一三、六二〇	二、〇七一	一四一、五〇七	二三〇
計				
災害復旧事業費				
直轄事業	五、二六七	七四六	四四六	五〇
補助事業	五九、三七五	一〇、四六四	七〇、三七九	一五、九二二
災害公共事業	五八、三四一	九、六一七	六八、九三三	一四、三八〇
文教、厚生事業	一、〇三四	八四七	一、四四六	一、五四二
計	六四、六四二	一一、二一〇	七〇、八二五	一五、九七二
合 計	一七八、二六二	一三、二八一	二二二、三三二	一六、二〇二

(四) 失業対策事業費は、国庫補助金が一一億円(前年度より一〇億円の増加)に対して事業費は一九七億円で前年度より一七億円の増加である。

(ハ) 単独事業費の災害復旧分は、二十八年年度発生災害の要復旧費六九億円、現年度災害分二九億円、公共事業査定額削減に伴う単独事業振替分三四億円、火災復旧事業分二億円で、合計一五三億円であるが、既定財政規模の災害復旧費計上分は二二二億円であるから、六九億円の減少となる。

(二) 単独事業の災害以外のものは、中学校の生徒増に伴う学校建築費の増加額であつて、これは都市における昭和二十九年及び三十年生の生徒数の増加に対する要建築坪数の六割程度の建築費及び用地費が三〇億円で、既定財政規模算入額二〇億円の追加すべき増加額は一〇億円である。

(三) 警察制度の改正に伴う経費の増 一〇五億円

警察制度の改正（七月一日実施見込）は、市町村自治体警察を廃止し、これを府県に移譲すること及び国家地方警察を府県に移譲することを骨子とし、この増加額九〇億円、行政整理による減一二億円、退職手当及び恩給費等の増加額二七億円で、合計一〇五億円の増加である。道府県及び市町村における経費の増減は、第二十九表のとおり、道府県において三一六億円の増加で、市町村は二一一億円の減少となつている。

第二十九表 警察制度の改正に伴う経費の増減

区 分	道 府 県		市 町 村		合 計
	百 万 円	千 円	百 万 円	千 円	
1 制度改正による増加額	三〇,〇五九		二一,〇七九		八,九八〇
(イ) 国警より地方へ移譲の分	八,九八〇				八,九八〇
(ロ) 市町村より府県へ移譲の分	二一,〇七九		二一,〇七九		一,二二六
2 行政整理による減		△			△
3 退職手当恩給費等の増加額	二,七五〇				二,七五〇
(イ) 退職手当の増	七五三				七五三
(ロ) 恩給の増	六〇七				六〇七
(ハ) 給与調整費の増	一,三九〇				一,三九〇
合 計	三一,五八三		二一,〇七九		一〇,五〇四

(四) 節約額 二二〇億円

経常経費について五〇億円節約するものとし、その節約率は、道府県、五大市及び特別区は一〇%とし、市町村は五

%としている。その節約額は道府県二七億円、市町村二三億円である。

単独事業について七〇億円を節約するものとし、その節約率を一〇%としている。

三、地方税財政制度の改正と地方歳入の増加

(一) 地方税制度の改正と地方税収入見込

地方税制度の改正は、地方制度調査会の答申に基くものであつて、道府県民税の創設、附加価値税の廃止、不動産取得税の創設のほか、たばこ消費税、入場譲与税等の設定など、昭和二十五年度的大改革以来の根本的改革である。この改正案の方針は、(1)地方団体の独立財源の充実、(2)地方団体間の税源配分の合理化、(3)地方税の税種間の負担の均衡化、(4)道府県住民の普遍的税種の設定、(5)税務行政の簡素化合理化と、国、道府県及び市町村間の協力体制の確立の五点である。改正案の要綱は次のとおりである。

(1) 道府県民税の創設

市町村民税の一部を移譲して道府県民税を設ける。

(2) 事業税の改正

附加価値税を廃止し、現行事業税及び特別所得税を統合して事業税として存置する。個人事業税の基礎控除を引上げる(現行五万円を昭和二十九年六万円に、三十年以降七万円とする)。税率を引下げる。

(3) 不動産取得税の創設

土地又は家屋の取得に対して道府県税として不動産取得税を創設する。税率は百分の三とする。

(4) 固定資産税の改正

標準税率を引下げる(現行百分の一・六を一・四とするが、昭和二十九年に限り一・五とする)。発電の用に供

する家屋及び償却資産等特定の固定資産に対して課する固定資産税について、その課税標準に特例を設け負担の軽減を図る。償却資産の免税点を五万円（現行三万円）に引上げる。

大規模の償却資産に対する市町村の課税権を制限し、これを超えるものは道府県に課税権をあたえる。大規模の固定資産の価格をその所在地以外の市町村に配分する制度は廃止する。但し、これらの措置は、昭和三十年から実施する。

(5) たばこ消費税の創設

日本専売公社が小売人に売渡したたばこに対して、その小売価格を課税標準として、道府県及び市町村に課税権をあたえる。税率は、道府県百十五分の五程度、市町村百十五分の十程度とする。

(6) その他の税の改正

自動車税及び狩猟者税の税率を引上げる。

自転車税及び荷車税を統合して、自転車荷車税とする。

(7) 入場譲与税の創設

入場税を国税に移管し、その徴収額の十分の九に相当する額を人口にあん分して道府県に譲与する。

(8) 揮発油譲与税の創設

揮発油税の徴収額の三分の一を、道府県及び五大市に対し、その区域内の国道及び府県道の面積を基準として譲与する。

右のような改正案によつて、地方税収入見込は第三十表のとおり三、七二六億円となる。すなわち、前年度に比較して自然増加が四三一億円、制度改正によつて一九三億円の増加で、合計六二四億円の増加となる。

第三十表 昭和二十九年地方税及び地方譲与税収入見込額

税目	二十八年年度		二十九年年度		改正案	収入見込額		比較増減(△)額	
	(A) 百万円	(B) 百万円	(C) 百万円	(D) 百万円		(B) - (A) 百万円	(C) - (A) 百万円		
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
道府県等割	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人事業税(特別所得税を含む)	三、五〇	三、五三	三、五二	三、五二	—	—	—	—	—
法人事業税	兜、二二	五、四三	五、一六	五、一六	△	—	—	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
遊興飲食税	一七、五七	一九、〇八	一九、〇三	一九、〇三	—	—	—	—	—
自動車税	四、三九	五、一〇	七、五八	七、五八	—	—	—	—	—
自働区	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲ばこ消費	四九	四四	四四	四四	—	—	—	—	—
たばこ消費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
狩猟者	三六	三九	三五	三五	—	—	—	—	—
入場税等旧法による税	二〇、六四	三、一〇	二、九〇	二、九〇	△	—	—	—	—
小譲与計①	二五、九六	一八、八七	一九、八三	一九、八三	△	—	—	—	—
入場譲与税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入場譲与税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
揮発油譲与税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計②	二五、九六	一八、八七	二四、七四	二四、七四	—	—	—	—	—

市町村民税	九、〇七〇	八、六九八	七、九三三	△	一七、三六六	九、三三三	△	八、一〇四
市町村民税	九、八二二	九、七三五	七、七九六	△	一、九六九	五、五三三	△	一、三六六
均等割	四、八七〇	五、三三三	四、七九五	△	一〇、五五六	六、四三三	△	四、〇七五
所得割	三、〇〇五	三、三三三	一、八三三	△	四、八六九	三、三三三	△	二、六四三
法人税	八、二〇四	一〇〇、三三五	九、九四〇	△	八、四〇二	一八、三六一	△	九、八六〇
固定資産税	九、九〇五	八、八三三	三、六一八	△	二、三五五	八、四七九	△	六、三三三
土地	三、八五〇	四、四三六	九、九六三	△	二、七〇七	七、五七六	△	四、八四三
家屋	三、八五〇	四、四三六	九、九六三	△	二、七〇七	七、五七六	△	四、八四三
償却資産	一、七二九	一九、四九六	一六、〇八四	△	三、四三二	二、三〇七	△	一、〇九五
自転車荷車	三、三三七	三、四三三	三、五六六	△	一、五五	一、七四	△	三、三九
電気ガス	一、五二七	一八、三三六	一七、五七四	△	六、九三	二、九四	△	二、〇一一
飲産	一、七三三	一、七四六	一、七四六	—	—	三	—	三
木材	一、二五五	一、三三九	一、三三九	—	—	七四	—	七四
入湯	三、四三三	三〇〇	三〇〇	—	—	天	—	天
たばこ消費	—	—	一九、四五五	—	一九、四五五	—	—	一九、四五五
旧法による	—	—	七、三六	—	—	—	—	七、三
旧法による	—	—	七、三六	—	—	—	—	七、三
小計	八、四、二、六九	二、四、四、四〇三	二、〇七、五、六三	△	六、八、八〇〇	三〇、一、二四	△	三三、二、九四
揮発油	—	—	二、八四	—	六、四	—	—	二、八四
合計	八、四、二、六九	二、四、四、四〇三	二、〇七、五、六三	△	六、五、五〇六	三〇、一、二四	△	三三、二、九四
①+	三、〇、二、二七	三、三、三、三七	三、四七、四〇六	△	五、八、七	四、〇、〇六	△	三、七、一、六九
②+	三、〇、二、二七	三、三、三、三七	三、四七、四〇六	△	五、八、七	四、〇、〇六	△	三、七、一、六九
③+	三、〇、二、二七	三、三、三、三七	三、四七、四〇六	△	五、八、七	四、〇、〇六	△	三、七、一、六九
④+	三、〇、二、二七	三、三、三、三七	三、四七、四〇六	△	五、八、七	四、〇、〇六	△	三、七、一、六九
総計	三、〇、二、二七	三、三、三、三七	三、四七、四〇六	△	五、八、七	四、〇、〇六	△	三、七、一、六九

(二) 地方財政平衡交付金制度の廃止と地方交付税制度の実施
 地方制度調査会は、地方財政調整制度として地方財政平衡交付金制度を廃止して、地方交付税制度を実施すべきことを答申し、地方交付税の総額は所得税、法人税及び酒税のそれぞれ一定の割合とすべきこととされている。

政府は、この答申を尊重して、地方財政平衡交付金制度を地方交付税制度とし、昭和二十九年度の総額を一、二二六億円とした。

地方税財政制度の改正による地方財源の一般財源の増減は第三十一表のとおり、四六四億円の増加となつている。
第三十一表 地方税財政制度の改正による一般財源の増減

区 分	二十九年度		二十八年年度		増減(△)額 百万円
	地方税制度	地方譲与税	地方財政調整制度	地方財政平衡交付金	
地方税制度	三二二、六〇八	三二〇、二二七	三二〇、二二七	三二〇、二二七	六二、三九一
地方譲与税	三三七、四〇六	三二〇、二二七	三二〇、二二七	三二〇、二二七	三七、一八九
地方財政調整制度	二五、二〇二	二五、二〇二	二五、二〇二	二五、二〇二	〇
地方財政平衡交付金	一一一、六〇〇	一一一、六〇〇	一一一、六〇〇	一一一、六〇〇	〇
地方交付税	一一一、六〇〇	一一一、六〇〇	一一一、六〇〇	一一一、六〇〇	〇
合 計	四九四、二〇八	四九四、二〇八	四四七、八一七	四四七、八一七	四六、三九一

(三) 国庫支出金

国庫支出金は二、六七六億円で、前年度より三八億円の減少となる。その内訳は第三十二表のとおり、義務教育費国庫負担金が一〇六億円増加し、警察制度改正に伴つて新規に警察費補助負担金二一億円増加し、その他の普通補助金は九億円減少し、公共事業費補助負担金は大中に削減され、一般事業費六一億円、災害復旧事業費一〇五億円の減少となり、また失業対策事業費国庫負担金は一〇億円増加している。

第三十二表 国庫支出金の増減

区 分	二十九年度	二十八年年度	増減(△)額
(1) 義務教育費国庫負担金	七〇、〇〇〇	五九、四二八	一〇、五七二

(2) 警察費補助負担金	二、一二二	二、一二二	
(3) その他の普通補助金	五六、五九五	五七、五〇二	△
(イ) 生活保護費	二七、九八七	二五、七七六	二、二一一
(ロ) 児童措置費	五、一三八	四、五六三	五七五
(ハ) 結核予防費	一、九六二	二、〇五九	△
(ニ) その他	一九、六二〇	一八、六六二	九五八
(ホ) 昭和二十八年災害対策諸費	一、八八八	六、四二九	△
(ヘ) 災害特別債の元利償還金補助	一、二七、七九六	一三	一、八七五
(4) 公共事業費補助負担金	六八、四二一	一四四、四〇一	△
(イ) 一般公共事業	五九、三七五	七四、五六二	△
(ロ) 災害復旧事業	一一、一〇〇	六九、八三九	△
(5) 失業対策事業費国庫負担金	二六七、六一三	一〇、〇八〇	一、〇二〇
合計		二七一、四一一	△
		三、七九八	

(四) 地方債

地方債の計画額は、一般会計分九五七億円で、前年度より一三五億円の減となっている。政府資金によるものは七一五億円、公募資金によるもの一三五億円、交付公債によるもの一〇七億円である。事業別配分計画は第三十三表のとおりであつて、一般補助事業については増加しているが、災害復旧事業については補助災害分も単独分も大巾に減少している。

第三十三表 昭和二十九年地方債計画

区 分	交付公債		一 般 債		合計(A)	前年度との比較	
	億円	億円	政府資金 億円	公募資金 億円		二八年計画(B) 億円	増減(A)-(B) 億円
(一) 一般会計分							
一般補助事業	一〇三	三五〇	七五		五二八	四八七	四一

(五) 雑収入

(一) 補助災害復旧	四	一〇一		一〇五	一五五	△
(二) 過年度	三	七八		八一	一〇四	△
(三) 現年度	一	二三		二四	五一	△
(四) 単独災害復旧		九〇		九〇	一六三	△
(五) 義務教育施設		一〇九		一二四	一二七	△
(六) 補助事業		二八		二八	三〇	△
(七) 単独事業		八一		九六	九七	△
(八) 一般単独事業		六五		四五	一〇〇	△
(九) 起債特例法関係						△
合 計	一〇七	七一五	一三五	九五七	一〇九二	△
(参考) 公営企業分		一七五	六五	二四〇	二三五	△

使用料、手数料その他雑入の収入見込額は、自然増収及び宝くじ、競輪等の国庫納付金廃止に伴う増収等によつて、一、〇七八億円となり、前年度より、一八二増円の増加となつている。内訳は第三十四表のとおりである。

第三十四表 雑収入の内訳（前年度との比較）

区 分	二十九年度		二十八年度		増 減
	百円	千円	百円	千円	
(一) 使 用 料	二二、二〇二	一九、九四八	二、二五四	一、二八三	
(二) 都 道 府 村	一三、八一	一二、五二八		九七一	
(三) 市 道 府 村	八、三九一	七、四二〇		一、〇四六	
(四) 手 数 料	一〇、八一六	九、七七〇		七九四	
(五) 都 道 府 村	六、二〇七	五、四一三		二五二	
(六) 市 道 府 村	四、六〇九	四、三五七		二五二	
(七) 雑 入	七二、五七九	五九、八八七		一二、六九二	

都	道	府	県	分	二八、〇六九	二〇、四二三	七、六四六
市	町	村	分	四四、五一〇	三九、四六四	五、〇四六	
(四) 競輪等国庫納付金廃止による増				分	二、二三〇	二、二三〇	二、二三〇
都	道	府	県	分	五五八	五五八	五五八
市	町	村	分	一、六七二	一、六七二	一、六七二	
合				計	一〇七、八二七	八九、六〇五	一八、二二二
都	道	府	県	分	四八、六四五	三八、三六四	一〇、二八一
市	町	村	分	五九、一八二	五一、二四一	七、九四一	

四、昭和二十九年年度の地方財政の問題点

昭和二十九年年度の地方財政計画は、前述のとおりで、その計画の内容には、地方制度調査会の答申を尊重して、各種の改革を企図しているのであるが、なお、答申において指摘している事項について実施されていない点、その他若干の問題が残されている。その主なるものは次の諸点である。

- (1) 最近の地方財政の赤字は著しく、二十七年年度決算で繰上充用額が一五七億円、実質上の財源不足額三〇〇億円で二十八年年度の実質財源不足額は現在三六〇億円に達するものと推定される。この赤字団体の再建整備について、地方制度調査会は、財政資金の貸付を行い、財政再建整備を行わせるように答申されているにもかかわらず、政府予算案においては、これを取り上げられていない。
- (2) 地方公募債は、一般会計分一三五億円、公営企業会計分六五億円で合計二〇〇億円の計画となつてはいるが、この消化は相当に困難であつて、地方制度調査会の答申の指摘する地方公募債の消化促進策として、地方団体中央金庫の創設が必要とされているのに、考慮されていない。
- (3) 昭和二十九年年度の地方財政計画は相当厳しいものである。すなわち既定財政規模の是正として、地方制度調査会は、

是正すべき額として少くとも三〇〇億円の必要を指摘しているにかかわらず、その半分程度の二四九億円しか是正されて
いない。しかも、財政規模の合理的縮減を期待して節約額二二〇億円を予定しているのである。

附表第一 昭和二十七年年度都道府県別決算状況及び歳計剰余金の前年度との比較

二十七年 年度 決算 状況

歳計剰余金の比較

都道府県名	歳入	歳出	歳入歳出 差引 剰余金(A)	事業繰越及 び支払繰越 金(B)	再差引 剰余金		昭和二十六年 年度 歳計 剰余 金(C)	増減(△)額
					(A)	(B)		
北海道	三九、六七、七〇	三九、九六、五〇	四一、三六	六〇、三六	二七、一〇	三九、八六	七七、三〇	三九、〇五
青森	五、五九、〇七	六、二四、八七	一五、六〇	三四、二六	一七、二〇	三六、八六	三五、一七	一三、〇七
岩手	八、〇〇、三〇	八、八七、六一	一七、三二	三九、〇八	五七、六九	一四、〇〇	二八、七一	三三、八七
宮城	九、〇七、五三	九、三〇、七四	二六、四九	三九、〇四	六五、九七	六九、三六	一八、九七	三七、七五
秋田	七、三三、九六	七、五〇、五二	一六、七三	一五、四〇	三六、二四	一五、五八	三九、四九	二七、三〇
山形	七、三九、七二	七、三六、四四	二二、一七	三六、六六	五五、五九	二〇、〇六	三〇、五六	九、八〇
福島	二、六四、〇七	二、一〇、五七	三、五四	五八、二九	七三、四六	一九、九五	一九、四一	二、三五
茨城	九、四六、六五	九、六六、七六	一〇、一七	八四、六七	五六、〇八	三、一五	五九、四一	六五、〇三
栃木	八、二〇、三四	七、五三、二八	五九、〇六	五六、四二	三、〇五	三、一五	六三、〇三	三三、五七
群馬	八、〇〇、五六	七、八三、〇三	一六、五三	四七、五五	九三、一八	三三、七四	一三、五〇	二五、〇六
埼玉	八、五五、七五	八、二八、八七	二六、八八	一九、七四	九七、五二	一三、五二	一三、五〇	一、〇二
千葉	八、七五、〇七	八、七六、五三	一八、五二	九一、〇二	七八、五二	二、六四	二、六四	〇、〇〇
東京	三、三三、五五	三、〇七、〇一	二六、五四	一、八七、一八	七四、四五	三六、六八	四七、九〇	一五、七〇
神奈川	二、三三、二五	二、四四、七三	一一、四八	七四、九五	三六、六八	二、六四	二、六四	〇、〇〇
新潟	三、七〇、七六	一三、三九、八三	四九、〇五	四六、三九	九五、八四	二八、〇九	二八、〇九	〇、〇〇
富山	七、二六、六九	七、三二、三〇	九四、七一	一八、二七	三三、八四	一五、七〇	一五、七〇	〇、〇〇
石川	五、〇三、九五	五、三三、六八	三〇、七三	二〇、六七	五二、〇〇	三三、六一	三三、六一	〇、〇〇
福井	五、五七、〇四	五、九〇、六〇	三三、五六	三六、四三	一五、六二	一九、五三	一九、五三	〇、〇〇
山梨	五、四七、六八	五、六三、〇九	一五、四一	三四、七九	一六、四〇	三三、四一	三三、四一	〇、〇〇
長野	二、五六、五〇	二、九九、三六	四三、八六	三三、六三	七五、三三	一九、九六	一九、九六	〇、〇〇

宮大熊長佐福高愛香徳山広岡島鳥和奈兵大京滋三愛静岐
 崎分本本崎賀岡知媛川島口島山根取山良庫阪都賀重知岡阜

八、九〇〇、四三三	八、四三三、四七四	四六六、七七八	一七六、二二八	三五七、七六〇	六四四、三五五	二七、一四七
二、三三三、六三七	一〇、九五七、九七一	四三三、八六六	六三三、八四三	二五五、九七七	四九二、九七八	三六、九三八
一五、四七〇、五三三	一四、七四七、七四一	七三三、三三三	一、九八八、四八八	四六六、三三六	一、五五、八八八	七四三、七六六
七、六〇〇、三〇八	七、六九八、四九三	一〇、八五五	四九八、〇八九	四八八、三三四	三三四、九八三	三三三、三三三
四、五四四、三三三	四、四八八、三三三	九、三三〇	一八、九七七	三〇、八四三	五七、五五六	四〇、五五四
七、八七二、七三三	八、八〇八、八四八	△ 一、九〇三、〇七六	三三、二二〇	△ 一、二八四、三〇六	△ 一、六六、三三三	△ 一、六六、三三三
二一、八六九、三三六	二二、九〇一、三三六	△ 一、〇八四、八三〇	三九、七七一	△ 一、四五一、〇九七	△ 三、〇六、三三三	△ 三、〇六、三三三
二四、四九二、四七七	二五、六三二、一〇三三	△ 一、二九八、八五五	五六、三六七	△ 一、六六六、三三三	△ 三、〇三、一一一	△ 一、二二、一六〇
三、九九一、三三〇	三、九九一、三三〇	三、四六六	—	三、四六六	△ 三、〇三、一一一	△ 三、〇三、一一一
六、八四四、一〇九	六、六七九、九一	一、五八〇、二八	三九、四九七	一、六三三、四九九	△ 一、六三三、四九九	△ 一、六三三、四九九
四、五五五、六三三	四、五八八、二八八	七、三三三	一三三、六三四	三六、三九九	△ 五、九九九	△ 五、九九九
六、〇六六、〇四四	六、一〇五、八八一	三六、二六三	四八、九三六	一一、七七四	△ 一、九、三三七	△ 一、九、三三七
八、七九二、〇四四	八、五八一、八三六	三七、一九六	一〇五、三三三	三三、九七五	△ 三、〇、四六〇	△ 三、〇、四六〇
三、一八二、七七七	三、一七九、四三三	三〇、二七五	三三、七五五	△ 三、〇、四六〇	△ 五、三、三三三	△ 五、三、三三三
二、二〇〇、五〇四	二、一〇七、五三三	四七、七六一	一〇、五、七七六	△ 五、三、三三三	△ 三、三、三三三	△ 三、三、三三三
六、五〇一、五九六	六、五三三、九六六	一、六七六、〇	二八五、〇九二	△ 一、二七、四八二	△ 三、七、四〇〇	△ 三、七、四〇〇
五、八〇六、四三三	五、六二一、九九九	一九四、九三三	三三、一六三	△ 三、七、四〇〇	△ 六、九、八四一	△ 六、九、八四一
八、五七四、九三三	八、四四五、七五六	一九三、三三七	三九、〇六六	△ 一、八三、三四三	△ 五、三、〇五二	△ 五、三、〇五二
六、〇六七、八四八	五、八〇〇、二六八	一九七、六八〇	三三、一〇三	△ 一、八三、三四三	△ 一、七、九六九	△ 一、七、九六九
一七、五二六、九四四	一六、九一八、八八〇	七四八、八一四	一六、一七六、三	△ 一、七、九六九	△ 一〇四、九四〇	△ 一〇四、九四〇
五、三四九、九七七	五、二七三、三三三	七、三三三	一一、五七六	△ 一〇四、九四〇	△ 一、五、一一三	△ 一、五、一一三
六、九八八、四四四	六、五五六、六七	一六二、七四三	三三、五三三	△ 一、七、五九九	△ 三、九、四五四	△ 三、九、四五四
八、二五二、七五五	七、九八八、四七三	一八七、九三三	一八、二四六	△ 六、一、四四七	△ 三、三、一四八	△ 三、三、一四八
七、三〇五、四八六	七、〇〇〇、〇四三	二〇五、三三六	三二四、七六七	△ 五、一、四五一	△ 三、五、九九八	△ 三、五、九九八
六、八三三、〇三三	六、五四九、九九九	二九八、八二四	三〇三、六九〇	△ 九六、一三四	△ 一、一、九六〇	△ 一、一、九六〇

鹿 児 島

合 計	九、一〇四、五五六	九、六三六、三五六	△ 三三三、〇〇〇	五、八六、三三四	△ 八、〇〇、三三四	二、九六六	△ 三、五四、九六六
赤字団体並	四八、〇八七、五三三	四三、九〇七、六九六	△ 八、七九、八三六	一、八六八、五三三	△ 二〇、五〇、六五五	一、七九〇、三三〇	△ 九、六〇、三五四
繰上充用二	三二、〇六、二五三	三二、五九、八四四	△ 三三、四四九	一、四二八、九六六	△ 三、七七、五七七	八、八六六、五三三	△ 八、五五五、〇〇四
実 質 二	九、四三二、〇六六	一〇、一七五、九四四	△ 四、四四四、八七八	三、六三三、九六〇	△ 八、二六、八六八	六、四四七、三三三	△ 五、二九、六〇〇
黒字団体二	二、三六〇、一八七	二、〇八、七三三、八八〇	△ 四、八六、三三〇	二、〇四四、九六六	△ 五、六四、六六九	八、二五二、九六一	△ 三、四二五、四四四
	二、三六、三六九	一、六三、七、八七三	△ 七、八八、四四七	四、五六一、五五五	△ 三、三五、八四二	八、八三三、八三七	△ 一、〇五、四〇〇

七六

附表第二 昭和二十七年年度五大市決算状況及び歳計剰余金の前年度との比較

二十七年 度

歳計剰余金の比較

市 名 人 口 歳 入 歳 出

横 浜	九五、一六八	七、四三三、〇〇六	七、九三三、八八八	△ 五、〇九三	三、五〇、三三八	△ 七、一、八三〇	△ 七、五三、四六六
名 古 屋	一、〇三〇、〇六五	九、三二一、八八八	八、五〇一、三三九	七、一〇〇、五五九	二、八二、五七七	四、三、九〇三	△ 九、四四、五三六
京 都	一、一〇一、五七四	七、三三三、七三三	七、七五三、九四四	△ 五、三三三	一、九一、三六八	△ 一、四八、八七七	△ 三、四七、四四二
大 阪	一、九五六、二二六	一九、三三三、九四四	二〇、二二五、五一一	△ 八、六六四	七、〇五五	△ 一、七七七、七七一	△ 八、八、三五二
神 戸	八三三、六四二	七、三六七、七六六	七、三三六、〇九九	五、一、七六七	五、〇、九六一	四、九七、四四四	△ 一、四〇、二一六
合 計	五、八五七、三三六	五、五〇八、六六六	五、六六六、七一一	△ 一、六八〇、九五五	一、八八、九七七	△ 三、〇七、〇三三	△ 一、一〇、四一〇、三三〇

附表第三 昭和二十七年年度市別決算状況及び歳計剰余金の前年度との比較

二 十 七 年 度

歳計剰余金の比較

市 名	人 口	歳 入	歳 出	歳入歳出 差引歳計 剰余金(A)	事業繰越及 支払繰延 金(B)	純 剰 余 (A)-(B)	昭和二十 七年度 歳計 剰余金(C)	増減(△)額 (A)-(C)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

福岡	三九、六四九	二、三〇二、七六四	二、三五七、〇三八	四、七四六	五、九一九	△	二、八三八	二、四、二一九	△	八、九四三	
仙台	三四、六八五	一、三五四、五七七	一、三四七、〇六二	七、四四五	〇	△	七、四四五	△	三、七六八	△	九、三〇三
川崎	三九、三三六	三、七六七、四七七	三、四七二、七五五	三、五、六九三	二、四、四六七	△	一九、三三五	△	三、九、六一	△	九、六四一
札幌	三三、八五〇	二、三三七、四〇〇	二、一三三、九六〇	一九三、四六〇	一、四、八九四	△	五、五五六	△	二、〇、五七一	△	八、八八九
広島	二八、五七三	二、一三一、〇八〇	二、二四七、四〇八	二、六、四〇八	七、〇〇三	△	一、八六、四〇〇	△	一、四、三三	△	二、七、八四〇
熊本	二七、九、三六四	一、九八〇、〇八七	二、六、五、四三三	六、五、三三六	〇	△	六、五、三三六	△	四、三、四六九	△	三、三、八六七
金沢	二六、七、五〇六	一、〇八一、七七一	一、〇八五、四〇八	三、七、七	〇	△	三、七、七	△	三、三、六九九	△	二、七、九八八
横須賀	二五、〇、七二七	一、一九三、八九五	一、三、五、七四四	七、六、六九八	七、三、〇一〇	△	三、七、七一	△	三、三、七一	△	三、三、五〇〇
長崎	二五、〇、五三三	一、一八九、七三三	一、二、六、〇八一	一、五、六四三	七、九、九〇六	△	二、三、六四四	△	二、三、六四四	△	六、六、六六
静岡	二四、一、八〇五	一、四三三、九六六	一、四、三、〇八一	四、二、八八	二、六、六、三六〇	△	二、四、六、〇三	△	二、四、六、〇三	△	三、三、四六
鹿兒島	二六、六、六九九	一、一三、五五九	一、一、九、四九九	六、九、九〇	四、六、四四	△	六、九、九〇	△	六、九、九〇	△	四、四、四四
函館	三九、四、六三三	一、五二、七三三	一、四、八、一五	四、五、三	七、七、六四	△	二、三、八七七	△	七、一、四四	△	七、一、四四
新潟	三九、九、九四	一、三〇六、三二四	一、三、六、四三三	天、〇、七	七、七、四四	△	九、五、六四三	△	一、五、五三	△	一、五、五三
岐阜	三三、〇、九一	一、一八〇、八九	一、一、四、四、五三	七、三、七	六、四、四七	△	一、五、八八〇	△	一、五、八八〇	△	一、四、〇一〇
堺	三三、九、九	一、〇九七、九〇三	一、一、三、一、四七六	三、三、五三	〇	△	三、三、五三	△	三、三、五三	△	四、三、三〇
姫路	三三、三、六八	一、一、三、三、〇三	一、三、三、三、〇三	三、〇、三、三	二、三、三、七	△	三、三、三、七	△	三、三、三、七	△	二、三、〇三
八幡	二二、〇、〇〇	一、二、五、七、五六	一、一、九、七、二八	六、四、八	六、七、〇	△	八、三、三	△	二、〇、四	△	二、〇、四
小倉	一九、九、七	二、四、〇、〇、四〇	二、〇、八、〇、五	二、六、三、五	三、五、三、四	△	一、五、一、九	△	一、五、一、九	△	二、九、六八
佐世保	一九、四、四三	一、四、四、一、三	一、三、三、六、三三	二、天、六、〇	九、五、七、五	△	四、九、二五	△	四、九、二五	△	一、三、〇、六
下関	一九、三、七三	一、四、七、〇、四三	一、五、七、一、三	二、六、四、八五	九、七、四、九	△	二、七、四、六	△	二、七、四、六	△	一、九、九三
大牟田	一九、一、九六	一、〇、八、一、二	九、九、〇、三三	四、九、九	三、三、六五	△	三、三、六五	△	三、三、六五	△	天、九、六六
和歌山	一九、一、三三七	一、〇、〇、五、六三	九、六、〇、五	七、五、八	五、一、九六	△	三、三、六〇	△	三、三、六〇	△	天、九、六六
岡山	一九、〇、六〇	一、九、八、〇、五	一、七、三、四、五	七、四、四〇	五、八、〇	△	一、〇、二、三五	△	一、〇、二、三五	△	八、八
呉	一七、七、七	一、一、三、三、二	一、一、六、一、九	七、三、三	一、六、〇	△	一、六、〇	△	一、六、〇	△	七、四、四七

小樽 西宮 松山 浜松 高知 富山 布施 豊橋 千葉 徳島 宇部 久留米 秋田 宮崎 高松 門司 四日市 旭川 甲府 宇都宮 盛岡 高岡 浦和 明石 川口

一七、三〇	一、〇五八、八四八	一、七、八七六	△	二六、〇〇〇	〇	△	一六、〇〇〇	△	五、一九七	△	七、四九
一六、三九	一、八七、六六三	一、一八、九三三	△	五、七〇〇	〇	△	五、七〇〇	△	六、五九	△	六、七九
一六、八九	八六三、九六六	一、二六、七七八	△	三、〇七三	〇	△	三、〇七三	△	三、四九六	△	四、七四
一六、三六二	八四三、三三七	八〇、三八一	△	三、八六六	〇	△	一、五〇〇	△	二、〇八二	△	七四
一六、六四〇	一、六三三、七〇八	一、三三、二三三	△	三三、九五五	〇	△	三六、五五八	△	一六、八五一	△	二七、三六
一五、四八四	九七三、六六六	九七三、六六六	△	—	—	△	—	△	二四	△	—
一五、三九	六三六、三七一	六五五、六六五	△	〇	〇	△	〇	△	一九、三六〇	△	三〇、二四
一五、八五	七三三、〇六三	八一、七六六	△	〇	〇	△	〇	△	三五、六六三	△	四、三五
一三、八四四	七五、一八三	七三、七九五	△	五、六三	〇	△	二〇、三六三	△	四、八七一	△	一〇、七四
一三、三三三	七一〇、六五五	七六、六五五	△	空、七〇〇	〇	△	七、五九九	△	二九、八四〇	△	五、八〇
一三、五九	九一、三六〇	一、〇八三、三三三	△	九、八五二	〇	△	一〇六、八九九	△	三、七八八	△	六、〇八
一八、五五五	六三三、一二二	六〇七、七九	△	三、三七三	〇	△	一、九九	△	五、〇五	△	元、六三
二六、〇七四	七〇〇、二八〇	七〇〇、二八〇	△	—	—	△	—	△	八、三三	△	八、三三
二五、六四六	五三六、四六六	五四六、七四三	△	一五、七〇三	〇	△	二、六四〇	△	一、〇三三	△	一四、六〇
二四、五五	八七三、九四三	八五六、五三二	△	一五、四九	〇	△	八八、六三三	△	四、三九	△	五、七八
二四、三九九	一、〇六四、八四三	一、〇六、七四	△	二六、二九	〇	△	—	△	三、一九	△	二四、〇〇
一三、八〇	七七、六九三	七七、八六六	△	元、八七六	〇	△	三六、〇三二	△	六、四四	△	元、四九
二二、三六	七八、四三三	七九、九〇一	△	二、四八	〇	△	二、七九六	△	三、五五	△	七、八三
一九、四六	四六五、三六	五四、八六〇	△	七、五九九	〇	△	八、八七五	△	三、六三	△	四、九四
一七、五七	五三三、四〇〇	五三九、九五	△	三、九三三	〇	△	三、九三三	△	三、五九七	△	八、六四
一五、五三	六七〇、六三	五四四、六三	△	二、二九三	〇	△	一、八五三	△	二四、五五	△	五、六八
一五、一〇九	五三〇、七五九	七三、九三	△	七、九九九	〇	△	九、七五六	△	三、一五三	△	四、六八
一一、〇二	四九、二二三	五八、〇〇六	△	七、二四七	〇	△	七、二四七	△	一九、四六	△	三、三五
一一、五四	四八四、七五	六三、五六六	△	一三、二四	〇	△	二、三九四	△	七、〇五	△	四、三九
		五三、九五	△	四、八〇	〇	△	四、八〇	△	元、七〇〇	△	七、二〇

津山	立川	帶広	唐津	石巻	平塚	川越	彦根	小野	貝塚	直方	飯塚	松阪	酒田	中津	三鷹	米沢	豊川	佐野	日立	加古川	大村	伊丹	宇和島	新居浜
五、六、四三	五、六、五一	五、七、九四	五、八、二〇	五、七、三一	五、八、六一	五、八、三〇	五、八、八六	五、八、七七	五、五、六六	五、五、六六	五、五、六三	五、四、九七	五、四、九一	五、四、八〇	五、四、〇〇	五、三、七九	五、三、八〇	五、一、八〇	五、一、〇六	五、〇、七五	五、〇、八二	五、〇、八二	五、〇、八〇	五、〇、四一
三三、五九	三六、八〇	三九、九七	三三、四三	三三、五七	三三、七九	三三、一〇	三三、〇〇	三三、七〇	三三、四四	三三、四四	三三、四〇	三三、二七	三三、一〇	三三、五七	三三、二四	三三、〇〇	三三、一七	三三、五七	三三、三三	三三、三三	三三、三二	三三、三二	三三、三二	三三、三二
三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七	三三、九七
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
五、四	七、〇七	五、三三	四、四六	四、〇六	一、九二	一、七六	六、四三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
六、八三	〇	二、八五	三、三三	〇	〇	二、七二	〇	〇	〇	二、〇七	〇	二、四七	二、九四	一、八〇	〇	〇	〇	〇	〇	六、四三	〇	〇	〇	一、八四
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
六、三六	七、〇七	八、四七	三、三三	四、〇六	一、五二	五、五八	九、四三	三、三三	三、三三	八、〇七	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一九、四五	九、七〇	一、四六	一、九五	九、〇六	一、〇二	一、七六	二、五九	一、五〇	五、二六	二、四二	二、三三	一、七〇	一、四六	三、〇六	一、三六	一、五九	五、六九	一、四一	五、六九	三、四三	〇	一、七〇	二、九七	三、六二
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一、八五	一、八三	三、〇〇	二、九一	三、〇〇	八、六八	八、六八	二、九七	八、六七	三、四九	二、五五	三、六八	二、三三	一、七〇	三、七九	九、八八	二、四九	四、四六	七、七八	五、八三	一、七三	五、三三	二、九七	四、二九	四、八三

八幡	元、九三	一九、七二	一八五、八四	三、四三	〇	三、四三	二〇〇元	△	七、六六
下松	元、九三	四二、八九	四三、九〇	四、一三	〇	四、一三	八八九	△	三、三三
佐伯	元、七六	三〇、一九	一九三、四六	八、七三	〇	二五、五六	一、五三	△	七、三二
佐原	元、七五	二四、六五	三〇、九七	五、九三	△	四、〇〇	四〇	△	五、九八
宮古	元、三五	六四、三三	一六四、八四	一八	△	二六、五七	九六	△	八〇
苦小牧	元、三六	五〇、四九	五〇、三六	元、七四	△	〇	二九、一〇	△	六、八七
網走	元、二八	三九、九八	二四九、一三	九、二五	△	七、〇六	四三〇	△	九、六五
野田	元、八五	五〇、二三	一四四、六九	五、五六	△	三〇	二、九五	△	二、六九
宇治	元、三三	一四、六六	一八四、五〇	二九、九四	△	〇	二六、九六	△	三、九五
柏崎	元、四四	八二、九三	一八二、三五	二四三	△	一、三〇	二六八〇	△	二、四七
木更津	元、九〇	二五、二七	一四四、五〇	七七	△	一、六〇	二六	△	五〇
新津	元、七〇	三九、八五	一六〇、七八	九六	△	〇	三五	△	七三
洲本	元、三三	三九、六九	三三、四三	三、七三	△	〇	二七八	△	六、五五
井原	元、三二	二五、五三	一五、八五	一、六八	〇	〇	一、〇三	△	一、六八
館山	元、元九	三三、四九	三三、三九	九〇	〇	〇	二、〇三	△	二、九二
西大寺	元、七一	八七、四九	一八七、三九	九三	〇	〇	—	△	九三
一関	元、三九	二七、五六	三〇六、九四	三四、三〇	△	〇	三〇、三六	△	四、三八
高田	元、三五	一七、二六	一七、八九	三九七	△	三四五	二、四三	△	二、〇六
赤穂	元、一七	四四、〇八	一四、七七	三六	△	五、七四	三九	△	二七
伊東	元、三七	一九、三三	二一、〇三	三、〇二	△	〇	一九、九六	△	六、九五
富士吉田	元、〇三	三六、九三	三四〇、四一	四八七	△	四、八七	六、四六	△	一、五五
青梅	元、六六	三三、四四	三三、四五	九九	△	七四	二、五七	△	一、六八
磐田	元、六五	三三、三九	三三、〇二	一、二八	△	四、〇六	三、三九	△	一、五五
岡谷	元、五〇	一七、四六	一七、〇九	一、四七	△	〇	三、三九	△	九六
新発田	元、五四	一四、六七	一六、二九	一四、六三	△	一七、五五	四、一九	△	一〇、四九

詠 訪 横 手 龍 野 小 浜 釜 石 安 城 海 南 光 木 茨 内 稚 海 熱 崎 枕 久 津 見 玉 島 串 野 新 宮 兒 島 綾 部 泉 津 吉 原 関 田 飯 田 留 萌 鹿 沼 島 田

三、四、八〇	一、八、九、五	一、〇、〇、〇	一、八、三	〇	一、八、三	二、四、五	六、三	三、四、八〇
三、五、四三	一、九、五、〇	一、九、四、〇	一、三〇	一、一〇	一、〇、〇	一、〇	一、〇	三、五、四三
三、五、三六	一、五、五、三	一、七、八、七	三、五、四	〇	一、五、三、四	〇	〇	三、五、三六
三、五、三一	三、六、四、七	三、九、〇、五	〇	〇	三、五、四	〇	〇	三、五、三一
三、五、一四〇	一、三、三、七	一、〇、三、四	〇	〇	三、五、一四〇	〇	〇	三、五、一四〇
三、五、〇九〇	一、三、三、三	一、三、三、三	〇	〇	三、五、〇九〇	〇	〇	三、五、〇九〇
三、四、八三〇	一、七、八、五	三、三、三、三	〇	〇	三、四、八三〇	〇	〇	三、四、八三〇
三、四、五九	三、八、八、三	三、九、〇、四	〇	〇	三、四、五九	〇	〇	三、四、五九
三、四、五〇九	三、四、七、二	三、六、三、四	〇	〇	三、四、五〇九	〇	〇	三、四、五〇九
三、四、四八〇	三、七、〇、一	三、六、三、〇	〇	〇	三、四、四八〇	〇	〇	三、四、四八〇
三、四、三九	一、〇、一、七	一、三、七、七	〇	〇	三、四、三九	〇	〇	三、四、三九
三、三、八四	一、七、八、四	一、三、八、三	〇	〇	三、三、八四	〇	〇	三、三、八四
三、三、八七	一、五、九、〇	一、八、〇、三	〇	〇	三、三、八七	〇	〇	三、三、八七
三、三、三三	一、六、九、七	一、五、九、七	〇	〇	三、三、三三	〇	〇	三、三、三三
三、三、三三	一、五、九、〇	一、八、〇、三	〇	〇	三、三、三三	〇	〇	三、三、三三
三、三、一四	一、七、七、六	一、八、四、三	〇	〇	三、三、一四	〇	〇	三、三、一四
三、三、三三	三、四、三、四	三、五、九、四	〇	〇	三、三、三三	〇	〇	三、三、三三
三、三、二二	一、八、七、七	一、八、七、四	〇	〇	三、三、二二	〇	〇	三、三、二二
三、三、一八	一、〇、〇、〇	一、六、〇、七	〇	〇	三、三、一八	〇	〇	三、三、一八
三、三、六四	一、九、三、七	一、九、三、七	〇	〇	三、三、六四	〇	〇	三、三、六四
三、三、五三	三、三、三、三	三、七、八、七	〇	〇	三、三、五三	〇	〇	三、三、五三
三、三、三七	一、九、三、四	三、九、一、五	〇	〇	三、三、三七	〇	〇	三、三、三七
三、一、九三	一、八、〇、〇	一、七、一、五	〇	〇	三、一、九三	〇	〇	三、一、九三
二、七、九七	一、二、七、四	一、二、七、四	〇	〇	二、七、九七	〇	〇	二、七、九七

柳川	笠岡	大屋	寝屋川	氷見	富田	焼津	津島	古河	臼杵	小松島	刈谷	大船渡	敦賀	新庄	日向	大和高田	秩父	白河	豊岡	阿久根	行田	拳母	西脇	泉野
三、六、七、七	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇
一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇
一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	一一〇、〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三、四、三	五、四、三	四、三、二	三、二、一	二、一、〇	一、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇
三、四、三	五、四、三	四、三、二	三、二、一	二、一、〇	一、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇	〇、〇、〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五、三、六	三、三、六	六、四、八	四、八、三	一、九、七	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三	二、〇、三

附表第四 昭和二十七年都道府県別町村決算状況

都道府県名	団体数	歳入	歳出	歳計剰余金	団体数	歳入	歳出	歳計不足額
北海道	千円 三六三	千円 一四、八三三、六四四	千円 一五、三三三、三九五	千円 四〇〇、六四四	千円 一九	千円 六、八〇〇、三七六	千円 七、四六二、三三九	千円 六六一、九五
青森	一〇	二、八〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	二、五三三	二四	五、七〇二	六、四二四	八七、七〇
岩手	二四	四、三三八、五九〇	四、一六六、三三九	一、五三〇	七	一、五、〇〇〇	二、〇七三	二、九〇七
宮城	八五	三、九六一、七七七	三、九三三、八三三	二、九〇六	〇	八、四四四	九、七四四	一、〇〇〇
秋田	三〇	四、二五〇、〇〇〇	三、九七〇、〇〇〇	二、七九〇	七	三、三六、九七一	三、四一三	二、四六二
山形	二八	三、四四六、八三三	三、三六六、六九〇	一、〇三六	五	三、七、九九	三、〇八、八五	三、三二六
福島	七四	五、三三三、七四四	五、一八六、三三六	一、五四八	四	七、九〇、八七	八、六三、六四	五、七、二七
茨城	三三	四、一四八、二九〇	三、九〇四、三〇七	二、四八三	六	八、三、九九三	九、〇、三三	五、三、〇〇
栃木	一五	三、三三三、五九〇	三、〇〇九、四〇〇	三、四〇〇	四	八、七、三三三	九、〇、四三	二、七九
群馬	九二	三、四八八、九三三	三、三五四、三三九	三、四五四	五	九、六、三九六	三、〇、一五六	三、三、七三
埼玉	三五	四、三三三、九七七	三、九五四、七四四	四、七、八三	五	三、〇、八三三	三、六、七三	三、〇、九九
千葉	二八	三、七三三、九七七	三、四五六、九三三	三、七三〇	六	二、六、六一	一、七、八〇三	一、五、九一
東京	九	一、八二二、三三三	一、四五六、八四〇	一、四五六	一	二、二、八〇〇	二、二、八〇〇	五、七四
神奈川	一〇八	二、一〇一、八六六	一、九三三、七三	一、七六六	二	五、七、七三	八、九、七三	三、九三
新潟	七	六、四九六、六八	六、一八四、〇〇五	三、三、三三	三	七、三、三〇	八、九、七六	八、七、六八
富山	七	三、〇六二、二二八	二、九三三、七二八	三、四、〇〇	〇	四、五、七〇	四、九、〇〇	六、六〇
石川	七	二、五七七、三〇〇	二、四五四、二四四	三、三、三六	二	三、七、九四四	三、三、四一三	二、四、五八

赤字 団体数 歳入 歳出 歳計不足額

中津川	六、九五〇	二、五、三三〇	三、四、四四四	△ 一九、一五〇	〇	△ 一九、一五〇	△ 二、七三三	△ 一九、一五〇
茂原	六、〇一九	一、〇、八九九	一、五、三三三	△ 四、四三五	三一	△ 四、八三五	△ 二、七三三	△ 一、九〇三
相生	七、五三八	一、六、三三一	一、七、〇〇九	△ 三、七七八	〇	△ 三、七七八	△ 三、八四七	△ 三、八四七

熊本	三〇〇	四、一七、六一	三、九六、五五	二二	二九、〇九	一四、〇六	三、〇九
大分	一八	三、四九、四〇	三、三三、九五	一六、四七	四、四五	四、四五	三、二六
宮崎	五	二、四四、九八	二、三九、〇一	四、九七	三、五九	三、五九	一五、七七
鹿兒島	二七	五、五三、八〇	五、四九、八六	六、〇四	九	四、七、〇九	三、〇、九八
合計	九、六四	一八、七、四五、三五	一八、〇、七、五七	六、六六、八八	八八	二四、四三、五五	三、三、七五

附表第五 昭和二十七年年度特別区決算状況及び歳計剰余金の前年度との比較

二十七年決算状況

歳計剰余金の比較

区名

歳入歳出 歳計剰余(A)

事業繰越(B) 支払繰延

純剰余(A)-(B)

二十六年度歳計剰余金(C) (A)-(C)

千代田	四四、九七	三九、三〇	四、六六	三〇、三五	一、八六	二、八〇	三、三六
中央区	四七、二一	四〇、四六	五、七五	五、八一	—	五、八一	七、〇八
港都	五九、五九	四八、六五	一〇、九四	—	—	一〇、九四	五、六八
新宿	六七、七〇	五三、八五	一三、八五	—	—	一三、八五	七、〇八
文京	四二、〇三	四八、四七	六、四四	—	—	六、四四	三、〇、三九
台東	四七、三〇	四八、七三	一、四三	—	—	一、四三	三、〇、三九
墨田	四四、三九	四八、七三	四、三五	—	—	四、三五	三、〇、三九
江東	四七、三九	四八、七三	一、三五	—	—	一、三五	三、〇、三九
品川	四七、三九	四八、七三	一、三五	—	—	一、三五	三、〇、三九
目黒	四七、三九	四八、七三	一、三五	—	—	一、三五	三、〇、三九
大田	四七、三九	四八、七三	一、三五	—	—	一、三五	三、〇、三九
世田谷	四七、三九	四八、七三	一、三五	—	—	一、三五	三、〇、三九
渋谷	四七、三九	四八、七三	一、三五	—	—	一、三五	三、〇、三九
中野	四七、三九	四八、七三	一、三五	—	—	一、三五	三、〇、三九

附表第六 昭和二十七年都道府県市町村別の歳入歳出款別経費別決算状況

区	分	同										合	計		
		都道府県		市町村		五大市		市		町				村	
		実	数	実	数	実	数	実	数	実	数	実	数	実	数
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
杉並	七五、一五	六五、八五	一〇九、五〇	六、六七	三六、五三	三九、六七	三六、五三	三九、六七	三六、五三	三九、六七	三六、五三	三九、六七	三六、五三	三九、六七	三六、五三
豊島	四九、九三	四九、七三	五九、三〇	三、四四	七、八四	七、八四	三、四四	七、八四	三、四四	七、八四	三、四四	七、八四	三、四四	七、八四	三、四四
北	四五、七二	四三、二六	三、五五	一、八一	一、八一	一、八一	三、五五	一、八一	一、八一	一、八一	一、八一	一、八一	一、八一	一、八一	一、八一
荒川	三三、五七	三三、〇七	三、〇七	六、四四	七、〇五	七、〇五	六、四四	七、〇五	六、四四	七、〇五	六、四四	七、〇五	六、四四	七、〇五	六、四四
板橋	四六、七〇	三九、八七	三、八二	一〇、二七	三、五七	三、五七	一〇、二七	三、五七	三、五七	三、五七	三、五七	三、五七	三、五七	三、五七	三、五七
練馬	三四、五六	三〇、一六	五、四七	三、〇三	九、〇三	九、〇三	三、〇三	九、〇三	三、〇三	九、〇三	三、〇三	九、〇三	三、〇三	九、〇三	三、〇三
足立	四六、三〇	四四、一〇	二、二〇	一四、三二	五、三七	五、三七	一四、三二	五、三七	五、三七	五、三七	五、三七	五、三七	五、三七	五、三七	五、三七
葛飾	四〇、六〇	四三、八三	一、八八	一四、三二	二、四七	二、四七	一四、三二	二、四七	二、四七	二、四七	二、四七	二、四七	二、四七	二、四七	二、四七
江戸	五五、三六	四三、一五	四、〇三	三六、四五	一六、七七	一六、七七	三六、四五	一六、七七	一六、七七	一六、七七	一六、七七	一六、七七	一六、七七	一六、七七	一六、七七
計	二、九四、三九	一〇、八六、九六	一、一四、四四	七四〇、七三	四〇四、七〇	四〇四、七〇	九七、〇八	七、二九	七、二九	七、二九	七、二九	七、二九	七、二九	七、二九	七、二九

5 使用料及び手数料	一五、四四	三三	一〇、一七	二七	三、八九	六三	四、三三	三五	二、四〇	一三	三六	一九	五、五七	三〇
6 国庫支出金	一三、三六	三六	四、四七	三〇	六九、七	三八	一、九五	五、六	三、四七	三〇	一	一六、七九	一九〇	一、九〇
7 都道府県支出金	—	—	三、六四	三五	一、三三	二六	二、四〇	二〇	七、三三	三九	二、六八	一七二	二、一六	一、五
8 寄附金	五、七三	一三	九、七四	二六	一、四	〇三	一、五二	一三	八、〇三	四三	三六	〇三	二、四九六	一、八
9 繰入金	三、五〇	〇七	六、三九	一七	一、八	二一	三、八四	二五	一、八九六	一〇	一八	一六	九、八九九	一、三
10 繰入金	二四、六八	五一	一五、八九	四三	一、四四	二八	三、九七	三二	九、四六	五〇	一、五三	八、八	四、四七	四、七
11 雑収入	三六、〇七	五四	一五、九〇	四一	二、九三	五九	五、六八	四六	五、二九	二八	一、三二	二一	四、二九七	四、八
12 地方債	四、八〇	八七	六、八九七	七八	四、九	九九	二、四八	九、四	三、五八	六七	—	—	七、七七	八、三
歳入合計	四一、八八	一〇〇、〇	三三、三三	一〇〇、〇	五、五九	一〇〇、〇	三三、三三	一〇〇、〇	一、八七	四、五	一〇〇、〇	二、九四	一〇〇、八五	一〇〇、〇
二、歳出(その一)款別)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1 議 会 費	二、四六	〇五	七、三〇	三〇	三〇	〇六	二、三五	一八	四、〇五	二二	四九	四三	九、六〇	一、二
2 庁(役場)費	四、七三	九五	七、三三	一九七	九、六一	一八六	三〇、七四	一六五	三、八七	二、五	三、四三	三〇	二七、四三	二、九
3 警察消防費	三、六四	三七	三、七三	九二	九、七三	八一	一五、九三	三二	八、四六	四七	—	—	四、四三	五、五
4 土木費	八、七五	一八六	四、五七	三九	七、二〇	三、八	一五、二七	二一	二、四三	二、四	一、〇二	九、三	一、五、二七	一、六〇
5 教育費	一五、五四	三三七	七、三三	二〇	七、九五	三、七	一、七四	一、五七	四、九二	二、五、四	四、五八	四、三	三、六八	三、八
6 社会及び労働施設	四、三七	九四	元、一七	一〇六	七、七	一、五	三、〇七	一、八三	八、三六	四、六	九	〇九	八、五〇	一〇〇
7 保健衛生費	一五、〇四	三三	一五、九三	四一	二、八五	五、五	六、四四	五、一	五、九〇	三、三	四	—	三、三三	三、六
8 産業経済費	七、三〇	一六三	二、四七	七、七	一、七六	二、三	六、三九	五、〇	二、〇、九	二、六	六	〇、八	一〇、七〇〇	二、六
9 財産費	一、九七	〇四	七、七九	二一	二、八〇	〇、五	一、四九	一、一	五、九五〇	三、三	充	〇、六	九、七四	一、二
10 統計調査費	元	〇一	六、五	〇三	三	—	一、四	〇、一	四、九	〇、三	二	—	一、三	〇、一
11 選挙費	二、一〇	〇五	二、〇九	〇五	一、六一	〇、三	五、〇	〇、四	一、二四	〇、六	二四	一、一	四、三〇	〇、五
12 公債費	八、七五	一八	九、四三	二、五	一、九六	三、九	三、五八	二、九	三、八三	二、一	—	—	一、八二	二、二
13 諸支出金	一五、四四	三三	三、八元	五、九	二、九四	五、七	六、三七	五、一	二、五七	六、四	九四	八、七	七、三〇	四、四
14 前年度繰上充用金	一九三	—	六、〇五	一、六	九八〇	一、九	三、九五	三、一	一、〇九	〇、六	—	—	六、三七	〇、七

歳出合計 477,910 100,000 397,277 100,000 5,677 100,000 25,622 100,000 7,910 100,000 44,805 100,000
 三、歳計剰余金 8,180 二,655 1,168 三,778 六,666 一,455 二,805

四、歳出(その二経費別)

1 消費的経費 33,371

(1)人件費 177,877 6,233 38,476 646 5,388 6,473 3,512 5,877 641 8,598 7,051 6,775 555

(イ)議員委員等の報酬 997 4,355 12 14 0 1,333 1,010 2,721 15 240 2,2 5,722 0.7

(ロ)基本給 143,377 3,145 27 177 23,396 359 3,996 190 24,866 238 2,984 27.5 37,544 246

(ハ)その他の手当 32,455 67 18,944 51 4,838 85 7,011 56 6,494 36 1,036 9.5 5,398 60

(ニ)恩給及び退職料 9,355 19 2,833 0.8 63 1.3 73 0.6 1,498 0.8 1 11,037 1.4

(ホ)その他 13,433 28 10,044 2.6 2,092 3.9 2,608 2.3 4,693 2.6 92 4.6 3,447 2.8

2 物件費 47,623 100,000 8,833 33.1 7,155 38.8 3,779 3.3 5,344 37.8 3,244 29.6 16,844 15.3

(イ)交際費 50 0.1 3,855 1.1 14 0.3 948 0.7 2,756 2.5 6 0.6 4,355 4.0

(ロ)旅費費用弁償 2,933 2.7 7,389 2.0 47 0.2 497 0.4 1,627 1.6 3,648 3.3 9,130 8.4 2,524 2.3

(ハ)維持修繕費 5,947 1.3 14,888 4.0 1,076 1.1 3,648 3.3 9,130 8.4 2,524 2.3

(ニ)その他需要費 7,673 5.9 5,888 1.5 5,494 2.7 3,821 3.5 1,860 1.7 2,831 2.6 99 0.1

(3)その他 68,753 144,404 5,352 25.1 7,680 37.6 1,498 1.4 2,608 2.3 4,693 4.3 1,455 1.3

(イ)出資金貸付 13,544 27 5,333 1.4 1,698 3.3 2,262 2.1 1,336 1.2 45 0.4 1,775 1.6

(ロ)基金繰出等 1,344 0.1 3,823 1.1 3,585 3.3 1,608 1.5 2,403 2.2 13 0.1 5,155 4.7

(ハ)企業及び事業会計繰出 58,864 2.6 4,300 1.5 5,755 5.2 1,899 1.8 1,404 1.3 5,990 5.5 1,010 0.9 3,064 2.8

(ニ)その他 150,807 3,091 25,444 3.3 2,584 2.3 6,272 5.7 3,512 3.2 4,987 4.6 1,377 1.3 3,363 3.1

2 投資的経費	150,807	3,091	25,444	3.3	2,584	2.3	6,272	5.7	3,512	3.2	4,987	4.6	1,377	1.3	3,363	3.1
(1)補助事業費	29,779	35.3	7,293	3.2	9,821	4.8	1,900	1.8	2,584	2.3	6,272	5.7	3,512	3.2	4,987	4.6
(イ)一般	81,074	17.1	47,655	2.9	8,333	1.6	2,098	2.0	3,996	3.8	1,498	1.4	2,608	2.6	4,693	4.3

附表第七 昭和二十七年都道府県、五大市別歳出の経費別内訳
(一) 都道府県

団体名	消費的経費		投資的経費		投資的経費内訳				公債費及び前年度繰上充用金		歳出合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
北海道	19,550	55.9	9,791	10.3	6,949	26.8	2,655	9.9	356,006	1.2	29,546	100.0
青森	4,301	7.8	1,781	3.1	1,550	3.4	373	1.1	136,949	0.5	61,487	100.0
岩手	5,590	10.5	2,470	4.5	2,049	3.8	444	1.2	178,696	0.6	81,761	100.0
出 合 計	27,241	100.0	12,042	100.0	15,548	100.0	3,572	100.0	671,651	100.0	143,800	100.0
3公債												
4前年度繰上充用												
(1) 普通建設事業	3,386	12.4	6,673	55.4	3,777	24.3	1,101	31.7	9,667	14.4	63,359	44.1
(2) 単独事業費	3,386	12.4	6,673	55.4	3,777	24.3	1,101	31.7	9,667	14.4	63,359	44.1
(3) 災害復旧事業	4,632	17.0	3,562	29.6	3,055	19.6	9,667	74.1	2,549	3.8	18,149	12.6
(4) 失業対策事業	9,470	34.8	8,077	66.7	4,007	31.4	3,353	25.3	1,717	2.5	13,774	9.6
(5) 災害復旧事業	8,676	31.8	9,353	77.6	1,811	14.0	3,588	27.7	3,553	2.6	27,890	19.4
(6) 失業対策事業	9,470	34.8	8,077	66.7	4,007	31.4	3,353	25.3	1,717	2.5	13,774	9.6
直轄事業納付金	3,690	13.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業直轄事業納付金	3,690	13.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 災害復旧事業	8,676	31.8	9,353	77.6	1,811	14.0	3,588	27.7	3,553	2.6	27,890	19.4
普通建設事業	6,049	22.2	6,798	56.4	1,497	9.6	4,347	33.2	1,497	2.2	12,849	9.0
失業対策事業	7,333	27.0	6,798	56.4	1,497	9.6	4,347	33.2	1,497	2.2	12,849	9.0
直轄事業納付金	1,200	4.4	3,559	29.6	1,011	6.5	0	0	1,497	2.2	5,339	3.7
業直轄事業納付金	1,200	4.4	3,559	29.6	1,011	6.5	0	0	1,497	2.2	5,339	3.7
(8) 災害復旧事業	8,676	31.8	9,353	77.6	1,811	14.0	3,588	27.7	3,553	2.6	27,890	19.4
普通建設事業	1,333	4.9	6,798	56.4	1,497	9.6	4,347	33.2	1,497	2.2	12,849	9.0
失業対策事業	1,333	4.9	6,798	56.4	1,497	9.6	4,347	33.2	1,497	2.2	12,849	9.0
直轄事業納付金	1,200	4.4	3,559	29.6	1,011	6.5	0	0	1,497	2.2	5,339	3.7
業直轄事業納付金	1,200	4.4	3,559	29.6	1,011	6.5	0	0	1,497	2.2	5,339	3.7
(9) 災害復旧事業	8,676	31.8	9,353	77.6	1,811	14.0	3,588	27.7	3,553	2.6	27,890	19.4
普通建設事業	1,333	4.9	6,798	56.4	1,497	9.6	4,347	33.2	1,497	2.2	12,849	9.0
失業対策事業	1,333	4.9	6,798	56.4	1,497	9.6	4,347	33.2	1,497	2.2	12,849	9.0
直轄事業納付金	1,200	4.4	3,559	29.6	1,011	6.5	0	0	1,497	2.2	5,339	3.7
業直轄事業納付金	1,200	4.4	3,559	29.6	1,011	6.5	0	0	1,497	2.2	5,339	3.7
(10) 災害復旧事業	8,676	31.8	9,353	77.6	1,811	14.0	3,588	27.7	3,553	2.6	27,890	19.4
普通建設事業	1,333	4.9	6,798	56.4	1,497	9.6	4,347	33.2	1,497	2.2	12,849	9.0
失業対策事業	1,333	4.9	6,798	56.4	1,497	9.6	4,347	33.2	1,497	2.2	12,849	9.0
直轄事業納付金	1,200	4.4	3,559	29.6	1,011	6.5	0	0	1,497	2.2	5,339	3.7
業直轄事業納付金	1,200	4.4	3,559	29.6	1,011	6.5	0	0	1,497	2.2	5,339	3.7

宮城	五、六九、二一	七〇・四	三、六四、一九	二、七〇・七	二、八七、三九	三、九〇	四、五、七九	四、八	一、七、四八	一、九	九、三〇、七四	一〇〇・〇
秋田	四、八〇、四三	六四・四	二、四三、五一	三、一	二、〇〇、三五	七、三	四、〇、三五	五、八	一、九、四九	二、五	七、五〇、五三	一〇〇・〇
山形	四、八七、六六	六・二	二、四〇、九四	三、〇	一、八五、七六	三、六〇	六、四、二八	四、〇	二、七、八四	一、八	七、一六、四四	一〇〇・〇
福島	七、四六、〇八	六・七	三、五二、六四	三、一	二、六〇、四四	三、三	九、八、〇〇	八、八	一、九、八七	一、二	一、一、六〇、五七	一〇〇・〇
茨城	六、四九、〇四	六・五	二、八一、〇九	三、〇	二、一九、四九	三、三	六、七、五〇	六、五	三、六、七三	一、四	九、三六、七六	一〇〇・〇
栃木	五、三八、五〇	六、九	二、二四、三七	三、一	一、七四、六四	三、七	四、九、六三	五、四	一、七九、九一	二、四	七、五三、二八	一〇〇・〇
群馬	五、〇九、七四	六、四	二、五五、五八	三、一	二、一四、八五	三、七	四、四、七四	五、七	二、六、七六	二、八	七、八二、〇五	一〇〇・〇
埼玉	六、七二、六三	七、四	二、〇〇、〇六	二、四・五	一、二七、三六	一、五	七、五、八〇	九、一	八、七、一五	一、〇	八、三九、八七	一〇〇・〇
千葉	六、三六、一九	七、一	二、八九、八三	二、六・三	一、六六、〇四	一、八	六、三、八三	七、九	一、四、〇四	一、六	八、七三、五三	一〇〇・〇
東京	四、四三、九八	七、四	三、〇七、九九	二、五	九、〇五、二四	一、四・八	四、〇三、八五	六、七	一、二、六九、一五	二、一	六、〇七、八〇	一〇〇・〇
神奈川	七、五九、四二	六・六	三、七六、九七	三、一	二、三三、七九	一、九	一、五三、〇八	二、七	一、五、三三	一、三	二、一四、七二	一〇〇・〇
新潟	八、五八、三五	六・一	四、八五、九八	三、七・一	四、一九、六一	三、三	六、七、四七	四、八	三、五、六〇	一、八	一、三、三九、八三	一〇〇・〇
富山	四、九七、五四	五、四	二、九六、〇四	四、二	二、〇三、三九	三、九	五、四、六五	七、三	一、七五、六三	二、四	七、三一、三六	一〇〇・〇
石川	三、五〇、四一	六・六	一、六七、〇五	三、三	一、三三、三九	三、五	三、〇、六三	六、二	一、〇九、一四	二、一	五、三三、六八	一〇〇・〇
福井	三、九四、六〇	六・五	一、九二、二九	三、六・〇	一、五九、九四	三、〇	三、三、二七	六、〇	一、八三、四六	三、五	五、二九、六〇	一〇〇・〇
山梨	三、五二、五六	六・八	一、六九、〇五	三、七	一、三五、七五	三、六	三、〇、七〇	五、七	八、二、六六	一、五	五、三三、〇九	一〇〇・〇
長野	七、六七、四三	七、四	四、二五、六三	二、四・五	三、三五、六七	一、七	八、七、九六	七、三	一、六六、一七	一、四	一、一九九、三六	一〇〇・〇
岐阜	五、〇九、三五	六・四	三、三六、一九	三、八	二、三六、〇四	二、七	八、〇、五三	一、〇	二、八、〇五	一、五	一、四、四三、四七	一〇〇・〇
静岡	六、八四、〇九	六・七	三、九四、七八	三、六	二、七〇、四七	二、四	一、三三、〇三	一、三	二、四、一五	一、一	一、〇九五、七九	一〇〇・〇
愛知	九、九九、六三	六・八	四、五四、四九	三、〇	三、二九、三六	三、三	一、三六、一五	八、五	一、七〇、五〇	一、二	一、四七、四七	一〇〇・〇
三重	四、九四、五五	五、四	二、六三、七四	三、三	二、三三、三〇	二、八	三、〇、四三	四、四	一、〇一、一九	一、三	七、六九、四九	一〇〇・〇
滋賀	二、八九、五六	五、三	一、四二、〇一	三、三	一、三九、〇七	二、八	三、〇、九五	四、五	六、八、八五	一、五	四、四八、三三	一〇〇・〇
京都	六、四四、七四	七、〇	二、四六、三〇	三、五	一、八四、六三	二、九	三、〇、六五	三、四	三、九、八七	三、七	八、八〇、八四	一〇〇・〇
大阪	一、〇三、五六	六・九	六、七九、八四	三、一	四、九四、一八	三、三	一、八九、六五	八、七	二、二七、九八	一、〇	三、〇九、三六	一〇〇・〇
兵庫	一、〇三、七六	六・〇	四、九九、二八	三、七	三、九三、三三	三、五	一、〇三、〇四	六、六	三、五三、〇七	二、三	二、五、六三、一〇	一〇〇・〇

奈良	二七九、〇三三	六・六	一、九四、六三三	三〇・〇	一、〇三、五三二	二五・六	七〇、七七一	四・四	七、九六、九〇四	一〇〇・〇
和歌山	四、九八、九七五	六三・九	二、三三、三三〇	三三・三	一、八九、三五六	二六・三	四六、八四四	七・〇	三、三六、九一	一〇〇・〇
鳥取	二、六〇三、〇五五	七〇・二	一、八五、一四四	四〇・八	一、六七、六五五	六六・一	三四、四三三	四・七	九、九〇、四二〇	一〇〇・〇
島根	三、七四〇、四〇〇	六三・〇	二、二六、三三九	三三・四	一、〇五、一九七	三〇・〇	三三、三六二	五・四	一、七〇、八四四	一〇〇・〇
岡山	五、九三六、八四〇	六九・一	二、五三、六四四	元九・六	二、四四、九六六	二二・〇	三九、七六三	四・六	六、〇三、五八一	一〇〇・〇
広島	七、八九九、六七七	六二・四	四、五九、六四四	三三・二	四、五八、八三一	三三・二	六五、八三三	三・〇	四、〇三、三三四	一〇〇・〇
山口	五、五〇六、〇七〇	四七・一	五、九四、〇〇〇	五〇・七	四、八〇、四三六	四・六	一、〇九、五五五	九・一	六、三三、五五三	一〇〇・〇
徳島	三、三六、九五一	五三・二	二、九〇、五六八	四二・七	二、六六、九九九	四・四	三、七四、四九九	四・三	二、五、七七三	一〇〇・〇
香川	三、〇八、八一三	六〇・七	二、三三、九七〇	三六・〇	一、八四、六六一	三三・三	三、七、七九九	四・八	七、八八一	一〇〇・〇
愛媛	四、八九、八〇〇	六二・一	三、三六、八八六	四〇・二	二、九四、六三三	三三・〇	四、〇、四三〇	五・二	一、四、五〇一	一〇〇・〇
高知	三、一九三、二三三	五〇・五	二、五二、九六六	四二・七	二、三六、九九三	三三・〇	三、七、六三三	四・七	六、四、九九七	一〇〇・〇
福岡	一、一七、四、五九六	七〇・〇	四、七九、五三三	六三・三	三、五七、六六六	三三・〇	一、三四、七九九	七・三	六、六、八三三	一〇〇・〇
佐賀	三、〇三三、三九七	六三・四	一、七九、一三三	三三・〇	一、五五、二九五	元九・六	三、七、八七七	五・四	三、三、九九三	一〇〇・〇
長崎	四、七九、一七〇	七〇・〇	一、八五、四七七	三七・四	一、三九、〇三三	元九・五	五、三、四四四	七・九	一、〇四、〇四四	一〇〇・〇
熊本	五、六五、七三三	七〇・八	二、三三、五三三	三七・八	一、八四、一三五	三三・二	三、六、四三三	四・六	一、九、二二三	一〇〇・〇
大分	四、六九、四九六	六八・八	二、〇九、〇三八	元九・九	一、九四、六七七	三三・一	一、四、六三一	二・一	三、〇、三三三	一〇〇・〇
宮崎	三、七九、〇五三	五七・四	二、六九、四四四	四〇・七	二、四八、一九〇	三三・一	一、六、七、六六八	二・六	二、六、四九九	一〇〇・〇
鹿児島	五、九九、六六五	六四・六	三、二九、八五五	三三・七	二、九三、三三三	三三・四	二、六、三三〇	二・三	一、五、六六六	一〇〇・〇
合計	三三、三七一、三四三	五二・三	一、五〇、八〇六、九四四	三三・九	二、九、五、八、八三三	三三、三三三	三、八、〇、八八	六・六	八、八、元、五、四四	九・九

(二) 五大市

横浜	二五、九六、三三三	七三・八	一、八〇三、七六六	三三・八	一、三〇〇、五九九	一六・三	五〇三、二二七	六・五	三、六四、六四四	四・四
名古屋	五八、二四、三三三	六六・四	二、四九三、八四四	元九・三	一、九元、三三三	三三・七	五、三、四八四	六・六	三、九二、九三〇	二・三
京都	五八、三三、九九一	七三・一	一、五三〇、〇六六	一九・七	八五三、七〇〇	一一・〇	六、七、三六八	八・七	一、九、八、三五三	五・三
大阪	二二、大、四、五〇六	六三・六	五、八五、九六六	二九・一	四、四四〇、二二五	三三・九	一、四、四、八三三	七・二	一、四、四、〇九九	七・三

附表第八 昭和二十七年都道府県別地方税徴収状況及び増加額 昭和二十八年五月三十一日現在

都道府県名	調定済額(A)	収入済額(B)	徴収率(B)(A)	前年度収入額(C)	増減(△)額(B)-(C)	前年度対比率(B)(C)			
	千円	千円	%	千円	千円				
神戸	五〇七、三七・一	一、八五、七三	三五四	一、三五四、八七〇	八・二	五、〇、四一・七三	三九、九二・五五	七、三六、五九	100.0
合計	五、三〇〇、三二・三	二、三五四、八八・二	三六・二	九、八〇〇、六七〇	一九〇	三、七三、三二・七三	二、八六、四六・五五	五、六六、七二	100.0
北海道	七、三九、一三三	六、〇三三、八八	八二・二	五、七九、七四	四四、〇五	四四、〇五	一、八八、九	一、八〇	1.40
青森	一、〇七、四八	八八、五四	七・五	八五、六三	一、八八、九	一、八八、九	一、八八、九	一、〇〇	1.00
岩手	一、七七、五五	一、〇二、六〇	五七・九	一、〇五、九七	四、三三	四、三三	四、三三	〇・七	0.70
宮城	一、六〇、四四	一、七七、元三	一一〇・八	一、三六、八四	三〇、五九	三〇、五九	三〇、五九	一〇一	1.01
秋田	九八、四三	八四、五七	八七・五	八四、二八	二九	二九	二九	〇・九	0.90
山形	七、〇〇、六九	五、〇五〇、四三	七二・五	八〇、三三	10三、三三	10三、三三	10三、三三	〇・七	0.70
福島	一、七七、六三	一、四四、七九	八二・七	一、五二、七三	四、〇〇、七	四、〇〇、七	四、〇〇、七	〇・九	0.90
茨城	一、四四、九六	一、三三、〇四	九二・七	一、〇二、四三	三二、七〇	三二、七〇	三二、七〇	一・三	1.30
栃木	一、七六、三六	一、四七、三三	八三・五	一、三〇、四九	一七四、八三	一七四、八三	一七四、八三	一・五	1.50
群馬	一、〇七、八七	一、四七、六六	一三七・三	一、三九、五九	三九、一〇	三九、一〇	三九、一〇	一・〇	1.00
埼玉	二、四三、八〇	二、一〇、二〇	八六・八	一、八四、三三	三六四、九七	三六四、九七	三六四、九七	一・〇	1.00
千葉	二、一〇、六七	一、五七、七〇	七五・二	一、四四、九三	15二、七七	15二、七七	15二、七七	一・一	1.10
東京	四、四三、五五	四、三三、三三	九七・五	三、四〇、五四	七三、二八	七三、二八	七三、二八	一・〇	1.00
神奈川	八、三三、八四	六、五〇、四一	七七・五	四、七六、三三	一、七六、四八	一、七六、四八	一、七六、四八	一・六	1.60
新潟	二、六四、七三	二、三九、八四	九〇・三	二、三三、三三	五、五一	五、五一	五、五一	一・〇	1.00
富山	一、四三、六三	一、三三、六三	九三・五	一、六〇、三三	一六、六八	一六、六八	一六、六八	〇・七	0.70
石川	一、三三、五三	一、一七、九四	八八・二	一、〇二、二〇	九四、八三	九四、八三	九四、八三	〇・九	0.90
福井	九三、九六	八四、四三	九〇・七	九七、三三	一五、八三	一五、八三	一五、八三	〇・八	0.80
山梨	八三六、八三	六、〇一〇、一五	七二・六	六、九、六四	10、四四	10、四四	10、四四	1.01	1.01

附表第九 昭和二十七年京都府、五大市別一般財源増加状況

(一) 都道府県

団体名	二十七年		二十六年		増減(△)額 (C)-(D)	前年 対比率 (C)/(D)	二十七年 一般財源に 占める 割合 (A)/(C)
	税収入 (A)	平衡交付金 (B)	一般財源 (A)+(B) (C)	一般財源 (D)			
宮崎	一、三六、八八	九四、五七	六・四	一、二〇四、七九	△	三二、六三	〇・七
鹿児島	一、三六、九七	一、〇〇、三六	八三・三	一、〇九、四一	△	三二、三三	〇・九
合計	一七、九七、三三	一四、三四、三六	八三・〇	一、二、五九、〇七	三	九、八二、三四	一・七
北海道	六、〇三、八八	七、三四、二六	一三、四四、九四	一、六六、三六	一、七八、六八	一五、二	六・三
青森	八八、五四	二、四八、七六	三、三九、三〇	二、〇四、〇四	四三、〇六	一五、三	一・一
岩手	一、〇二、六〇	三、七九、〇九	三、七九、七九	三、三九、九三	四八、八五	一一、七	三・五
宮城	一、七九、五三	二、七四、三四	四、五三、七三	三、六四、〇九	四四、五四	一一、三	三・四
秋田	八〇、五七	二、五三、二六	三、三三、六五	三、九六、六四	五九、〇六	一一、〇	三・七
山形	七四、〇四	三、五九、四七	三、三九、五三	二、九八、八五	三、四六、七	一一、〇、五	二・四
福島	一、四二、四八	三、六五、四八	五、一六、二七	四、四七、四四	七四、七三	一一、六	三・一
茨城	一、五三、四八	三、〇一、四〇	四、五五、一四	三、七九、五五	六六、六九	一一、八	二・八
栃木	一、四七、三三	三、二四、七四	三、七三、二五	三、一四、五五	五〇、七五	一一、六	三・九
群馬	一、四七、六六	三、三九、〇四	三、七九、七〇	三、三六、〇〇	四〇、七〇	一一、四	三・七
埼玉	二、〇〇、〇〇	三、〇九、四三	四、八五、六二	四、二四、九五	六〇、六七	一一、七	三・四
千葉	一、九七、三〇	二、八八、五五	四、四九、七五	三、八〇、七一	五九、五四	一一、四	三・七
東京	四、三九、五三	—	四、三九、五三	四、〇〇、四四	三、八八、〇九	一一、三	一〇・〇
神奈川	六、三九、二二	四、一七、〇七	六、九八、二五	五、〇〇、一七	一、二八、〇八	一一、九	九・六

新高富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島網山徳香愛高
歌

知媛川島口島山根取山良庫阪都賀重知岡阜野梨井川山湖

三、九三、八四〇	二、三三、六五五	一、七六、九〇九	八、四三、四八五	六、〇三、一〇五	一、八四、四九六	一、八三、六六八	三、八六、〇七三	七、天三、九六三	一、七六、六〇四	七、三、九七〇	三、五三、五三三	三、七五、七九七	六、八七、一三六	六、三三、九三五	一、三、八四六	天八、六四九	六、五三、七三五	一、八八、一九九	二、五、大、四九六	三、〇一、二、三三	七、三三、三四三	八、〇七、七三三	一、四八、八七七	六、九、五二一
三、五三、五八	一、四九、八五五	一、四三、四九九	一、四七、五二一	一、七〇、四八六	三、五五、四七	二、三三、四三	二、一六、三三三	九、六、三六一	一、八、九、三五五	一、四九、〇八四	八、六五、三八	一、三、四、五〇	一、三三、五〇〇	一、三三、七四〇	一、七三、七四四	一、四九、九六八	一、八七、五〇〇	二、四三、四三三	二、六九、〇五一	一、九七、八〇〇	一、七五、〇五〇	一、五五、四四四	二、三三、九三三	一、七四、三四一
五、九〇、四三三	二、六二、四三〇	二、六九、四八	二、三三、九六六	二、三、四、七四	五、三九、八七六	四、〇七、天三	六、〇七、四三六	八、三五、天七	三、六五、九六九	二、三二、〇五〇	四、三七、八〇〇	二、七五、七七八	八、七一、六八八	一、九四、五五九	三、〇八、二、〇	一、八七、六三三	二、五五、九四九	四、三三、五三	五、二七、五七七	四、〇九、〇〇	二、四、四、三〇〇	二、三六、二、八六	三、七九、八〇〇	二、四六、七三三
五、三三、九四八	二、天二、七八四	二、三六、九七六	二、三三、九八九	二、一〇、四、一三三	四、六四、五〇〇	三、五、八、八六	五、二二、九三六	七、六四、一七六	三、四三、〇八六	二、〇三、〇七	四、三八、九八	一、四、三三、〇三	八、四四、九一	一、八七、八三三	二、六七、八五四	一、五七、二九九	二、三九、〇〇〇	三、八三、五八	四、八二、五〇〇	四、〇四、一、四	二、九〇、九三	二、八四、五〇一	三、四九、七五五	二、三九、七五五
六、三三、四五四	一、〇〇、六六六	三、六〇、四三	一、七九、九八九	三、一〇、八四一	七、三五、三三六	八、八五、五〇〇	六、七、一一	六、七、一一	一、七三、八七三	一、四八、九七七	六、九、四三三	一、四九、六、五五	二、三三、二九三	五、六、八三	三、八四、三六六	三、〇一、三四四	二、九六、八八五	四、四〇、一、七三	四、天、〇七七	三、三、〇六三	二、七三、七七八	一、七、六四四	二、九〇、四八五	二、九、九六六
二、三、八	二、〇、四	二、五八	二、〇、四	二、五二	二、五七	二、三三	二、七二	二、〇八	二、〇五〇	二、七〇	一、〇、五	八、九、四	九、一	一、〇三、八	二、六〇	二、九、一	二、四六	二、二	一、八、三	九、九三	二、三、四	二、〇、一	二、〇、六	
四、〇、四	四、五、四	四、九	三、六、六	三、六、六	三、四、五	六、八、四	八、八、四	四、七、七	三、四、八	三、四、八	七、七、八	一、〇〇、〇	八、三、八	三、三、三	四、〇、二	三、〇、七	三、六、八	四、三	四、八、九	五、〇、二	二、九、〇	三、四、三	三、七、九	六、八、六

合 計	一、四、三、四、三六	九、八、〇、五、六一	二、四、一、四、五、四六七	二、四、四、八、二、九七	三、六、八、七、一、〇	二、六、八、七、一、〇〇	一、三、五、一、〇、五七	二、三、五、〇、七、一〇	七、五、〇、七、一〇	九、八、七、七、一〇	二、三、九、四、七	七、三、六、二、六四	七、三、六、二、六四
鹿 児 島	一、四、一、〇、〇、三六	三、一、三、三、〇、四	四、一、四、〇、〇、七九	三、八、三、〇、六五	三、八、三、〇、六五	三、八、三、〇、六五	三、八、三、〇、六五	三、八、三、〇、六五	三、八、三、〇、六五	三、八、三、〇、六五	三、八、三、〇、六五	三、八、三、〇、六五	三、八、三、〇、六五
宮 崎	九、四、一、五、七	一、八、〇、〇、〇、七	二、七、四、三、九、四	二、五、六、〇、五三	二、五、六、〇、五三	二、五、六、〇、五三	二、五、六、〇、五三	二、五、六、〇、五三	二、五、六、〇、五三	二、五、六、〇、五三	二、五、六、〇、五三	二、五、六、〇、五三	二、五、六、〇、五三
大 分	一、三、〇、〇、七	二、一、〇、一、〇、一	三、〇、七、一、二	二、七、三、七、九八	二、七、三、七、九八	二、七、三、七、九八	二、七、三、七、九八	二、七、三、七、九八	二、七、三、七、九八	二、七、三、七、九八	二、七、三、七、九八	二、七、三、七、九八	二、七、三、七、九八
熊 本	一、五、九、一、五	二、六、七、六、三	四、三、六、八、三	三、七、三、七、五	三、七、三、七、五	三、七、三、七、五	三、七、三、七、五	三、七、三、七、五	三、七、三、七、五	三、七、三、七、五	三、七、三、七、五	三、七、三、七、五	三、七、三、七、五
長 崎	一、七、六、三、六	一、九、二、〇、六六	三、七、六、五、三、七	三、二、六、一、三、四	三、二、六、一、三、四	三、二、六、一、三、四	三、二、六、一、三、四	三、二、六、一、三、四	三、二、六、一、三、四	三、二、六、一、三、四	三、二、六、一、三、四	三、二、六、一、三、四	三、二、六、一、三、四
佐 賀	八、三、〇、〇、三	一、五、〇、七、七	二、五、一、七、〇	二、〇、五、五、七	二、〇、五、五、七	二、〇、五、五、七	二、〇、五、五、七	二、〇、五、五、七	二、〇、五、五、七	二、〇、五、五、七	二、〇、五、五、七	二、〇、五、五、七	二、〇、五、五、七
福 岡	七、三、六、二、六四	二、三、九、四、七	九、八、七、七、一〇	七、五、〇、七、一〇	七、五、〇、七、一〇	七、五、〇、七、一〇	七、五、〇、七、一〇	七、五、〇、七、一〇	七、五、〇、七、一〇	七、五、〇、七、一〇	七、五、〇、七、一〇	七、五、〇、七、一〇	七、五、〇、七、一〇

(東京、大阪を除く。)
(四七・〇)

(二) 五 大 市

横 浜	三、八、四、九、五	三、八、七、六、六	四、一、三、七、二	三、七、三、九、二	四、〇、八、八、四〇	四、〇、八、八、四〇	四、〇、八、八、四〇	四、〇、八、八、四〇	四、〇、八、八、四〇	四、〇、八、八、四〇	四、〇、八、八、四〇	四、〇、八、八、四〇	四、〇、八、八、四〇
名 古 屋	四、三、六、九、一	三、五、六、五、五	四、五、九、四、六	三、九、六、九、六四	四、七、六、五、三	四、七、六、五、三	四、七、六、五、三	四、七、六、五、三	四、七、六、五、三	四、七、六、五、三	四、七、六、五、三	四、七、六、五、三	四、七、六、五、三
京 都	三、四、八、七、〇、三	九、七、三、三、四	四、四、四、四、七	三、四、六、四、〇、六	九、六、七、九、五	九、六、七、九、五	九、六、七、九、五	九、六、七、九、五	九、六、七、九、五	九、六、七、九、五	九、六、七、九、五	九、六、七、九、五	九、六、七、九、五
大 阪	一、〇、五、六、三、九	一、〇、四、四、四	一、〇、六、五、七、二	九、四、七、八、〇、七	一、三、六、七、九、五	一、三、六、七、九、五	一、三、六、七、九、五	一、三、六、七、九、五	一、三、六、七、九、五	一、三、六、七、九、五	一、三、六、七、九、五	一、三、六、七、九、五	一、三、六、七、九、五
神 戸	三、六、五、三、四	七、六、七、四	三、七、九、〇、五、五	三、四、四、四、七	二、八、四、〇、八、四	二、八、四、〇、八、四	二、八、四、〇、八、四	二、八、四、〇、八、四	二、八、四、〇、八、四	二、八、四、〇、八、四	二、八、四、〇、八、四	二、八、四、〇、八、四	二、八、四、〇、八、四
合 計	二、五、九、〇、三、五、八、二	一、六、四、四、八、四、九	二、七、五、四、四、三	二、三、九、四、〇、〇、六、九	三、六、〇、五、三、六、三	三、六、〇、五、三、六、三	三、六、〇、五、三、六、三	三、六、〇、五、三、六、三	三、六、〇、五、三、六、三	三、六、〇、五、三、六、三	三、六、〇、五、三、六、三	三、六、〇、五、三、六、三	三、六、〇、五、三、六、三

附表第十 昭和二十七年人件費の増加額と一般財源の増加額の比較

団体名

(一) 都道府県

北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県

人 件 費

二十七年 二十六年 (A) (B) (A) (B) (C) 増加額

一般財源増減額との比較 (D) (C) 減(△)額(○) 千円

団体名	二十七年 (A)	二十六年 (B)	(A) (B) (C) 増加額	(D) (C) 減(△)額(○)	%
北海道	二、三〇九、三三三	八、五〇四、三〇四	二、七〇四、九七二	一、七八八、〇六八	八三・七
青森	二、八五一、〇〇〇	二、二六二、七三三	五、四八八、二六七	四九三、〇〇〇	五五・五
岩手	三、三二二、二七七	二、四〇五、三三三	八八六、九四三	四八八、八五五	八五・〇
宮城	三、三二二、二七七	二、四〇五、三三三	八八六、九四三	四八八、八五五	八五・〇
秋田	二、七七七、三三三	二、四〇五、三三三	三、七二二、〇〇〇	三〇〇、五五八	八〇・八
山形	三、〇六六、〇〇〇	二、一〇二、七六一	七、六六三、二三九	三九二、〇六一	八三・〇
福島	四、四四三、〇〇〇	三、三三六、三三三	一、一〇六、六六七	三三四、六六七	九三・一
茨城	三、六六六、〇〇〇	二、七七七、九〇九	八八八、〇九一	七三四、七三三	八五・七
栃木	三、〇〇〇、三三三	二、三三七、九〇九	七六二、四二八	六六六、六六一	八四・三
群馬	三、三三三、三三三	二、三三七、九〇九	九九五、四二四	五三〇、七五〇	七〇・八
埼玉	四、〇〇〇、〇〇〇	二、九三三、〇〇〇	一、〇六七、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	八八・一
千葉	四、〇〇〇、〇〇〇	三、九三三、〇〇〇	六六、〇〇〇	六九五、八八七	八三・四
東京都	三、〇〇〇、〇〇〇	二、三三三、三三三	六六六、六六六	五九八、五九四	九一・〇
神奈川県	三、〇〇〇、〇〇〇	二、三三三、三三三	六六六、六六六	七三三、八七五	七四・二
新潟県	四、四四四、四四四	三、三三三、三三三	一一一一、一一一	一、一八一、九三七	三三・七
富山県	五、三三三、三三三	四、三三三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	六七三、四四四	八八・一
石川県	二、三三三、三三三	一、七九九、八八七	五、五三三、四四四	一〇〇、六六六	八五・四
福井県	二、〇〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三六〇、四四四	七九・七
山梨県	一、六六六、六六六	一、三三三、三三三	三三三、三三三	一七九、九九九	七三・〇
長野県	二、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	三三三、三三三	七三・〇
長野県	四、七四四、三三三	三、九九九、七七七	一、七四四、五五五	七五五、三三三	八八・五

三七年度における一般財源に対する人件費の割合

宮大熊長佐福高愛香徳山広岡島鳥島和奈兵大京滋三愛静岐
歌

崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀	重	知	岡	阜	
三、三〇、三六六	二、九七、五七六	三、七〇、九五二	三、三四、九五	二、七〇、九五二	二、三〇、三三一	七、六六、三〇六	二、〇九、九八六	三、〇六、四三三	二、三六、九八〇	一、九七、五九七	三、六三、四一	四、五八、三三四	三、五九、四八二	二、七七、〇九六	一、五五、六五三	二、四一、三六〇	一、七九、九五三	七、三五、三六七	九、五七、九六三	四、四二、六九三	一、九七、五九四	三、一九、五八四	六、三九、七九七	四、五九、八五六	三、三六、三六六
一、八七、三三四	二、三四、六〇〇	二、九〇、〇八〇	二、四一、〇五	一、六〇、三三〇	五、六五、八九〇	一、四三、一五	二、三九、〇七	一、六八、九一〇	一、四八、九三	二、七六、三三	一、六〇、三三	二、五〇、三九九	一、六〇、三三	一、七九、九三	一、三六、三六	六、〇三、〇〇四	六、七二、五〇〇	三、三三、六一	六、七二、五〇〇	三、三三、六一	一、七五、八七七	二、四七、三六	四、六九、七三	三、四八、〇七八	二、四六、七九
四四三、四三	六四五、九七六	八七〇、一〇	七三三、五三	四六六、〇三八	二、一〇、〇三六	五六六、七八三	七九六、三六六	四六六、〇九	四四五、六七	八四七、〇三六	四四五、六七	八七〇、一〇	四六六、八二	三九九、五一	六三、四四五	四一、六四六	一、三三、三六	二、七四、四三	一、〇六、五七七	一、〇六、五七七	一九一、七七	六九四、三九七	一、五八、〇四〇	一、〇三、七七八	八七三、五七
二〇六、八五	五八三、一七四	六五、四八	五〇三、九三	二七六、一五	二、二七、〇〇〇	二九八、九九六	二九〇、四八五	二九〇、四八五	一七七、六四	二七三、三七八	三三、三六	四〇六、〇四七	二九六、八五	三六四、三六	五、六六	三六四、三六	二四三、三三	一、四九、五五	六、九四	一、〇六、五七七	一四八、九七七	六七七、二二	八八五、五〇	四九〇、七六	四九〇、七六
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
三三六、一九〇	六三、八〇三	二二六、七一	二七九、五四〇	一八九、八六五	二二七、〇〇〇	二八七、七六六	五五五、八八一	二八〇、四三三	一六三、二四九	八八〇、〇九〇	三三、三六	四〇六、〇四七	四四〇、一七	四一〇、九一〇	四四、九六四	三三八、一三九	四四、九六四	二、四七、五五	四、二九、〇四七	二、〇三、七四〇	四三、七四〇	五〇、四三四	九〇、九三九	一四六、三六八	三六一、八一
八三・四	八七・四	八九・二	八五・六	八七・九	八三・六	八三・六	八三・一	九〇・六	七七・八	九〇・一	八八・〇	八八・〇	八八・〇	八八・二	八七・五	八七・五	七五・四	二〇・七	二〇・七	六六・三	七四・八	七五・一	七五・一	八二・九	八二・九

鹿兒島 四、〇四、七九 三、一九、七六 八三、〇六一 三九、七六 五三、三三 九七二

合計 一九七、四七、七三 一〇九、〇〇、八〇 四、四四、五三 六、八七、七〇 三、七三、八〇 三、七三、八〇 八二八

(一) 五大市

横 三、四八、六五 三、七四、六三 七四、〇三 四八、八四〇 三、七、八一 八四〇

名 二、八九、七四 二、三四、九七 六五、八〇七 六六、五三 三、七、七五 六、〇〇

京 三、五、七三 二、七四、〇六 四九、七四 九七、九三 四九、七〇 七、九

大 八、〇〇、三三 六、八七、七四 一、三三、九四 一、三三、九四 四、〇、四〇 七、三

神 二、八五、〇八 二、四〇、八八 七五、一七 三、四、〇四 四、〇、四〇 六、六

合 計 二〇、五三、五一 一六、六五、八四 三、八三、六九 三、六五、三三 三三、三九 七、五

附表第十一 昭和二十八年年度地方財政平衡交付金算出額(都道府県分)

二 十 八 年 度

都道府県名 基準財政 需要額 基準財政 収入額 交付金額 特別交付金 交付金総額 二十七年 度 交付金総額 増減額

北 海 道 一〇、三三、七六 四、三四、七五 五、九三、〇六 五、〇、七九 六、四〇、八三 七、二四、二二 八、五三、〇三

青 島 二、七四、七六 六、四、五〇 二、〇、九三 一〇、三九 二、九〇、五四 三、四八、七六 三、四八、七六

岩 手 三、〇三、四八 五、七、〇八 二、四九、六〇 一〇、五九 二、五九、二九 二、七六、〇九 二、七六、〇九

宮 城 三、二四、三〇 九、七、三〇 二、三三、二二 一、五、四四 二、三三、七六 二、七四、三〇 二、七四、三〇

秋 田 二、九二、五九 五、〇、二二 二、三三、六一 九、六四 二、四三、九六 二、五三、二六 二、五三、二六

山 形 二、六九、七二 五、〇、六三 二、二七、五九 二、四、三三 二、四二、〇〇 二、五二、四九 二、五二、四九

(A) (B) 千円

鳥和奈兵大京滋三愛靜岐長山福石富新神東千埼群枋茨福
 歌山良庫阪都賀重知岡阜野梨井川川瀉川奈川葉玉馬木城島
 取

一、七、四、四三	一、〇、七、九、七三	三、一、六、四、五九	一、九、七、五、五	三、三、四、〇、四	三、六、四、四、六	三、〇、〇、四、四
三、六、三、八、九	一、〇、五、七、〇	二、六、四、一、九	一、四、一、五、四	二、九、七、六、三	三、一、〇、七、〇、五	三、三、一、〇、五
三、〇、〇、八、九、七三	一、〇、五、〇、〇、〇	一、九、七、三、七三	二、九、一、一、三	二、一、三、一、〇、六	二、四、八、七、四	三、〇、七、一、〇、五
三、一、六、一、〇、六	一、九、三、一、四	二、〇、七、三、八、七三	三、三、七、五三	二、一、九、六、六、五	二、三、九、六、六	二、三、九、六、六
三、六、六、八、八、九	一、四、九、七、〇、三	二、一、〇、七、一、八、七	五、一、五、四	二、一、三、三、四、一	二、六、九、四、三	二、六、九、四、三
三、七、九、二、八、四	一、四、三、五、八、一	三、二、四、五、七、〇、三	八、〇、八、五、六	二、四、六、五、九	二、八、八、五、五	二、八、八、五、五
三、四、三、〇、四、〇	二、一、五、三、〇、八、六	△ 八、〇、九、〇、四、六	—	—	—	—
四、四、七、三、五、三	四、九、五、六、六	△ 五、四、四、〇、三	—	—	—	—
四、八、〇、一、四、〇、六	一、七、四、一、三、〇	三、〇、〇、〇、一、三、〇	三、一、〇、二、六、五	三、九、〇、四、五	三、五、三、五、八	三、五、三、五、八
二、二、九、五、七、三	九、六、〇、七、六	一、三、五、五、六、七	八、五、〇、三、八	一、四、〇、六、七、五	一、四、九、八、五	一、四、九、八、五
二、〇、〇、〇、八、三、四	七、九、三、三、四	一、二、〇、七、五、〇	一、〇、五、八、三、三	一、三、三、三、三、三	一、四、一、四、〇	一、四、一、四、〇
一、七、九、〇、〇、五	四、九、九、三、六、五	一、九、〇、六、六、五	九、〇、三、〇、九	一、三、〇、八、七、四	一、四、七、五、一	一、四、七、五、一
一、九、三、七、四、六	四、八、三、七、六、八	一、四、九、七、六、八	〇、八、七、三、七	一、五、四、〇、三、九	一、七、四、〇、六、九	一、七、四、〇、六、九
四、四、四、六、七、六	一、三、七、二、八、五	三、二、九、四、四、一	一、四、八、七、三、七	一、五、四、〇、三、九	一、七、四、〇、六、九	一、七、四、〇、六、九
三、一、七、四、九、三、三	一、三、九、九、七、七、四	一、八、〇、五、五、八	六、六、四、三	一、八、九、七、〇、〇	三、一、三、三、九、四	三、一、三、三、九、四
四、三、五、六、八、六、四	三、〇、四、三、一、三、七	一、三、〇、四、七、七	一、五、九、九、六	一、四、七、〇、七、五	二、一、六、一、三、三	二、一、六、一、三、三
五、八、九、三、三、三	五、八、七、四、六、九	四、七、五、四	一、五、九、九、六	一、四、七、〇、七、五	二、一、六、一、三、三	二、一、六、一、三、三
二、七、六、六、五、九、六	一、四、三、六、三、三	一、三、三、三、九、七、三	一、四、四、九、三	一、四、七、〇、七、五	二、一、六、一、三、三	二、一、六、一、三、三
一、七、六、八、九、九、八	六、六、九、九、五	一、一、一、〇、〇、六、三	六、六、〇、八、六	一、四、九、〇、七、三	一、八、九、〇、七、三	一、八、九、〇、七、三
三、一、七、六、四、四、七	三、一、〇、四、一、六、六	一、一、一、〇、〇、六、三	六、六、〇、八、六	一、四、九、〇、七、三	一、八、九、〇、七、三	一、八、九、〇、七、三
七、三、六、五、一、五、三	二、一、〇、三、六、七	△ 三、九、九、五、五、六	—	—	—	—
六、一〇、三、九、〇、五	五、四、八、一〇〇、一	五、五、五、九、〇、四	—	—	—	—
一、五、〇、〇、八、三、五	五、六、九、九、七	一、〇、四、三、八、九、八	二、三、三、九、九	一、二、六、一、七	一、三、三、七、〇	一、三、三、七、〇
二、一、六、六、五、八、八	九、〇、三、四、六	一、一、六、四、四、四	二、四、八、六、〇	一、五、三、一、三、三	一、七、三、七、〇、四	一、七、三、七、〇、四
一、五、三、三、六、三、〇	三、四、九、三、七	一、一、八、七、六、九、三	一、六、一、五、三	一、三、〇、四、三、五	一、四、九、九、八	一、四、九、九、八

島根	二、四三、九三三	五五、八三三	一、六七、九一七	九、四〇九	一、七五、七四〇	一、八七、五〇〇	一、四六、八三〇
岡山	三、三七、四七一	一、三四、〇六七	一、九四、四四四	一、四〇、〇〇九	二、〇八、四四九	二、四三、四三三	四三三、九一九
広島	四、〇五、七八〇	二、二六、六七七	一、九七、三三三	一、四三、三三九	二、〇六、四五一	二、六九、〇五二	五七六、五九九
山口	三、三五、六八八	二、一〇、九五五	一、三九、〇七三	一、三九、〇七三	一、四三、〇一〇	一、九七、七八〇	五七、六〇九
徳島	一、九三、五九六	四、六四、五五五	一、四九、〇四四	一、四九、〇四四	一、五七、四五四	一、七五、〇五四	一、六四、五六〇
香川	一、九三、五一	六、九八、四九九	一、三四、〇三三	一、三四、〇三三	二、三三、七〇〇	一、四四、七三三	一、五五、四四四
愛媛	二、九〇、六三三	一、〇八、七六二	一、八九、九三三	一、四二、三三三	一、四二、三三三	二、〇七、〇三三	二、三三、九三〇
高知	二、〇九、九四六	五、六、七九九	一、五三、一七〇	一、四二、三三三	二、〇七、〇三三	一、六四、七六六	一、七四、二四四
福岡	六、二一、〇三三	四、〇八、六一一	一、二一、四三三	一、二一、四三三	五、五五、七一一	一、七六、八三三	二、三九、四七〇
佐賀	一、八九、一五三	六、七、五五五	一、二〇、六八八	一、二〇、六八八	一、三三、三三三	一、三三、三三三	一、五〇、七七七
長崎	二、八八、八五八	一、五、六三三	一、三三、三三三	一、三三、三三三	二、〇、三三三	一、四三、八九九	一、九二、〇〇〇
熊本	三、八六、三三五	一、〇四、七三三	二、三六、〇三三	一、四、九六六	一、四、九六六	二、四〇、五八八	二、六七、五三三
大分	二、六三、〇三三	八、四、三七七	一、七〇、六六六	一、七〇、六六六	一、七、五〇〇	一、八六、一六六	二、一〇、一〇三
宮崎	二、二五、八三三	八、八、五三三	一、四七、三三三	一、四七、三三三	七、三三三	一、五四、三三三	一、八〇、三三三
鹿児島	三、九四、七七七	八、七、七三三	二、五、六六六	二、五、六六六	一、五、二七七	二、七四、五三三	三、二三、〇四四
鹿儿岛	一、四、六四〇、八三三	六、七、四〇、五三三	七、九〇、三三三	五、九三、三三三	八、三、八三三	七、三三、四七七	七、三三、四七七
交付	三、五、二四四、四六六	七、八、一〇一	△三、三三三、七五五	—	—	—	四三、七〇四
不交付	—	—	—	—	—	—	—
合計	一、五、八六六、三七七	一、〇〇、三三三、九三三	七、九〇、三三三	五、九三、三三三	八、三、八三三	九、〇〇、三三三	△四、一〇九、四四四

附表第十二 昭和二十八年年度地方債配分状況(都道府県分)(二一九、二、二八現在)

都道府県名

一般補助事業

補助災害事業
(冷害補助)
(分を含む)

単独災害事業
(火災復旧事)
(業を含む)

一般単独事業

特例法による

計

北海道

二、三三、〇〇〇
千円

三、五、〇〇〇
千円

七、八〇、〇〇〇

八、九〇、〇〇〇
千円

四、一七、〇〇〇
千円

京 滋 三 愛 靜 岐 長 山 福 石 富 新 神 東 千 埼 群 柄 茨 福 山 秋 宮 岩 青
 都 賀 重 知 岡 阜 野 梨 井 川 山 潟 川 京 葉 玉 馬 木 城 島 形 田 城 手 森
 奈

四、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	九、三〇〇、〇〇〇	六、八〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	八、一〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	八、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇
三、〇〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
八、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	五、三〇〇、〇〇〇	五、三〇〇、〇〇〇	五、三〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
三、五〇〇、〇〇〇	八、九〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

附表第十三 昭和二十八年年度及び二十九年年度地方公共団体に対する普通補助金及び地方歳出額

事項名	補助率	国库補助額		地方負担額		合計(地方歳出額)	
		二十八年年度 百万円	二十九年年度 百万円	比較 増減 百万円	二十八年年度 百万円	二十九年年度 百万円	比較 増減 百万円
町村合併促進対策補助金	三分の一	—	—	—	—	—	—
特別区自治警負担金	十分の十	—	—	—	—	—	—
消防機械器具整備補助金	十分の十	—	—	—	—	—	—
北海道開発事業費補助金	三分の一	—	—	—	—	—	—
小計(一)	十分の八	—	—	—	—	—	—
産業教育振興費補助金	三分の一	—	—	—	—	—	—
公立学校理科教育設備費補助金	三分の一	—	—	—	—	—	—
公立学校図書館図書その他整備費	二分の一	—	—	—	—	—	—
小計(二)	二分の一	—	—	—	—	—	—
精神衛生補助金	二分の一	—	—	—	—	—	—
保健所補助金	三分の一	—	—	—	—	—	—
結核予防補助金	四分の一	—	—	—	—	—	—
法定伝染病予防費補助金	三分の一	—	—	—	—	—	—
災害救助費	定	—	—	—	—	—	—
身体障害者更生援護措置補助金	二分の一	—	—	—	—	—	—
生活保護補助金	二分の一	—	—	—	—	—	—

兒童措置補助金 三分の一、十分の八 四、三三 五、三八 五五 一、三三 一、六六 一〇 五八〇〇 六、五四 七四
 母子福祉費 二分の一 七六 六〇△ 一七六 七六 六〇△ 一七 一、五九 一、四〇〇△ 三三

小計 (三)

農業委員會補助金 十分の八、十分の十 三、〇六 六、八〇 二、七四 一五、六三 一七、二五 一、六二 五、七九 五、二五 四、三六
 交換分合事業補助金 二分の一 二〇 二二 二二 一〇八 一〇八 二二 二二 二六 二六

生活改善事業補助金 三分の一、三分の二 一三三 一三三 一三三 一三三 一三三 一三三 一三三 一三三 一三三
 牧野改良事業補助金 二分の一、十分の十 一〇六 一〇六 一〇六 一〇六 一〇六 一〇六 一〇六 一〇六 一〇六

有畜營農創設利子補助金 五分の三 一三三 一三三 一三三 一三三 一三三 一三三 一三三 一三三 一三三
 家畜伝染病予防費 二分の一、十分の十 五九 五九 五九 五九 五九 五九 五九 五九 五九

森林計画樹立費負担金 二分の一 四六 四六 四六 四六 四六 四六 四六 四六 四六
 林業改良普及事業費 二分の一 九 九 九 九 九 九 九 九 九

森林害虫駆除費 二分の一、十分の十 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三
 病害虫発生予防事業費 二分の一 八 八 八 八 八 八 八 八 八

病害虫防除器具購入費 二分の一 五 五 五 五 五 五 五 五 五
 農業改良普及事業費 三分の一 一、四 一、四 一、四 一、四 一、四 一、四 一、四 一、四 一、四

既墾地未墾地調整交付金 十分の十 六三 六三 六三 六三 六三 六三 六三 六三 六三
 主要食糧農作物原種圃 二分の一 三七 三七 三七 三七 三七 三七 三七 三七 三七

耕土培養対策事業費 五分の三 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六 一六
 災害融資利子補助金 二分の一、八〇分の五 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇

指定病害虫駆除予防費 二分の一 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四
 蚕業技術指導強化費 二分の一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一

指定病害虫駆除予防費 二分の一 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四
 蚕業技術指導強化費 二分の一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一

指定病害虫駆除予防費 二分の一 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四
 蚕業技術指導強化費 二分の一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一

指定病害虫駆除予防費 二分の一 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四
 蚕業技術指導強化費 二分の一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一

指定病害虫駆除予防費 二分の一 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四
 蚕業技術指導強化費 二分の一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一

指定病害虫駆除予防費 二分の一 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四
 蚕業技術指導強化費 二分の一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一

指定病害虫駆除予防費 二分の一 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四
 蚕業技術指導強化費 二分の一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一

指定病害虫駆除予防費 二分の一 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四
 蚕業技術指導強化費 二分の一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一

指定病害虫駆除予防費 二分の一 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四
 蚕業技術指導強化費 二分の一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一

指定病害虫駆除予防費 二分の一 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四
 蚕業技術指導強化費 二分の一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一

小計(四)

一般公共職業補導所費補助金

防火建築帯構成補助金

小計(五)

(一)+(二)+(三)+(四)+(五)計……(A)
 の他……………(B)

総理府所管

文部省所管

厚生省所管

農林省所管

通産省所管

運輸省所管

労働省所管

建設省所管

合計(A)+(B)

昭和二十八年災害対策諸費

総計

(注) 補助率の左右二行になつてゐるものは二十八年度(右行)、二十九年年度(左行)の補助率である。

附表第十四 昭和二十九年年度国庫補助事業地方負担額調

費目	国の予算		地方公共団体負担額		総事業費 (A)+(B)+(C)	組合その他 の負担金
	(A) 百万円	(B) 百万円	直轄補助計	直轄補助計		
河川	二、四六六	六、八三三	一、九三九	三、六五〇	七、二五五	一〇、八五五
			三、六五〇	七、二五五	一〇、八五五	二六、四四四
						三三

(一) 一般公共事業

(災害公共事業)

過年度分	現年度分	文教災害復旧	上下水道災害復旧	小計	合計
四、三七	一、〇〇〇	〇	〇	五、三七	五、四六
四九、〇六	九、〇〇〇	〇	〇	五八、〇六	一、元、七四
五、九三	一〇、〇〇〇	一、三四	三、五	一〇、四二	一、九、三〇
三〇九	一七	〇	〇	三二六	一〇、七九
七、九三	二、八八	四三	二、九二	一、一〇四	八、四〇八
八、三二	二、五五	四三	二、四〇	一、一〇六	九、八八
六、〇五	二、八八	一、四六	六、七	五、六六	三、四、二八
二、六四	九四〇	一	一	三、三四	三、八八